

剛乘大居士となつた。御堂關白とはこの人のことである。

第三章 院政時代

第一節 院政時代の社會狀況

新義真言宗々祖興教大師覺鑊上人の出世や、小野、廣澤の事相の諸流派の競ひ起りし時代は、恰も藤原氏の榮華の夢も後三條天皇の御即位に依つて一朝にして醒め果て、後は、叡明なる白河、堀河等の諸帝御即位あらせられ、平安朝の藤氏攝關時代の公卿政治より、鎌倉時代の武家政治に至る中間の楛梯に院政時代が出現し、白河法皇は院中に在りて政を聽くこと堀河、鳥羽、崇徳の三朝四十四年、鳥羽上皇は同じく院政を行ふこと崇徳、近衛、後白河の三朝二十八年間であつた。此の間、後白河天皇の保元元年には保元の亂あり、次で御即位あらせられたる二條天皇の平治元年には平治の亂ありて、漸く地歩を固め來りて、平治の亂後、安徳天皇の養和元年清盛が死亡す

る迄約二十年間は平氏の全盛時代であつて、政令一に太政入道より出で、天子は上にあれども凡ての事を拱手傍觀の體であつた。然して朝廷に勢力を占むると共に在來の武家の胄をぬいで、公卿の冠を着けた平氏は、平治の亂にて一敗地に塗れたとは云へ、前九年、後三年の戰以來父祖の東國に培へる源氏の勢力の爲に、遂には驕る平氏は西海に没落の運命に遭遇したのである。藤氏權勢失墜以來、鎌倉幕府建設に至る約百二三十年間は世間は殊に騒々しく、戰の絶え間なき有様であつて、寺院等に於ても自己存在の肯定にはどうしても兵力でなければ立ち行かぬやうになつた。然れば延暦寺にせよ、園城寺にせよ、南都にせよ、或は亦、金剛峰寺にせよ、澤山の僧兵なるものを養成して居たのである。特に延暦寺の山法師、興福寺の奈良法師は勢力強大にして、其の處分には流石の朝廷に於ても非常に困却せられ、白河法皇をして三不如意の嘆を發せしめた、その一は實に此の僧兵の横暴であつた。彼等僧兵は苟しくも少し事ある時は山法師は常に山王三社、七社或は祇園京極北野等の神輿を奉じて關に至り

南乘は春日の神木を奉じて觀學院に入り、朝廷に訴へるのが常であつた。山王神輿の入洛は堀河天皇の嘉保二年、即ち興教大師御生誕の年を初めとし、高倉天皇の安元三年に至る迄八十年間に前後九回、春日の神木の入洛は、堀河帝の寛治七年より、高倉天皇、承安三年に至る迄約八十年間に前後八回であつた。其の他瓊少の事故を以て大衆帝京に亂入し、鳳闕又は大臣の第に強訴し、或は僧侶相闘ひ、寺院相攻め、神人相争ふが如きに至りしは其の數極めて多く、堀河天皇の末年より數十年間は殆んど年として之れなきはなく、甚しきは一年數回に及ぶことあり、而して神輿と神木とを奉じて京に入るや、請ふ處容れられざるなき有様であつた。此の故に當時の公卿、武人苟しくも少しく怨恨を僧侶、神人に買ふ時は多くは爲めに流刑の法網に罹り、其の京都に亂入するや勅を奉じて之れを禦ぐも過て彼等を殺傷するもの亦重刑を免るゝことが出来なかつた。清盛が極盛時代に在つて尙都を福原に遷さんとせる眞意は一面に於て之れに苦しんだからであつた。

世間の状態はかくの如き有様であつたが、之れを佛教全般、及び宗門内に付て觀察して見るもかなり多事な状態であつた。宗門内の出来事は主として事相諸流の勃興であつて、此れは前述の如き有様であつた。亦白河法皇、鳥羽法皇等の尊貴の特信家の入密に依つて、寺塔の建立等も頗る多かつた。他宗の方面に就て考察するに、此の時期に尤も注目す可きは念佛門の興起そのものであつたであらう。元來阿彌陀如來の名號を唱念して淨土の往生を期することは、本邦其の風極めて古く、聖德太子既に西方を願ひ、皇極、孝徳朝には慧隱、無量壽經の宮講あり、後、行基菩薩また佛號を高く唱して衆庶を勧誘し、三論の智光はその同侶禮光の化を受けて淨土曼荼羅を畫き、又「淨土論註」の著作がある。奈良朝末に至りては光明皇后、最も無量覺の誓願に歸命、崩後勅して諸國國分寺に阿彌陀淨土の畫像を造らしめ、且つ七々日には「稱讚淨土經」を寫さしめ、周忌には阿彌陀丈六像、及び挾侍の菩薩二軀を造らしめ給ふた。其の後に至りても法相、三論、天台、眞言、其の宗とするところ、同じからずと雖、

唯西方を期することは之れに依りて限られたることなく、其の範圍廣かつたやうである。特に禪林寺永觀の如きは其の最も有名なるものである。然りと雖、後世念佛門興隆の起源を求むれば之れを天台の常行三昧に歸せなければならぬ。常行三昧は即ち傳教大師の四種三昧の一にして叡山學生十二年の籠山僧の修する處のものにして、その内の常行佛立三昧は所謂「般舟三昧」にして「般舟三昧經」に依つて立つる所のものである。慈覺大師之れを受け、その入滅の際特に遺命して其の徒に不斷念佛の淨業を修せしめた。故、叡山の念佛は傳教大師の四種三昧に濫觴し、慈覺大師以後漸次完備したるものにして、此の一門の特に平安末より大に興隆の氣運を致したるは前に空也上人あり、後に良忍上人ありて、此れを鼓吹して一般に行き渡らしめたのである。然りと雖、西方の教の愈々勃興の運を作つたものは源信僧都にして、其の著作極めて多しと雖、「往生要集」の如きは甚だ念佛門興隆上よりして、尤も主要なるものに屬し其の後、都率の覺超之れを繼ぎて亦彌陀の佛力を讚し、後代念佛門の興隆は一にこゝ

に淵源すと稱すべきで、つて、彼の法然上人の如きも實にその法系に出づる所のもの
 である。其の他相應和尚の徒にして慈慧大僧正と同門の延昌の如き、その門空也上人
 の如き、或は亦良忍上人の如きが出で、念佛一門の一派の成立と共に、念佛思想は
 佛教各宗に渡つて漲溢し來つたのである。然れば我が眞言宗の大徳に在りても皆その
 影響を稟けざるはなく、成尊僧都、性信法親王の如きも甚だ西方に心を傾けられしが
 如く、我が宗祖興教大師に至つては更に彌陀の願力を信する所深かりしが如くに拜察
 せられる。一代の御著作の中に於て「密嚴淨土略觀」「阿彌陀秘釋」の如きを拜するに大
 に彌陀の信仰を説かれ、更に孝養集に至りては尤も西方淨土を欣求せられし信念を明
 かに表明して居らるゝをも知ることが出来る。此は宗祖が當時の時代の思潮に影響せ
 られしか、或は又此れを捉へて自己の藥籠中のものとせられしかは別問題として兎も
 かく一般に他力思想が僧俗の間に此の時代は行き渡つて居たものと思ふ。

第二節 成尊僧都と其の門下

仁海僧正の瀉瓶を得て小野曼茶羅寺の第二世となつたのは法勝寺圓堂座主少僧都成
 尊國師である。師は南都の人、延命麻呂の子仁盛威儀師の猶子にして興福寺眞喜僧正
 の侍童たりしが、長じ小野の仁海師の室に入り、剃髮せるが海師その法器なるを知
 りて愛育を加へ、四度の大法を授け、勤行甚だ嚴肅であつた。長曆三年九月三日傳
 法灌頂の壇に入つて阿闍梨の職位を受け、更に兩部の儀軌を探究し、師の尤も得意
 とせる請雨經の法を授かり、且八祖傳來舍利寶珠を稟け、曼茶羅寺を付囑せられてそ
 の第二世となつた。曼茶多寺は後に改稱して隨心院と稱したのである。後冷泉天皇の
 天喜二年七月二十一日義範來つて傳法灌頂を受け、法身の心印を相續せんことを請
 ひしに依り、即ち壇を開いて聖水に浴せしめ以て瀉瓶とした。康平中南都興福寺大僧正
 明快來つてまた法脈を相續した。同六年夏大に亢旱するや、勅を奉じて六月十五日より

七日を期し神泉に雨を祈り、初日雷點り、大雨灑ぐこと三日、結願の日更に雨大に澍ぐや後冷泉帝大に感賞あらせられ、「世澆離なれども金剛乘は未だ地に墜せず、撃てば即ち應ず、我が國寶なり」と仰せられた。後三條帝嘗て皇太子たりし時、成尊を以て法友とし、護持僧として信任せしが治暦の頃、宮に入つて皇太子を見るに、春宮鏡に對して師に云ふ曰く、「吁年己に老いたり」と、白鬢數本を抜いて之れを與へた。尊語無く退いて愛染王の秘法を修し、幾程もなく帝位に即かせられた。時に御年三十五。帝は藤氏の權勢を抑へんとして國司の再任を禁止せられしが、關白藤原教通は南都興福寺南圓堂の工事半ばなるの所以を以て之れが再任を乞へるも、天皇は頑として應じなかつた。教通の更に強いて乞ふや「攝關の憚る可きは單に國の外祖たる所以のみ、朕に於て何かあらん」と仰せらるゝや、教通決然色をかへて起ち「春日大明神の神威も今日限りなり、我が一門の公卿は皆余に従ふて去れ」と言ひ放つて宮廷を出た。此れより鎌足、不比等以來養ひ來り、時に廢立も行ひ、人臣の榮華の頂點を極めた藤氏の

勢も、全く地に墜ちて終つたのである。延長元年五月二十五日權律師に任せられ、三年二月三長者に加へられ、六月二十九日少僧都に轉じた。七月十四日甥に當れる範俊に傳法灌頂の職位を授け、印璽を附して渴瓶とした。即ち義範、範俊の二人は南地院僧都に於ける益信、聖寶二師の如きである。四年九月長信僧正の後を襲ふて一長者に進み、同年十二月二十七日高野山明算來つて印可灌頂を承け、法脈を相續して、中院流の祖となつた。白河天皇の承保元年正月七日六十三にして入滅した。其の著に「付法纂要」「心月輪觀記」あり、付法七人にして義範、範俊を渴瓶とし、明算大德亦中院流を開いて一流の祖師となつた。

義範僧都は肥後の人にして從五位下藤原如政の子、上京して成尊僧都の室に入り精進苦修すること多年、天喜二年七月二十一日傳法灌頂の職位を授かり、大法の軌範師となつた。時に年三十三。後醍醐山に遍智院を營みて開山となり、亦白河帝の護持僧となつて信任せられしが、承暦三年皇后源賢子の胎胎を祈つて効あり、承保二年

大に魅するや、詔して範俊に祈らしめしに義範之れを聞いて曰く「先師我れに授くる若くならば雨ふる可し、然らざれば雨ふる可らず」と。即ち醍醐山に於て大佛頂の法を修するに黒雲騰然として起り、將に雨降らんとして範俊の徒雀躍するに、奄ち黒風吹き來つて雲散じ、天晴る。斯の如きこと範俊の修中三度、二七日遂に一滴も降らず、範俊法驗なきを思ひて熊野那智山に遷れた。依つて白河帝曼茶羅寺を義範に賜ふた。茲に於て醍醐、小野、義範、範俊嫡庶の諍を生じたと云ふ。三年七月二十三日勝覺に傳法の職位を授けて漏瓶となし、十一月二十一日六十四にして三長者に加し、堀河帝寛治元年七月廿九日祈雨して八月三日効驗を示し、二年護持僧となり、三月五日四大不調の爲に所職を辭し、閏十月五日六十六歳にして寂した。付法四人の中三寶院勝覺を以て正嫡となす。

範俊僧正は南都の人、威儀師仁盛の子にして、成尊僧都の甥である。成尊に隨つて剃髮して業を受け、繪を善くし、洒脱の妙を極めた。世に鳥羽僧正と云ふ。初め南都

に遊んで傳法院の公朝に法相宗を學び、東南院に於て三論を究明し、延久三年小野に還り、七月十四日灌頂壇に登つて法身佛の心印を授かり、秘密の法藏及び曼茶羅寺を付囑せられた。承保元年成尊病むや、帝使を遣して慰問せしめ、義範、範俊二師の優劣を問はしめしに、二子優劣なしと答へた。重ねて問ふも前言の答を以てした。二年七月に範俊詔に依りて雨を祈り、効驗なく、之れを恥ぢて熊野に遁れしも、白河帝不豫のことあるや召されて愛染王の秘法を修し、御惱忽ちに平癒した。依つて寵遇倍々渥く、放ち去ることを赦さず、承暦二年範俊、義範が恣に曼茶羅寺を領せしことを訴へ、成尊が付囑状を示して天裁を乞ふた。依つて義範に詔して之れを範俊に返し賜ふた。範俊法寶、道具を鳥羽藏に納め、嚴覺に詔して藏司となさんと乞ひ、勅に依つて之れを許した。康和二年、興福寺の權別當となり、五年法印に叙し、長治元年直に東寺一ノ長者となり、二年法務國師に任じ、十二月十九日大法を醍醐の勝覺に傳へ天仁三年正月權僧正に任じ、後、覺法親王に小野の法脈を授け、又曼茶羅寺を親王

に付囑し、天永三年四月二十四日七十五歳にして掩化せられた。付法七人の中、嚴覺を以て瀉瓶となす。

明算大徳は紀州那賀郡神崎村の人にして、姓は佐藤氏、治安元年の生れである。甫めて十一歳にして高野山に登りて出家し、精修年あり、後小野曼茶羅寺に趨つて成尊僧都に謁し、延久四年十二月二十七日入壇して傳法灌頂に浴し、相繼で秘密儀軌を受けしが、成尊師授くるに眞然僧正の印信、秘訣を以てした。是れ則ち高祖以來の南山の古法脈である。明算大に喜び、授持頂禮して南山に歸り、金剛殿を開き、倒れたる大法幢を樹て、眞言の教風を翻し中院流と號した。此の頃は白河上皇院政時代にして度々の高野山御登臨あり、寛治五年二月の御登山の際に明算大徳は檢校の職にありて理趣三昧の導師を勤仕せられ、それより山上は内容外觀共に興隆の氣分漲り渡るやうになつた。寛治四年檢校に補せられてより、寺務を領すること十有七年にして嘉承元年十一月十一日八十六にして入滅せられた。付法には教眞、良禪の二人あり

て良禪を以て瀉瓶とする。

成尊僧都の門下には尙源導、行照、行秀、明快の如きあれども、門流の榮えたるは以上の三人である。義範の後には勝覺あり、勝覺の下に定海、聖賢、賢覺の三哲出で、醍醐の三流を聞き、範俊の下には嚴覺あり、その門に増俊、宗意、寛信の三傑出世して小野の三流を開いて、此れを合して小野の根本六流と稱する。明算大徳の下には良禪瀉瓶して兼賢に傳り、更にその門葉は高野山上に繁榮して心蓮は南院流を興し、覺善は引接院流を開き、祐遍は正智嚴院流を創し、仁然は正智院流を創めた。元來小野は廣澤の經軌爲本たるに反して、口傳爲本たるが故に、その分派の多きはもとよりこの所である。勝覺、嚴覺及び小野六流並にその分派に就ては更に後節に詳述するであらう。

第三節 濟信大僧正 性信法親王及寛助大僧正

廣澤の法水は濟信、性信二哲を経て、法の關白と稱せらるゝ寛助大僧正に至りて其の門下龍象、獅虎雲の如くに競ひ起りて遂に廣澤六流を生じ更に幾多の分派を生じて後世東密事相の花の時代を出現した。

濟信僧正は北院大僧正とも、亦眞言院僧正とも稱せらる。左大臣源雅信の子、敦實親王の孫、母は右大辨源公忠の女にして天曆八年の生誕である。初め勸修寺長史雅慶の室に投じて應和元年得度し、永祚元年正月十一日權律師に任じ、仁和寺別當に補せられ、同年十二月二日遍照寺の灌頂壇に登つて傳法の職位を寛朝國師に授かり、長徳二十二年東寺二ノ長者に加へられ、權少僧都に任じ、長保三年七月法務を兼ね、四年大に轉じたるが寛弘十一年四月に至り二ノ長者大僧都、權法務を辭し、奏して大僧都を甥の圓城寺永圓内供に讓つた。長和元年十月詔して勸修寺三世の長吏に補し、長和二年正月長者深覺故障ありしに依つて濟信替つて宮中後七日御修法を無官

にして勤仕した。同十四日權僧正一ノ長者に還任せしめ、東寺二十代の法務となり、勸修寺四世の別當に補し、十二月正に遷り、四年七月別當を光慶に付囑し、寛仁二年八月二十九日三條天皇の皇子師明親王入室得度し、十月大に轉じ、四年牛車の宣を賜ひ、八月城州葛野郡の水田五町を賜ふて食邑とし、治安三年三月性信親王に海瓶し、十二月十五日一世の緯関るとして諸職を辭し、萬壽四年十二月七日御堂關白の葬儀には請に依つて呪願引導を授け、長元二年十二月封七十五戸を賜ひ、四年六月十一日七十八歳にして寂滅した。凡て灌頂を行すること十三度、御修法を勗むること十三年、亦以て密門の大龍象と稱す可きである。

性信法親王は諱は師明、三條天皇の第四子、寛弘二年八月の生誕にして濟信大僧正の付法である。年十四にして濟信の室に入りて剃髮し、後東大寺に具足戒を受け、治安三年三月七日師に學法灌頂を受け、萬壽二年更に具支傳法灌頂に浴して海瓶となつた。法に依つて修するに靈驗顯著にして上下の尊信頗る厚く、一代の歸仰を一身

に聚め給ひ、一代の中孔雀王經の秘法を修すると二十一回、諸尊の供法を行すること
數を知らず、神力無方なりしが白河帝の應徳二年九月二十七日北院に於て西方に向つ
て、無量壽佛に對し、五色の線を係け、端坐微笑して鶴算八十三を以て薨せられた。
付法二十人ありて寛助大僧正が正嫡である。

成就院大僧正寛助は性信親王の瀉瓶にして世に法の關白と稱せられ、右中辨源師
資の子にして、後冷泉天皇の天喜五年の生誕である。初め經範阿闍梨の室に入つて得
度し、承暦元年四月十一日觀音院の大殿を開いて師に従つて傳法灌頂を受け、繼
で長和親王性信を禮して法身大日如來の心印を得、廣澤の脈水を彈して以て付法の正
嫡となつた。長治二年五月十九日東寺三ノ長者に兼任せられ、嘉承二年五月廿三日權
大僧都に轉じ、同日仁和寺圓教寺別當に任じ、天仁元年二ノ長者に進み、翌二年三月
廿七日法印に叙せられ、六月廿九日には孔雀經法を内裏に修し、天永元年には正月
十日、及び四月十日の兩回鳥羽殿に於て大北斗供を修したるが、同年五月十二日慧星

東方に現れ尾の長さ五六尺、上下不安の念に驅られたるに依りて詔を蒙りて同殿にて
孔雀經法を修せしに翌日は慧星既に隱滅し翌三年には二回大北斗供を鳥羽殿に修し、
此の年一ノ長者一乘院僧都定照辭職の後を襲ひて長者に補せられ、翌永久元年正
月十四日權僧正に任じ、二月十二日孔雀經法を修し、閏三月一日禁中にて五壇法を修
し、二間に於て御加持あり、五月廿三日大北斗供を七箇日修し、勸賞に御馬を賜ふ
た。同年八月十八日天皇御惱の爲、内裏に孔雀經法を修して修中御平癒あらせられ、
廿五日結願し、同年十一月十九日官符を賜ひて東寺に定額僧十口を増し、翌二年四月
二十六日鳥羽殿に於て大北斗供を修し、五月八日土御門内裏に於て孔雀經法を修し、
翌三年二月二日大北斗供、二月廿二日には孔雀經法、三月四日亦同法を修し、同四年
正月十七日鳥羽殿にて大北斗供一七箇日修し、五月二十二日正僧正に轉じ、同日
廣隆寺別當に補せられたるが、其の後天永より以降唱寂迄大北斗供及び孔雀經法を勅
命に依りて年一回若しくは數回之れを修せざるなきを見て同師の修法の力の偉大な

るを知る可きである。保安二年十月十六日六十五歳にして大僧正に轉じ法の關白と稱せられしが崇徳天皇の天治二年正月十五日六十九歳にして遂に掩化せられた。その度々の修法に依りて如何に一世に重きをなせるかを推知すべきであらう。付法の弟子十三人の多きを數へ、中に就て覺法、信證、聖惠、寬遍、覺鏝、永嚴を澤六流の祖とし、その他に眞譽、範覺、眞助、覺任等が傑出したところの獅虎である。

第四節 嚴覺、勝覺二師と小野六流

範俊僧正の付法にして勸修寺七世の別當六世の長吏兼安祥寺大僧都嚴覺は參議從二位源基平の子にして、廣澤性信法親王の付法、大教院内供及び園城寺沙門行尊の胞弟であつて、後冷泉天皇の天喜二年の生誕である。故に廣澤の寬助大僧正及義範の付法勝覺より三歳の年長である。始め東寺の長者信覺僧正の門に入つて落髮し、

次で灌頂を受け、廣澤の玄微を叩き、勸修寺の別當を讓られ、六世の長吏となつた。永保二年七月十一日、師信覺神泉苑に孔雀經法を修し、雨を祈るや効驗ありて勸賞として八月十三日弟子嚴覺を法橋に敍せられた。康和四年曼荼羅寺僧正範俊に謁して十二月廿三日小野の法水に浴してその漏瓶となり、詔に依つて鳥羽の法藏を管した。長治元年十一月二十日、傳法灌頂を安祥寺宗意に授け、天仁二年八月十八日、兄覺意僧都祈雨の驗に依り、權少僧都に補せられ、永久五年四月二十七日六十一歳にして東寺二ノ長者に任じ、保安元年五月十二日權大僧都に補し、翌二年閏五月八日六十六歳にして入滅した。世に勸修寺僧都と號す。付法七人の内、勸修寺寬信を漏瓶とし、之れに安祥寺宗意、隨心院増俊を加へて小野の三流と云ふ。外に中川の實範上人の如きがある。

醍醐三寶院開山勝覺は左大臣源俊房の子、母は越前守良經の女にして天喜五年の生誕である。初め雨僧正仁海の付法覺源の弟子醍醐寺座主定賢に就て祝髮し、四度の

大業を受け、灌頂壇に登つて觀賢僧正、一定に授くる處の座主相承の印璽を得、更に七月二十二日遍智院に詣して義範の正嫡を嗣ぎ、秘密の奥旨を極めて海瓶となつた。承保二年帝の護持僧となり、永長元年白河上皇三井隆命を請じ出家せんと欲して落飾を諸僧に命じたるに皆惶れて剃刀を奉せず、依つて堀河天皇勝覺を召し、詔して寶髻を除かしめしに辭せずして剃刀を下した。時に世人剃手の法眼と稱した。康和元年醍醐山の座主となり、長治元年東大寺の別當に補せられ、二年慧星の尾を曳くと五丈の紅絹の如きの現はるゝや勅して之れを攘はしめた。勝覺仁王經の大法を修するに三七日にして見えなくなつた。同年十二月十九日烏羽の壇に登つて範俊の法流を稟け、三師の法脈を一身に聚めた。此に於て一院を創建して稟る處の大法を入れて三法院と稱せしを後に三寶院と改めた。天永三年六月早するや詔命下つて請雨せしむ即ち神泉に往きて秘法を修し、三日にして雷雨大に至る。帝大に嘉賞し、東寺二ノ長者に加へ、藤原顯隆をして賞せしめしに顯隆茅亭に勝覺を引いて宴を啓いて慶賀す。

顯隆の侍童歌ふて曰く、

阿耨池水通三神泉、摩尼峰風吹一味雨。

永久四年五月座主職を法資定海に譲り、五年夏神泉に祈雨して効驗あり、師は頗る朴質にして外觀を飾らず、朝廷に出づる時も檜笠を頂き、草履をうががつ。或時輦車して轟き過ぐるあり、道狭くして避く可らず、是れ天台座主行立大僧正であつた。行立對し見るに勝覺は微笑して去つた。行立叡山に還り、我れ今日京に出でしを太だ悔ゆと。侍者其の所以を問へば醍醐の勝覺我が華美の行粧を見て定めて我を笑ふたであらう。我れ之れを恥づと。天治二年正月東寺の一ノ長者となり、天治二年十一月四日高野山大塔慶讚の導師を勤仕し、翌年權僧正を賜ひしが四年三月微恙あり、四月一日寂然として享年七十三を以て化滅した。其の撰に「無言雜秘鈔」あり、付法廿四人の中、定海、聖賢、賢覺尤も傑出して醍醐三流の祖となつた。

世に小野の根本六流と稱するは、義範の下勝覺の付法に出でたる醍醐三流、即ち三

實院定海、金剛王院聖賢、理性院賢覺に、小野三流、即ち範俊の付法嚴覺より出でたる勸修寺寛信、安祥寺宗意、隨心院増俊の三流を加へて小野三流と稱するのである。醍醐三流の隨一三實院流祖定海は右大臣源顯房の子にして白河帝の承保二年の誕生である。初め義範に醍醐寺に隨ひ、後三實院勝覺を拜して傳法灌頂を受け、更に一乘院良雅に就て太元の秘法を授かつた。永久四年五月廿三日醍醐寺座主に補し、五年六月二十一日勝覺僧正祈雨の勸賞とし權律師に補せられ、大治四年五月廿日東大寺別當に任じ、翌五年正月十四日權少僧都に任せられ、長承元年四月十四日東寺一ノ長者となり、廿一日法眼に叙し、翌二年五月廿八日權大僧都に登り、信證の後を襲ふて同年十月五日一ノ長者に進み、保延三年四月權僧正に任せられ、屢々二條殿或は鳥羽殿等に於て修法をなし、同四年三月大僧正に轉じたりしが、久安元年七月に至り十三日及び十九日の兩度辭狀を上りしも皆却下せられしが、十月廿五日遂に大僧正、法務、東寺、東大寺寺務を辭して籠居し、久安五年四月十二日七十五歳を以て入滅した。付法十五人あり。

金剛王院流開祖聖賢は名は賢仁、字は三密、後に聖賢と改む。性は威儀師、賢圓小別當の子にして、堀河帝の寛治七年を以て生る。同門の定海より若きこと十九、嘉承三年三月七日無量院の灌頂殿に昇つて傳法の職位を勝覺より受けた。時に勝覺師、年五十二、聖賢二十六、定海は教授を、仁寛は誦經を、澄成は唄を、嘆徳散華は勝成、護摩は賢覺、神供は定明、各之れを勤仕した。後金剛王院の一流を訣し、開祖となつた。久安三年正月四日六十五にして入滅した。付法二十三人。

醍醐山理性院流開祖賢覺師は金剛王院聖賢師の家兄にして寛治四年に生る。聖賢師より十三歳の年長である。初め頼照開梨に隨つて傳法を稟け、更に勝覺を禮して傳法を請ふや之れを許し、先づ前行を授く、依つて高野山に登り、高祖の廟前に於て丹心精修して奇瑞を得て歸り嘉承三年五月五日大智院の灌頂壇に登つて職位を稟けた。時に年二十九教授阿闍梨は仁寛が之れを勤めた。後父賢圓威儀師の家を改めて理性院

と號し、三寶院の一燈を分つて一方に寶幢を樹てた。師は嘗て我が宗祖興教大師求聞持法を屢々修するも悉地成就を得ざりしが或時師に遇ふて之れが秘奥を問ひ、遂に悉地究滿することが出来た。準胆午黃加持は聖寶尊師より觀賢、一定、元泉、仁海、成尊、義範、勝覺に相傳し、勝覺師之れを賢覺師に付囑したものである。其の入滅は保元の亂が將に勃發せんとする前四ヶ月の保元元年三月十六日のことにして世壽七十有七であつた。付法廿七人、その内には覺鑊上人も交つて居る。

以上醍醐方の三流の開祖を略述したが小野の三流の内、勤修寺寬信の傳を述べれば師は參議右大辨大藏卿爲房の子にして應徳元年の生誕である。寛治七年得度し、嘉承元年五月十三日最勝講の聽衆となり、その後七ヶ年之れを勤仕し天仁元年灌頂の寶壇に登りて嚴覺大僧都の付法となり、其の後或は勸修寺の長吏となり、或は元興寺の別當に補せられて御齋、最勝の二會を勉むること七載、永治二年正月五日准長者の宣を賜ひ、長承三年六月廿日權少僧都に補せられ、康治元年十二月廿八日權大僧

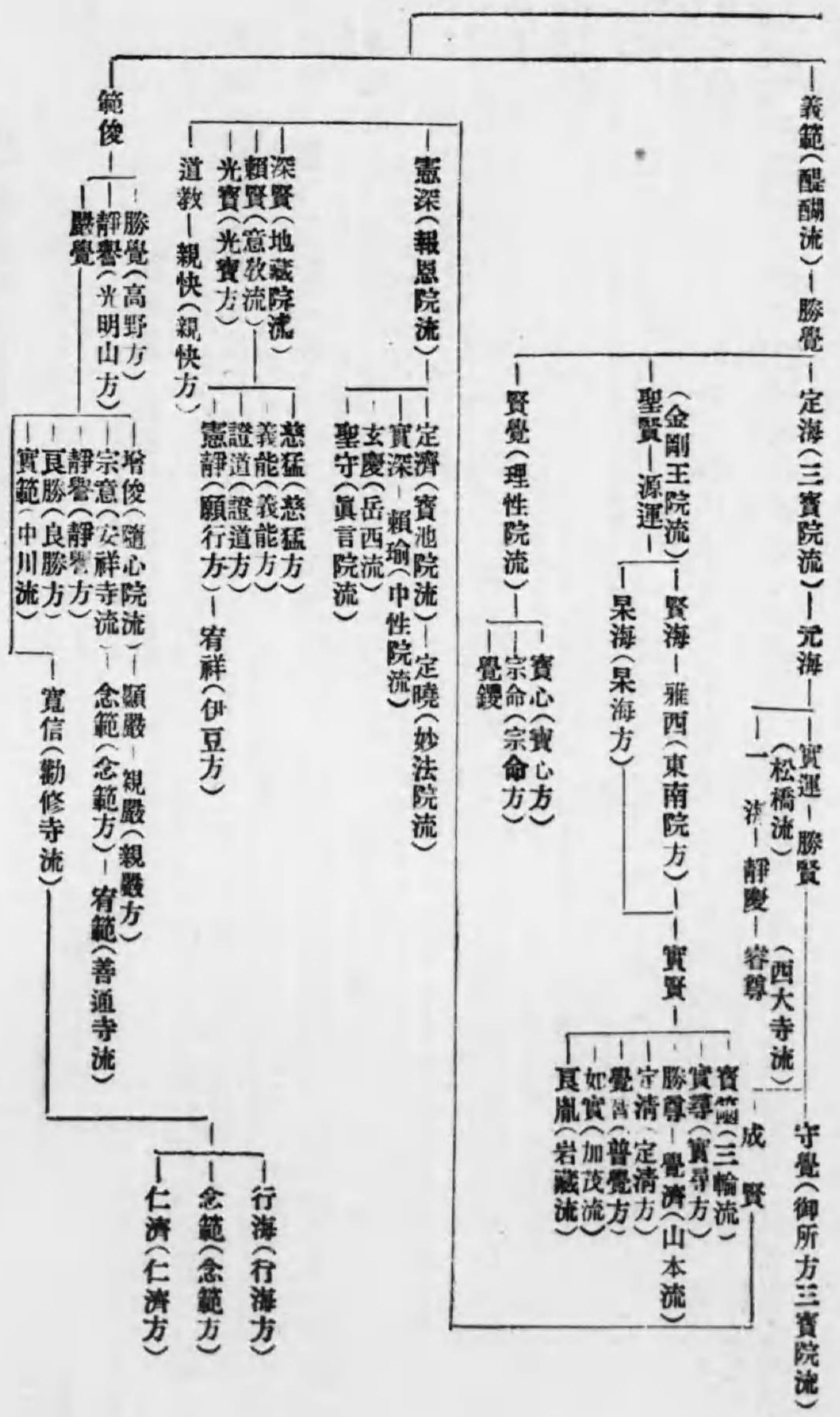
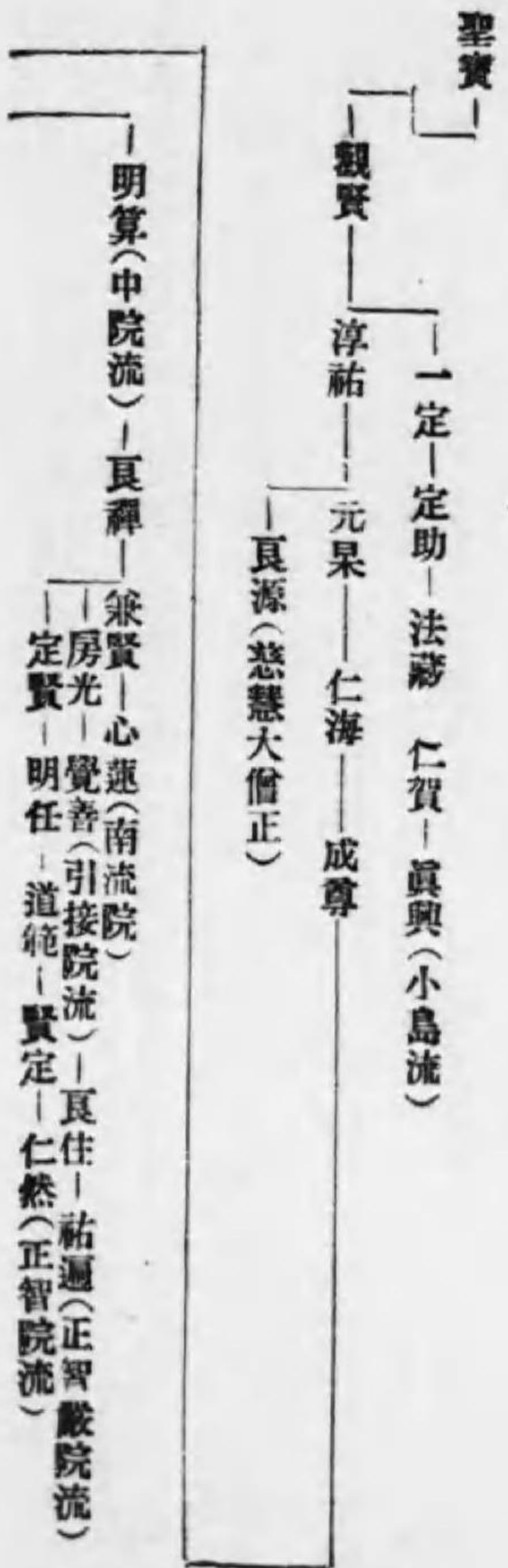
都に轉じ、翌二年如法尊勝供を宮中に修し、隨心院増俊伴僧となり、天養二年五月仁王の大法を行ふや増俊伴僧となつた。久安元年十月廿五日定海大僧正所職を辭するや、師は直に長者に補せられ、此の年正月十四日には保壽院永嚴師は三ノ長者に加任せられたのであつた。二年正月法務を兼ね、三年正月十四日東大寺の別當に補せられ、五月最勝會の證義となり、天養六年二月七日寺務を去りて二長者となり仁平三年三月七日壽七十にして化滅した。付法七人。

安祥寺中興開祖宗意は東宮權大夫季宗の子にして、又大夫律師と云ふ。初め勝覺の付法嚴寬に就て秘法を承け、更に嚴覺に就て傳法の職位を授かつた。安祥寺は實慧僧都の付法惠運の開く處なりしが付法の資なくして滅し、爲に實慧付法の印聖、寶篋並に慧運相承の秘訣道器のみ存在した。宗意之れを慨き、自らその復興を計り、小野の泔水を導きて以て中興開祖となつた。憾むらくは師の寂年月等明了を缺いて居る。

隨心院開祖増俊は又中納言阿開梨と云ふ。嚴覺の法燈を繼ぎ後仁海僧正創建の曼荼

羅寺を改めて隨心院と稱した。付法顯嚴一人あり。

以上六流の外に忍辱山中川成就院開祖實範上人の如き、靜譽、良勝、覺禪その他の龍象獅虎頗る多く輩出した。然して小野方は宗祖大師の正統を傳承すと稱し、亦理に於ても備つて居る處が多い。口傳爲本なるが故に經軌爲本の澤方よりは事相上の分派が甚だ多いのは又止むを得ないことであらう。其れを圖に依つて略示すれば次の如くである。



弘法大師相承の秘密教と其傳通

第五節 廣澤六流の興隆

御流々祖覺法親王は白河帝第四の皇子にして、母は源顯房の女師子、寛治五年に生れた。師子王宮と稱し、長治元年甫めて十四歳にして覺行法親王の弟子となり、仁和寺に入りて剃髮し、眞行と名け、行信と改め、後覺法と稱した。翌二年十一月御兄にして師たる覺行親王薨じ給ふや詔して成就院僧正に就て金剛乘秘密瑜伽を學ばしめた。御父白河帝は佛法を尊信することその度を越えたる程にして皇子をして凡て出家入道せしめられた。即ち七子ありし中に於て敦文親王は四歳にして薨せられしが、出家したる覺行法親王、覺法法親王、聖惠法親王、僧行慶、僧圓行、僧靜證六人、凡て白河帝の皇子である。然れば自らも永長元年八月郁芳門院薨するや、禪位して上皇と稱せしが、哀悼殊に甚しく、遂に三井の隆命を請じて落髮し、沙彌戒を受け

て能觀と云ひ、法皇と號し、堀河、鳥羽、崇徳の三朝四十四年の間院中に在りて政を聽かせられた。この間屢々法勝寺に幸し、千僧をして讀經せしめ、大藏經を慶して常に百燈を點じ、三十三間堂を建て、高野に幸し給ふこと四回、熊野に詣で給ふこと八度、その慶し給へる佛畫五千四百七十餘點、丈六の佛像一百二十七軀、等身の佛像三千一百五十軀、三尺以下の佛像二千九百三十餘軀、七寶塔廿一基、小塔四十四萬六千六百三十餘基に及びしが、嘗て法勝寺に御幸せんとせし時、雨に遇ふて果し給はざりしに依りて御憤懣あらせられ、雨水を器に盛つて獄に下し給ふた。時人之れを雨禁獄と稱した。白河の法勝寺は法皇の御建立にしてまたその外に堀河天皇の爲に尊勝寺を建て、鳥羽天皇の爲に最勝寺を建て、待賢門院璋子の爲に圓勝寺を建て給ふた。この後に後鳥羽天皇は崇徳天皇の爲に成勝寺を、近衛天皇の爲に延勝寺を建て給ひしが此れを世に稱して六勝寺と云ふのである。かゝる佛教特信の父帝を有せる覺法親王、聖惠親王等が一世に時めき給ひ、共に一流の祖となり、又小野廣澤の事相の花一時に競

い開きしも所以なしと云ふ可らず。然れば御流々祖覺法親王は天仁二年四月二十九日詔に依つて觀音院の灌頂壇に登つて傳法灌頂の職位を寬助大僧正に受けさせられしが時に年齒僅かに十九であつた。當年上皇曼茶羅堂を建て、親王をして慶讚せしめ、天永元年命に依り鳥羽僧正範俊の脈脈を嗣がしめた。崇徳天皇の大治四年七月七日白河法皇、三條鳥丸の第に崩じ給ふや、親王深く哀慟して高野山に登り、光臺院を創して禪居とし給ひしに依り、此れより高野御室と稱した。保延三年十月十五日鳥羽安樂壽院就るや、落慶供養の導師を勤仕し、牛車の宣旨を蒙り、同五年五月藤皇后得子の産泰の爲に孔雀經法を修し、効に依り詔して仁和寺觀音院を御願寺とし、東寺に准じて毎歲大會を行せしめ、小阿闍梨を僧綱に任じ、其の法徳を旌はし、詔して永く斯の院より東寺灌頂小阿闍梨を勤むべきものと制定せられた。同六年六月二十二日鳥羽帝の第五皇子出家して覺性と號し、親王の付法となつた。永治二年三月鳥羽上皇南都東大寺の戒壇にて受戒し、親王戒和上となつて此れを授け、羯磨師は勸修寺の寬

信が之れを勤めた。仁平三年十二月病床に臥し、諸弟に遺囑し、六日に至り泊然として鶴壽六十三にして薨去せられた。覺性、覺成、寬實、良實等十二人の付法がある。

仁名寺華藏院開祖聖惠法親王は白河法皇第五の皇子にして寛治六年の御生誕であつて御流々祖覺法親王の御弟である。成就院大僧正に依つて出家し、長尾の宮と稱し、鳥羽天皇の天仁三年九月二十八日年十九にして觀音院の大悲閣を披て兩部の秘法を寬助大僧正に授かり以て一身阿闍梨となつた。大治二年三品に叙せられ、同年二月阿波上人青蓮を召し具して御兄覺法親王の高野に在すを慕はせられ、御登山遊ばされ、我が宗祖覺鑲上人に御面謁を賜ひ、爾後肝膽相照して高野山上大傳法院の建立に御力を何くれとなく添へさせられた。此れより前、天治元年中宮の産を宮中に祈り五壇法を修し中央覺法親王、脇壇聖慧親王之れを勤め、餘の三壇も亦他の親王が之れを修した。是の月中宮御安産あり、世に此を王子五壇の修法と稱した。大治元年亦勅命

に依りて女院の御産を祈りて五壇法を修し、法験を得て翌二年春三品に叙し、長承元年鳥羽上皇御惱の時、孔雀經法を修して効験あり、牛車宮中に入るを許された。堀河帝の皇子入室して付法となり、寛曉と稱した。崇徳天皇の保延三年二月十一日年齢未だ壯にして寂し給ふた。

西院流祖信證僧正は後三條天皇の御孫にして輔仁の御子であつて寛治二年の生誕である。初め行意大徳に従つて密乗を學び、更に成就院大僧正に就て傳法灌頂の職位を授かり、西院を建て、大に一方に幢旗を翻して廣澤の法鼓を鳴した。大治二年六月二十四日、東寺二長者に補せられしが、師は豪量活達にして馬に馭し、輦に乗じ其の行爲勇騰なりしかば時人稱して榎木僧正と云ふた。此は其の門に大なる榎木があつたからである。依つてその榎木を伐採せるに依りて世人樹榎僧正と云ひ、更にその株杭を堀出して池とせるに依つて堀池僧正と稱した。天治四年四月一日長者に進み、保延三年四月八日權僧正に任じ、天承元年冬十月十七日興教大師の大傳法院高野山

上に建つや請せられて大曼茶羅供の導師を勤め、鳥羽上皇落飾の際はその師となつて僧戒を授け、尊信倍々渥く、永治元年正月十一日護持僧となりしが、康治元年四月八日五十五歳にして寂滅を唱へた。其の選に「汗栗駄鈔」あり、付法三人にして任覺、覺證、琳助と云ふ。

忍辱山流祖寬遍は源師忠の子にして寬蓮僧都に就て出家し、諸密典を學び天治元年十二月二日寬助僧正に隨ふて灌頂の職位を年二十五にして受け、和州忍辱山に登りて専ら修練を事とし、一字金輪法一座、尊勝呪一千遍、寶篋印陀羅尼經一卷、理趣經一卷、法華經一品、彌陀法號一千遍を唱ふるを以て日課とした。保延五年二月二十二日年四十にして法眼に叙し、永治二年三月二十二日廣隆寺別當に補せられ、天養元年十月三日少僧都を経ずして權大僧都に補任せられた。仁平元年東寺一ノ長者となり、保元元年九月二十五日權僧正に任せられ、同二年七月十六日東寺に雨を祈つて効験あり、牛車の宣を蒙り、その他大北斗供を修し又は雨を祈りて靈應あらざるなく、

平治元年三月二十八日東大寺別當に補せられしが、此の頃世間頗る騒々しく、所謂平治の亂勃發し、惡左府信賴十二月十一日三條内裏に放火し、同月二十六日召捕はれ、主上は六波羅の清盛の第に行幸等のことありて、恒例の東寺の灌頂も行はれなかつたやうな次第であつた。應保元年二月三十日大僧正に任じ、翌二年七月仁和寺圓教寺別當に補せられたが此の年八月二十六日には平治の亂に依り、讃岐に遷され給ひし崇徳院が「死して大魔王となりて天下を惱亂せん、謹んで五部の大乘經を以て惡道に回向す」と叫び、無限の恨を呑んで御年四十六を以て崩じ給ふた。十月十三日寬遍師は大僧正を辭し、仁安元年六月三十日六十七歳を以て遷化せられた。付法には寬季兼毫、信遍等十有六人の多きを數へて居る。

保壽院承嚴は平等房と稱し、下野阿闍梨と云ふ。平維範の後にして下野守平師季の子、寬助大僧正の入室にして嘉承二年四月十七日成就院の灌頂壇に登つて傳法阿闍梨の職位を受けた。時に年三十四。永久元年東寺入寺に補し、大治四年東寺の

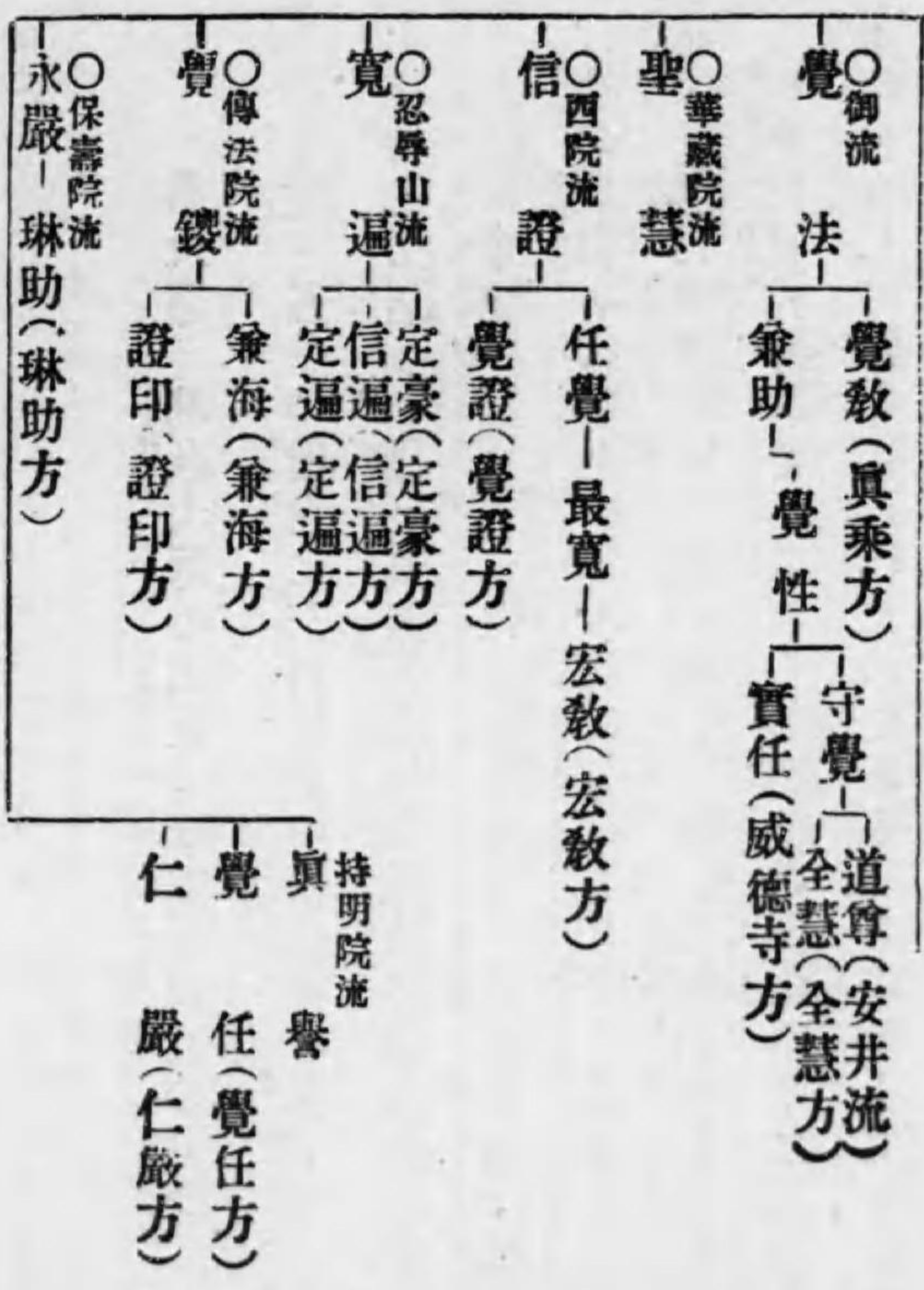
灌頂を勤仕し、長承元年五月二十四日權少僧都に轉じ、久安元年正月十四日東寺二ノ長者に補せられ、同六年五月二十三日法印に叙せられた。亦保壽院を開いてその開祖となり、毗盧の一燈を點じて保壽院流と云ひ、歷代の皇帝歸依甚だ厚く堀河帝に至つて玉骨を當院に納められた。仁平元年八月十四日入寂した。禪壽、長覺、覺曉、覺印、琳助の五人の付法がある。

尙、澤六流中には次節に説く所の覺鑊上人興教大師の大傳法院流あり、六流中に數へざるものに眞譽阿闍梨の持明院流がある。又覺任方を開いて一方の雄鎮たる式部僧都覺任、上乘院僧都眞助の如き獅虎も存在した。持明院眞譽阿闍梨は初め笈を南山に負ふて良禪に師事し、後覺鑊上人登山するや互に肝膽相照し、持明院を開いて勅願寺とし、大傳法院の末寺とした。鑊上人保延元年春、眞譽阿闍梨に金剛峰寺、大傳法院の兩座主職を譲りしが、山徒狹量にして憤怨甚しく、依つて眞譽阿闍梨は兩座主を辭して檢校職に補せられ、高野山座主を行慧に屬し、傳法院座主を日禪に譲つた。日

禪信慧に附し、信慧兼海に遜り、兼海隆海に與へ、隆海寂尊を補し、寂尊覺尋を任じ覺尋、尋海に付し、尋海禪助に附し、次は頼瑜僧正に至つたのである。保延三年正月十五日遷化す。付法三人あり、禪信、兼海、證印である。

かくの如く成就院大僧正の下に至りて多くの分派を生ぜりと雖、澤方は凡て仁和寺門跡を中心として傳承せられ、寛平法皇を祖述するが故に多く貴族風を帯び、自ら清雅古璞の俤を存して居る。寛朝國師を以て廣澤の祖とすと雖、寛助大僧正に至つて大に興隆せるは前述の如くにして、寛助は成就院五重を立て、印明を分ちたるも固より横平等無淺深上の差別なれば小野流の三重許可とは其の趣を異にして居る。御流の第三祖守覺法親王に依りて諸流を大成せしの觀がある。法系と主なる分派を示せば左の如くである。

益信—法皇—寛空—寛朝—濟信—性信—
 快禪—(觀音院流)—
 寛助—
 寛意—(常喜院流)—
 兼意—
 心覺—



第六節 興教大師の出世と新義派興起の淵源

現今七千の寺院と五千の僧侶に三百餘萬の檀信徒を保有し、佛教界に在りて大宗派たる位置を保持して居る所謂新義真言宗智山派及び豊山派の共に宗祖と仰ぎ奉る興教大師覺鑊上人は本章第一節に述べたる如き社會並に佛教狀態の際に成就院大僧正とも呼び、法の關白とも稱せらるゝ寛助僧正の下に瀉瓶して覺法、聖惠、信證、永嚴、寛遍諸師と共に廣澤根本六流の祖となり、門流根來に榮え、更に智積、初瀬の二寺に分れて現今に及んだのである。その徳化の偉大なるは高祖大師以後眞に第一人者たる可き素質を有して居らせられたのである。その四十九年の一生は實に仰ぐ可く、尊む可き極みである。

上人が肥前の國藤津の庄に御生誕になつたのは白河法皇の院政時代にして堀河天皇

の嘉保二年六月十七日であつた。父は伊佐平治兼元と稱し、平將門の後裔に出で、母は橋氏である。上人御出世の前約二十年間は宗門中の偉人が大分御生れになつた。即ち承保元年には三寶院定海生れ、承暦四年には理性院賢覺生れ、寛治二年には西院信證生れ、同六年には聖惠親王生れ、同七年には聖賢生誕すると云ふ有様であつた。而して仁海師滅後に於ては小野方の嚴覺、勝覺二師、澤方の寛助僧正の如きは上下の尊信の標的となつて居たのである。上人は凡て兄弟四人あつた。長男は千歳磨と云ひ、次は二千歳磨と稱し、三男は彌千歳磨と呼びて即ち上人である。末子は鬼四郎と稱したが此れが後に高野の檢校職になつた信惠上座である。長男、次男共に出家した。

上人は生れながらにして叡敏、嘗て年八歳の頃、税吏來るや世界に於て尊貴父に踰えたるなしと思惟して居た彌千歳磨は父が税吏に屈從してその至らざるを恐るゝと云ふやうな有様なるを非常にあやしみ、其の所以を兄に問へるに兄答へて曰く、此地は

仁和寺の封内にして成就院大僧正の領である。故に父も領主に従はざる可らずと。上人は更に問ふに領主に過ぎて貴きものありやと。兄答へて曰く一天四海を領する天子がある。上人更に尊貴天子に踰えたるものありやと問ふた。兄が天子に踰えて尊きものには即ち佛がある。尊貴佛に踰えたるものなしと答へた。然らば佛位に登ることが出来るや否やと問ふた。その可能であると云ふことゝその例證として定尊阿闍梨を以てしたと云ふことが運徹師の結網集密嚴尊者年譜に記してある。定尊は覺行法親王の付法にして字は禪定房、姓は優婆塞と云ふた。上人は此れより佛陀となり、正覺究滿の位置に登らんと志したが上人年十三歳の時仁和寺成就院寛助大僧正其の徒慶照法師をして廣く密器を受持するに足る童子を求めしめた。慶照法師肥前の地に來り、上人の道骨あることを聞き、父の許を得て仁和寺に連れ歸り寛助僧正に謁せしめしに、僧正も非常に喜ばれ、圓林法師に就て外典を學び、定尊律師に就て内典を學ばしめて大に之れに愛育を加へられたのである。かくて鳥羽天皇の天仁元年には圓林師に

伴はれて南都に出で興福寺惠曉僧都に就て唯識、俱舍等を學び、又東大寺右大臣僧都覺樹に隨つて華嚴の教旨を受け、更に東南院に於て三論宗の奥儀を研め、天永元年仁和寺に歸り、十月に至りて寛助僧正に隨つて剃髮し、正覺房覺鑲と改め、沙彌の十戒を授かり、漸次十八契印、兩部大法護摩秘軌、及び諸尊三昧を學修し、永久二年上人二十歳に達するや南都東大寺開壇に登りて具足戒を受け、更に同年十二月除夕高祖大師留身入定の地たる高野山に登りて大塔の下にて阿波上人青蓮に遇ひ、導かれて其の住房往生院に入つた。翌三年二月山中の高徳を尋ね、最禪院明寂上人に値遇して秘印密言を受け、遂にその別房に住せしが翌三月最禪院烏有氏の崇るところとなりしに依り、西谷の大蓮房に遷り住んだ。翌四年春初より冬末にかけて求聞持法を三度修せるも悉地現前するに至らなかつた。元永元年には去歲より此の年八月にかけて八回求聞持法を修し、明寂阿闍梨は常に此れを助成せられ、影になり、日向になつて上人の悉地成就を祈らせられた。上人が求聞持法を修せられた眞意は早く悉地成就を得

て廣大自然の智慧を開發し、速に大道を證し、報恩謝徳、弘法利生して、三密の佛法を彌々天下に繁興し、十住心教を倍々人間に流布し、兼ねては自己の修行に大なる援助を與へられつゝある明寂上人に恩を報せんとするものであつた。この年、更に千日護摩供を修したがこの間は更に言語を口に出さず、世に此れを千日無言の修行と稱する。而して障子文を壁に書き記されたのも此の時の事であつた。その一に曰く

夢裏有無 有無同無 迷中是非 是非俱非

濁水清澄 既是殊爲 妄去真來 豈非二皆用

而も尙悉地現前せず、保安二年に至り千日護摩供を修し了りて仁和寺に歸り九月二十一日成就院道場に於て本師法務大僧正寛助に従つて三昧耶戒を受け、兩部灌頂に沐せられしが、此の時の教授師は北院兼覺、唱道は最嚴、護摩師は保壽院永嚴僧都にして皆一世の重鎮であつて時に年二十七歳であつた。冬十月には醍醐寺理性院に賢覺阿闍

梨を訪ね、五部の灌頂を稟け、一流の秘訣を究め、且求聞持法を八度修して未だ悉地現前せざる所以に付て問ふ所があつた。賢覺師上人の求聞持修法の一部始終を聞きその悉地成就せざる理由を知り、自己が三寶院勝覺師より授かる所の秘法を以て上人に付囑した。依つて上人は野山に歸り、明年更に求聞持法を修するに果して悉地成就を得た。崇徳天皇天治二年正月十六日には本師寛助大僧正は六十九歳にして遷化せられしが同年中には孝養集三卷を著作して故郷に在す母君に呈し、往生淨土の秘要を順々と説明せられた。上人の西方往生他力の信仰は本書に依つて窺知することが出来る。大治元年に至るや永尋阿闍梨上人に謂て曰く、此の山は大師入定後祈親上人嘗て榛棘を除し、明算大徳、琳賀師等近く修營を加ふるも、然も尙院宇衰替し、學業荒蕪す、師奮つて復興の任に當れと。上人茲れに由つて志願崛起し、傳法院を建て、傳法會を啓き密教を恢弘し、群生を利益せんとの念願を發した。後東寺に寄寓し、時々稻荷神に祈請して念願成就を祈つたが神告に依つて紀州に至り吉野河の畔に於て一契券を

拾へるが、失へる者の悲しみを思ひ、東寺の門首に張紙して紀州石手の契券を失へるものは東寺西院に来るべしと布告した。幾程もなくして券主來訪せるに依つて上人は之れを還付した。それは平爲里と云ふものであつて彼は上人の心の皎潔にして佛の慈悲を湛へたるを隨喜し、直ちに石手莊を寄捨して淨宇を此處に建立せんことを以てし、而して自己は妻子眷屬の爲に下司職となつて奉仕せんことを以てし、以て左の如き狀を奉つた。

奉寄

私領一處之事

右紀伊國那賀郡河南院字石手村

東限ニ岡田村並沼田畠 南限ニ大河

西限ニ市村東境 北限ニ弘田庄南院

右件村平爲里先祖相傳之私領也、而奉爲高野山正覺房上人傳法供料、仍致隨喜奉

寄三件之私領、相副本契券、永代之文書所ニ相渡也、但於下司職、者施主爲里代々可勤仕之狀如件

大治元年丙午七月 日

高野山

平爲里

正覺房上人御房

依つて是の年靈收を根來山に相し、伽藍を創めんと欲し、先づ一祠を石手莊に營み、日本國中大小神祇一千餘社を勸請して以て鎮護となし、傍に僧坊を構へて神宮寺と稱した。後また一祠を根來山麓に建て、白山權現を勸請した。大治四年七月七日には白河法皇崩じて鳥羽法皇院中に政を聽き給ふた。翌五年二月には寛助大僧正の付法たる白河法皇第五皇子華藏院聖慧法親王が阿波上人青蓮を伴ふて高野に登山せられた。此の時上人もまた高野に在山せられしが、兩者共成就院僧正の付法たりしかば青蓮上人の推舉に依りて直ちに御前に召され、清談時を移して寺院興營、野山恢弘

弘法大師相承の秘密教と其傳通

の事に及ぶや親王上人の心願に共鳴する處あり、歸洛の後鳥羽上皇に奏して力を與へられしに依り、間もなく山上に一院成りて小傳法院と號し、御願寺として學侶三十六口を置かせられた。かくて上人も登龍門を得て外には鳥羽上皇の保護あり、内には上人の學徳益々高く、聲望愈々舉りしに依り、四方よりその道譽を慕ひて來り集るもの頗る多く、小傳法院陝隘を告げ、宏く傳法大會を執行することが出来なくなつた。依つて更に奏して大傳法院を造營せんことを請ふて勅許を得た。時に前大僧正行尊三井園城寺を遁れて山上に在り、上人と相遇ふや肝膽相照して大傳法院建立に力を添へ自ら工事を監督して早くも落成を告げ、長承元年十月十七日には曼茶羅供を設け、導師には西院大僧正信證を屈請し、當日は上皇臨幸して法會頗る盛大を極めた。同日また密嚴院落成して夜に入つて大傳法院に於て始めて傳法大會を行つた。傳法大會とは春季五十日修學會と號して教義を講論し、秋季五十日鍊行會と稱して密軌を精修するのである。故に鍊行會には門徒に非るものゝ入るを禁止した。而して堂前に榜

を掛けて「準ニ高祖大師古風ニ非ニ門徒ニ之人者不レ許ニ聽聞ニ之」と云ふた。是れよりさき教尋阿闍梨傳法院學頭職たりしが大傳法院落成するに及びてその職を辭し、上人の肉弟たる耀覺房信惠阿闍梨を以て之れに補した。密嚴院は上人の居室にして堂前に一池水を湛へ、水想觀をなす方便とした。後石手、山崎、山東、岡田、相賀、弘田、志富田の七ヶ莊園を賜ひ永傳法大會の供に充てしめ、又勅して御輿丁六口を賜ひしが、その時の上皇の勅に曰く「今般曼茶羅供養法儀特増ニ信威ニ百歲之後月忌日可レ行ニ此法會ニ昇ニ上人之輿ニ者可レ想昇ニ朕之輿ニ也」と。時に龍顏潛然、上人もまた袂を反した。尋で遠州初倉莊を捨て、別に曼茶羅供養の用度に充てしめた。時に上人御年三十七歳如何にその大才大器であつたかを推想すべきである。

かくの如く大傳法院、密嚴院等の造營を了へて上人の年來の志望の一分は達せられた。然るに上人思ふに高祖大師以來法源一にして支流頗る滋く、護摩灌頂の軌則神呪加持の儀式等相互に正傍を争ひて紛擾を極むるに依り苟も集大成せずんば安んぞ能く

法源の深廣を見ることを得ん乎、然して密教は口授を貴ぶ故に多く名師に随つて稟く。尙未だ受けざる人あり、詔命を藉るに非んば志を遂げ難からんと。長承二年六月六日白河離宮に至りて鳥羽上皇に謁して院宣を乞ふた。即ち傳へんと欲する所は他家は三井の公伊、同寺の覺猷、自門に在りては勝蓮華院宮覺法法親王、法務大僧都勸修寺寛信、三寶院大僧正定海である。依つて請を許し、十二日左近太夫顯遠をして三井の覺猷僧正に宣命を傳へしめしに應諾せられた。公伊は時に病中なりしに依りて覺猷をして代らしめたのであるが時に寺門の徒は上人徳望高しと雖、東寺の門流にして我が門徒にあらざるとして、秘奥を授くることを拒みしに依り、覺猷僧正は止むなく、潜に上人と共に鳥羽離宮に赴き、灌頂壇を建て、傳來の道具は行尊僧正之れを輸し、其の余支分雜事者は院の廳より補充して悉く台密の奥秘を授傳せられた。これは六月十三日のことである。十九日中使左近太夫定海僧正に宣命を傳へしに宣旨謹んで諒承の旨回答あつたに依つて二十二日中使と俱に醍醐寺に造り、廿四日三寶院灌頂

道場に於て小野の瓶水を受けて餘す處がなかつた。廿六日には中使勸修寺に至りて寛信僧都に宣命を傳へ、翌二十七日中使播摩守家成と共に勸修寺に詣し、悉く傳法して二十八日歸り、具に上皇に奉答した。更に民部大夫爲兼を中使となし華藏院宮に宣命し、七月二日同院道場に於て密旨を授かりて餘蘊なく、又最極秘書等を出して上人に與へて閱覽せしめた。十二日上皇上人を召して小野の官庫に在る金匱秘書十二合に與へて閱覽せしめた。皆希世の書、密家秘傳の帖、上人に聽すに閱覽の自由を以てすと宣し、即ち金匱を鳥羽宮に運搬せしめ、上人をして披閱せしめた。又鳥羽の寶藏を開きて、藏中の珍寶望に任せて施與す可きを以てした。上人は弘法大師手畫等身影像並に善女龍王畫像二鋪を乞ひ、拜賜して大傳法院の寺寶とした。その寵遇以て知る可きである。長承三年五月八日には定海僧正座主職を下りて上人の徒眞譽持明房が金剛峰寺及び大傳法院の座主職に補せられたが同年十二月二十二日には更に上人が兩座主職に補せられ、二十三日には良禪師檢校職を退いて上人の肉弟信惠上座がその代に補せられた。此れ迄

は金剛峰寺座主職は東寺長者が兼ねる前例であつたのが大傳法院座主が金剛峰寺の座主職を兼ね、「可令下檢二校一山」知行滿寺上仍供僧所司等中有闕之時座主擇器可令二定補」云々と云ふ院宣を得ては山にのみ生ひ立つて廣き世界を知らざる金剛峰寺方の門徒は上人が山上の生立にあらざるに依り、且は上人の勢威隆々たるを以て、心中甚だ穩かでなかつたことであらう。今にも高野山全體を吞合せらるゝ如く考へ東寺一門の僧綱十四人有識八十三人、金剛峰寺有識四人一味契狀して法衣を着し、香爐を捧げて一列陳參して憤奏せしに依り、保延三年三月二十日上人は金剛峰寺座主職を去り、定海僧正座主職に復し、信惠亦檢校執行の職を辭して眞譽阿闍梨が檢校執行職に補せられ、上人は密嚴院に幽閉して人に對面せず、専ら修觀三昧に耽けられた。然れば山上に於て上人の姿を見ざるに數年、金剛峰寺の徒、種々の妖蜚説を放ち、大傳法院を造營して金剛峰寺を凌駕せんとするものなりと云ひ、或は門戸を閉ぢて出でざるは既に入定してそを高祖大師の金剛定に擬するは瓦石を珠玉に比せんとするなり等、

頗る騒々しき状態にて金剛峰寺方と傳法院方の間隙は日増しに大きくなつて行くやうであつた。上足兼海阿闍梨之れを見て諫むる所あつたに依つて保延五年四月二日、傳法大會散座に當り、上人臨席して法音を出し、秘教の妙義を演べたので、數百の聽衆は死せるものが蘇へつたにも増して隨喜感涙にひせんたのである。六月十日には六條判官源爲義上人の高風を慕ひて師資の縁を結んで、永く檀越となる可きを契つた。かくて保延五年も暮れて翌六年となるや寺方と院方との避け難き衝突の氣分は愈々濃厚になつて來た。此れを知つた源爲義は上人の一大事と思ひ、手書を上人に送つて飽く迄もその保護を誓つた。その狀に曰く、

敬奉ニ誓狀ニ傳法院佛法衛護事、右御寺者聖人御房御興隆也、奉レ憑ニ師資之義ニ爲義爲ニ傳法院外護ニ者至ニ子々孫々ニ必可レ守ニ護專寺佛法ニ也仍誓狀如レ件

保延六年十一月二十六日

正六位上源朝臣

此の狀の到來を知つた寺方の衆徒は驚破こそ覺鑊は六條判官の助力に依つて高野山を占領するのであると曲解した。恰も前に大傳法會の供料として鳥羽上皇に賜つた莊園の中、相賀の地境に付て寺方と院方と訴訟して久しく溶けなかつたが、十二月七日に至り此の相賀地相論の事に託して寺方は大に諸庄の兵士を集め、八日に至つて遂に無法にも傳法、密嚴の兩院に亂入した。院方に於ても相當に防戦したが衆寡敵せず、遂に上人もまたその門徒と共に山上を降つて根來寺に退いたので寺方の衆徒は勝に乗じて大傳法院に屬する八十餘宇の僧坊を凡て破却して終つたのである。此の際、上人は修法の力に依つて或は率都婆となり、或は不動の身を現じて難を避けられたと傳へて居る。

高野春秋に依つて偉大なる上人が高野山上に容れられなかつた理由を勘ふるに實に些々たることにして、それは詮じつめれば大傳法院を造營して上皇の御願寺とし、舊來の本寺金剛峰寺を凌駕する勢を有したのが在來から山に生ひ立つた人々の感情を害し

たと云ふに過ぎないであらう。大傳法會の供料に上皇より大傳法院に寄せられた莊園の内、山崎、志富田の兩莊は高祖御手印縁起の境内にして、新たに他に賜ふ可き地ではない。是れ後世寺院諍論の基と懷英檢校は云ふて居る。長承三年五月眞譽阿闍梨を以て本寺、末院の兩座主としたのは鑊上人の計奏にして「蓋鑊欲吞三合寺院之前兆也」と云ひ、同年冬十二月上院院宣を賜ひて寺院の兩座主に補せられたのを「於三千茲一本寺之僧綱等爲三鑊袷一奄見賣焉」と稱し、或は最初の傳法大會の際、門徒に非ざるものは參聽を許さざりし事、若しくは相賀地相論の事等は共に忍び、共に避け得らるゝ事柄であつたが、避けることの出来なかつたのは慣習を尊重し、且又上人の勢望隆々たるを嫉視する山徒の狹量と、偏執とであつた。

此の騒動早くも鳥羽上皇の叡聞に達するや、大に驚かせ玉ひ、是れ偏に天魔の所行である。高野の大衆已に剃髮染衣の身にありながら、かゝる悪行を敢てし、勅願寺を破壊し、朕が歸依僧を追却す、是れ朕が薄徳の致す處なりとて今回の事件に係せ

る惡僧共を夫れく處分し、大光房兼賢阿闍梨等二十余人は各々起請文を提出して事件は落著した。起請に曰く、
謹請

起請文之事

右起請之趣者於傳法院事殊致不忠於密嚴院御房事構内外之思之由有_二其聞極無實也但凡夫質痴闇之身候者不慮之外定有_二誤犯_一歟尤所_二發露仕_一也早令_レ許_二懺悔_一御事又自_レ今以後於_二大傳法院沙汰並上人御事_一一事以上不_レ可_レ背_レ仰若背_二此旨_一者可_レ罷_二蒙大師明神之御罰_一仍所_レ請如_レ件

保延七年辛酉二月五日

僧 兼 賢

此に於て上皇は院宣を下して上人を高野に歸住せしめんとせられた。院宣に曰く
被_二院宣_一僞

右今度金剛峰寺行惡之企達_二天聽_一彼張本之徒或處_二遠流_一或擊_二怠狀_一起請文_二而深歎申之上上人急急有_二歸山_一御願寺等如_レ元可_レ有_二勤仕_一之由依_レ宣執達如_レ件

保延七年三月 日

左兵衛督源

覺鑊上人御房

然し上人は山徒の偏執到底救治す可らざるを知りて歸山し玉はず一意根來山の興隆に力を致して、此處に圓明寺を創して終焉の處とせられ、尋で御願寺とせられた。乃ち佛塔、神廟、僧坊等數十區を造り、一乘山根來圓明寺と號した。永治元年上人四十七歳の時、根來求聞持道場に於て求聞持法を修すること一百日、滿散の日に當りて五百の佛面地より涌出するの奇瑞を示した。依つて其の峰を名けて求聞持峰と爲し、又は五百頭峰と稱した。翌康治元年には圓明寺の西廂にて北面して金色の梵書阿字を壁間に炳現せるに、光明室を照した。是の如きことは度々であつて上人遷化後金色の阿字は尙髣髴として壁上に印在したと云ふ。上人の修觀は實に三昧に入つて來たのであ

つた。此の年間七月大傳法院座主神覺、根來寺學頭兼海等は斯くの如き形勢に在りては、上人が祖廟興隆の志にも自ら反することなるに依りて、和議を金剛峰寺方に申し入れたるも山徒執して此れを容れなかつた。翌二年七月二十八日上人は忽ち風疾に染み、大衆をして尊勝陀羅尼を一七日誦誦せしめ、十二月十二日圓光寺の西廂に於て結伽趺座して袖中に秘印を結び、恬然として示寂した。時に學頭兼海阿闍梨先より鎌倉に在り、故に葬らざること旬余、膚體猶煖かにして鬚髮稍生じ、顔色生けるが如くであつた。二十一日に至り、兼海師關東より歸り、即ち菩提院に於て闍維した。是の時高足五智房融源師も亦熊野に赴かんとし、道に上人の順世を聽き、錫を返して喪に赴き、泣いて棺前に般若理趣經を誦するに第二段に至り自ら棺中に聲あつて時薄伽梵の首句を唱へられた。段々皆是の如くであつた。此れより根來の流を汲むものは理趣經を誦する時は時薄伽梵の一句を除するのを金棺相承の秘事と稱して、根來の流風となつた。かくして密嚴尊者覺鑲上人の四十九年の一生は終つたのだが、その徳化は

現今に至るも滅せず、現今真言宗各派寺院總數一萬二千餘ヶ寺の内、其の半數は上人の流を汲む智豐兩山の寺院なるを見ても上人の偉大なるを知る可きであらう。上人は上述の如く野山に容れられずして根來山に隱退して野山に對し別に一派の形勢をなし教義上に於ても新義所立の加持身教主の義は既に上人著作の上はその片鱗を伺ふことが出来るが、明かに新義古義の別を生じ、本地説、加持説の異を見たるは上人滅後一百四十年の後なりしも、然も外形上、精神上の分派は全く保延六年十二月八日上人が高野を降つて根來に退かれた時に生じたものと云はなければならぬ。上人の御著作に現れし教相上の新義即加持身説法の義は既にその源を觀賢僧正の般若寺鈔に起因したるものにして即ち同鈔に曰く、

加持身者曼荼羅中臺尊也此名三佛加持身一也當三報身一亦名三字門道具足佛一也亦名三具身加持一也。

と。又云く

從ニ此自證身ニ後起ニ加持身——意加持身者是曼荼羅中臺大日尊也
此れ即ち眞言教主加持身說法の權輿にして興教大師は之れに根據して遺教錄第一卷に
曰く、

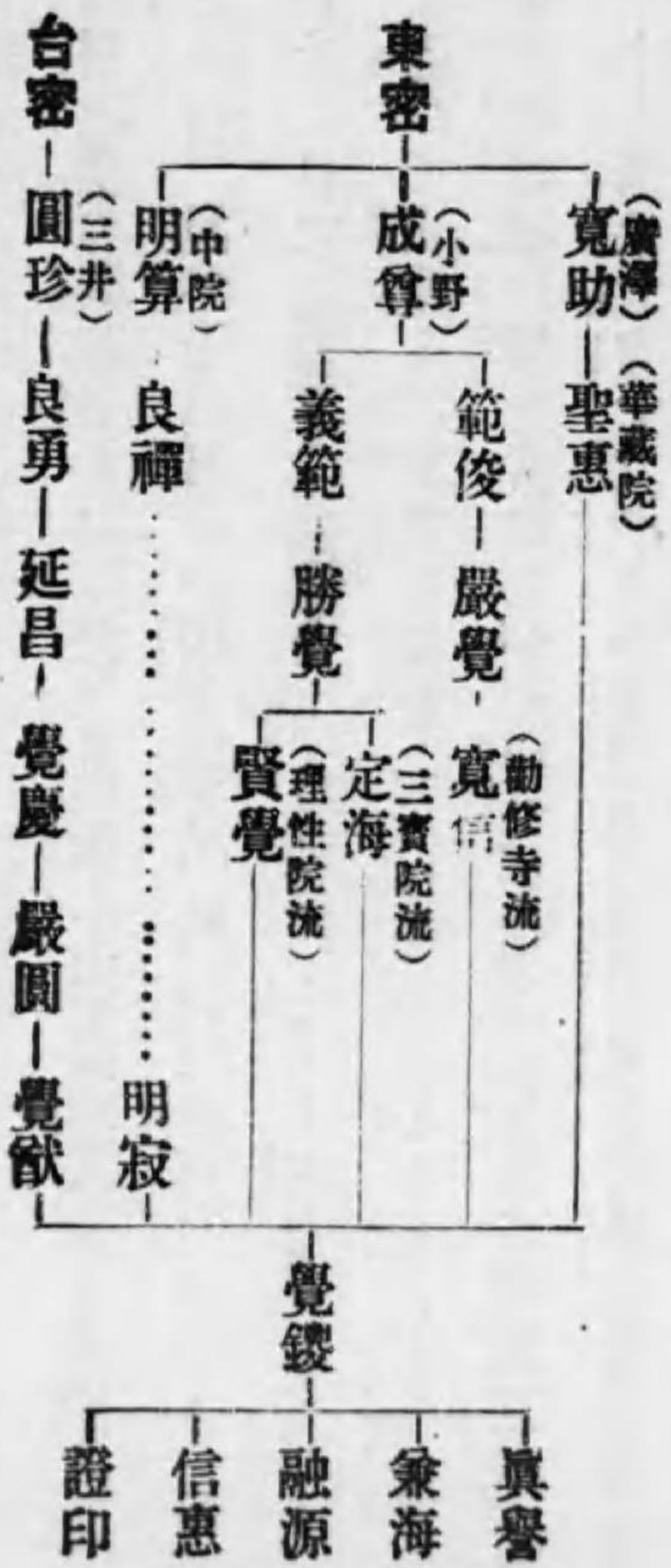
佛果境界甚深秘密非下九界衆生可ニ見聞觸知之境界上唯佛與佛乃能究盡而今爲ニ衆生ニ
從ニ法界無相之身ニ示ニ現加持尊特之身ニ

と加持身教主の旨趣を演べられ、大疏の起因段に根據しては密嚴諸秘釋第二卷に、

大日報ニ往昔之悲願ニ入ニ加持之門ニ

と說法會場加持門の精義を立てた。然し七人の時代には未だ明かに教相上の分派と迄
は行かざりしも、その種子は明かに上人に依りて蒔かれたのである。即ち此の蒔かれ
たる種子の發芽し、生長し、始めて明かに加持身說法と云ふ大樹となつて認められたの
は賴瑜贈僧正以後のことと屬するものなれども、その根底は全く上人の思想中に存在
し、且外形上、精神上の分派は明かに保延六年の高野山の騷動に依つて生じたもので

ある。故に上人を以て新義眞言宗の宗祖と仰ぐ所以である。上人の法は事相は兼海阿
闍梨に傳り、教相は五智房融源師に傳つたのである。今上人傳法の系統を圖示すれば
左の如くである。



第七章 興教大師の門下と滅後寺院の確執

上人の門下に於て道譽高き眞譽阿闍梨は後に上人の法を傳へしが、初めは廣澤の寛助大僧正の入室なるに依りて上人と同門の間柄である。後高野山上に持明院を建立して鳥羽上皇の御願寺となつた。長承三年五月八日大傳法院及び金剛峰寺座主職に補せられた。同年十二月その職を退き、保延三年三月に至りて信慧上座に代りて檢校職に補せられた。信慧大阿闍梨は字は耀覺、上人の直弟にして幼名を鬼四郎と稱した。上人に隨つて出家し、左右に奉仕し、良禪師の後を襲ふて長承三年十二月二十三日金剛峯寺檢校職に補せられしが、山徒の憤奏に依りて保延三年三月二十日其の職を去つた。上人傳法大會を立つるや信慧師は勅を奉じて學頭職に補せられた。學頭にして勅を蒙るの最初の例である。憾むらくはその終焉を審かにしない。密嚴院二世兼海阿闍梨は字は淨法と稱し、上人の付法となり、大傳法院流の血脈を相續して根來の根基を固めた。嘗て信貴山に詣り毗沙門天王に謁して三顆の寶珠を授り、歸りて本師に擎げ

た。久壽二年五月十日四十九にして寂した。五智房融源師は上人と同國の生れにして性は平氏、上人の親族である。或は又上人の季父なりとも云ふ。高野山に登つて剃髮し、上人に隨つて法を承けた。氣稟清淑、智解深遠、超然として名利の關に脱出し、嘗つて鳥羽上皇嘉應元年春高野山行幸の際、その道價を慕つて之れを召せしも來らず依つて上皇その居を叩きしも楯拙を燒き、腰骨を炙つて更に顧みなかつた。故に上皇は背後より阿闍梨を拜して歸つたと傳へて居る。閉觀房證印の傳記は不明であるが事相に於て證印方を出して居る。然し此の系統は傍流なるが故に傳法院方にては取らない所である。

以上の諸弟子は皆上人の徳化に依りその高風の顯揚に勉めたが、上人滅後五年即ち仁安三年に至りて寺方と院方と雙方和議整ひて大傳法院の衆徒は皆根來より高野山に歸住し、同年正月十一日双方の僧侶合同して傳法院の修正會を行ふことゝなつた。此の頃上人の門下はその徳化を慕ふ餘り、大師號の宣下を請はんとしたが野山方はそ

れを、當として妨害せんとして居た。此の際、時の傳法院座主日禪は紫衣を著し、手輿に乗じ、鈍色の從僧四人、大中童子數輩を從へ、行道衆七十口は各々生絹子の裳袈裟を着け、所司は威儀を張り、仕丁は赤衣を着け、都てを法性寺の例に准じて威儀頗る嚴然たる有様であつたので、寺方はそれを非例となし、此にはしなくも一場の諍論を惹起し、忽ちに修羅の巷と化して、双方入り亂れて争闘して殺傷相當り、寺方の承仕靜辨千福の二人は此の爲に死亡し、その衆徒は院方の行道衆の裳を切り捨てた。學頭隆海、座主日禪等は即時に山を退散し、寺衆は勝に乗じて傳法院に亂入してその堂宇を破却し、七百余僧を追ひ出した。かくて寺方は其の月二十日連署して覺鑊上人に諛號奏請の不當を鳴して彈奏し院方もまた官に訴ふる所あつたが五月三日に官裁ありて、日禪、隆海等の職を削り、自今覺鑊上人の諛號を奏請すべからず、本寺方の訴狀も私意を先にし、公裁を後にせるは不義の甚しきものなりとて、檢校宗賢の職を止めて薩州に配流し、上網玄信は壹岐に、房光は對馬に貶し、自余は各々誠飭する所あつて此

の争は落着した。此れを世に裳切騒動と云ふのである。而し此の争亂たるや一時の感情の行き違ひより生じたるものにして、深き根底を有せるものに非るに依りて、翌嘉應元年十一月には前に配流せられし宗賢以下二十六人凡て大赦に遇ふて歸山し、一反下山した院方の衆徒も追々山上に歸住して講學練行志なく行れて居たが、高倉天皇の安元元年四月十七日に又々兩者の衝突ありて本寺坊人衆は傳法院の建造物の過半を焼却したので、院方は之れを天應に訴へし結果「本寺方決三斷自恣之働」ありとして檢校法橋上人位禪信を阿波に、執行代定兼を上總に配流したが、翌二年七月八日には兩共赦に遇ふて歸山した。斯くの如くして表面は一時平靜に歸したやうに見えても一度出來た兩者の間隙はどうしても填めることが出來ずして上人滅後百四十余年を經過し頼瑜師學頭時代に及んだのである。

第四章 鎌倉時代

第一節 頼瑜和尚出世以前の寺院の關係

平家二十年の榮華も富士川の水鳥の羽音に醒めて、その後は戦ふ度に利あらずして壽永二年に一族郎黨西に走りて波に浮びてより三年、西に漂ひ、東に流れ、遂に文治元年三月二十四日安徳天皇を始め參らせて總勢一萬餘人水底に沈みし後は世は全く頼朝の掌中に歸して鎌倉の武家政治になつた。我が眞言宗も院政時代迄は事相競ひ興りて互に蘭菊その美を鬪はせしも此の時代に入りてはその反動として教相の隆盛を來したのである。然してその淵藪は高野山にして金剛峰寺 大傳法院共に明匠輩出した。即ち金剛峰寺方に於ては覺海、明任あり、其の下に法性、道範、明範等出で、大傳法院方に於ては信慧阿闍梨に繼いで俊晴、會慶前後に學頭職に登りて一は蓮華院を興し、

一は華遊院を開きて大傳院の講席此れより盛なる状態を呈した。

覺海は字は南證、但馬の人、和泉守雅隆の子にして醍醐山定海の室に入りて傳法灌頂を受け、後高野山に登りて義學を研ぎ、其の居所を花王院と云ひ、講説を事とし、法性、道範等皆その門に集つた。建保五年高野山檢校に任じ、承久二年職を辭し、花王院に退居し、下品の悉地を願ひ、魔界に入りて魔族を退治せんと志し、貞應二年八月十七日年八十二にして中門の扉二枚を翼として空中に飛び去つたと傳へて居る。明任檢校は字は勝光、紀州の人、正智院に住して法雷を轉じ法性、道範等その門に教を受けた。寛喜元年十一月十日八十二にして遷化した。法性、道範はその後を受けて兩者共に力を合せ、一山の興隆に力を致し、忍信、勝心、信寛、良任、明賢等數代の檢校を補佐してその効績頗る顯著な有様であつた。かくて道範阿闍梨は嘉禎三年十二月、勝心律師の四十一世檢校を退き、良任阿闍梨の四十二世檢校を襲ひたる時、執行代に補せられたるが、恰も仁治二年七月傳法院不斷經に付て諍論起り、愈々事面倒と

なつた。寺院の争は覺鑿上人滅後仁安三年には裳切騷動あり、承安五年には法威争ひあり、貞永元年には三寶院勝心檢校と、傳法院座主との間に本末座席争ひがあつたが、亦復不斷經の問題にて争論を生じ、金剛峰寺方にては宿直の人を出して辻々を堅めたる時、傳法院方寶藏院の坊人五室の路より手鉞を提げて來り、此處に一場の争鬪を演出した。翌三年には寺院の衆徒合戦に及び、翌寛元元年には去年の報復に傳法院方より金剛峰寺方に大衆推し寄すると云ふ混亂状態であつたが二月には双方より朝廷及び六波羅に訴狀を提出した。其の結果九月十五日に裁定ありて金剛峰寺の僧綱法性、道範の二阿闍梨を首め、二十六人を諸州に配流せらるゝことゝなつた。この時法性阿闍梨は出雲國に、道範阿闍梨は讃岐國に流された。法性阿闍梨は遂に配所に於て寛元三年死し、道範阿闍梨は翌年正月三十日都を出で、十四日讃岐の鶴足津橋藤左衛門方に預けられた。その後尚寺院方の争は絶えず、寶治元年十二月には金剛峰寺の衆徒傳法院を襲ひて火を放ちて攻め立てた。この事國司の仲介に依りて和平に

歸せしも、やがて六波羅探題の知るところとなりて、座主大僧正行遍は兩寺争論無沙汰の咎に依りて其の職を削られ、其の後、翌建長元年五月二十一日に至りて寛元元年流罪に處せられし僧綱二十六人も許されて歸山し、道範阿闍梨も亦同年八月十七日七年の配流の地より歸りて講學再び隆盛を極めしが建長四年五月二十二日七十五歳にして遷化せられた。

金剛峰寺方の學匠に對して傳法院方に出で、後世講學の基礎を作つたのは蓮花院俊晴和尚である。和尚名は俊晴、字は顯揚、夙に碩學の譽高く、信慧に次で傳法院第二代の學頭となり、又蓮華院を創して之れに居した。其の慧解深密、立善玄妙にして後世の學者此れを蓮華院の義と稱して居る。其の後を襲ふて第三代の學頭に補せられたのは華遊院會慶和尚である。その後には華遊院第二世觀心和尚、東別所の忠俊和尚等ありて、講學に最も力を注ぎ、其の傳法院の學説を稟けたるものには南院の隆惠善俊等の諸傑輩出して、新義學説の前馳をなした。かくて寺院互に感情上の小衝突を

斷續しつゝ、一方には研學講論しつゝ、覺鑊上人滅後早くも百餘年を経過して賴瑜和尚の時代に推移した。

第二節 賴瑜和尚と大傳法院の根來移轉

新義加持説の主唱者大傳法院の中興、中性院開祖賴瑜和尚は字は俊音、紀州那賀郡山崎村の豪士土生川氏の家に嘉祿二年を以て生れた。父の名は源四郎太夫、幼にして郷里に在りて世典を學びしに毎夜昏睡に苦しんだ。然るに或夜夢に僧あり、來つて梵言密印を以て眼を加持せられしに之れより永夜讀書に倦まず。城南の玄心阿闍梨之れを奇とし、父母に諭して伴ひ歸り、弟子として愛育を加へ、剃髮して息慈戒を授け尋で兩部大法を授くる時、胎藏界悲生眼の印明を受くるに及びて夢中に僧の加持せる所は悲生眼の密印なるを知つて心に歡喜した。後東別所の忠俊和尚に隨ひて大傳法院の

法義を學び、建長の初め南都に行き、東大寺に寓して三論、華嚴を學び、興福寺に往つて瑜伽、唯識を習ひ、兼て密乘の秘訣を眞言院に受け、又學徒の請に應じて釋摩訶衍論を戒壇院に講じた。康元元年仁和寺に駐錫して廣澤の法水を掬し、正嘉元年高野に歸りて住心論愚草を起草し、冬十二月に至りて即身義顯得鈔を草した。弘長二年の秋に至つて秘鍵鈔二卷を著し「開藏鈔」と名けた。後木幡觀音院に寓して秘密口訣を中觀上人に受け、及び諸宗章疏の疑を質した。中觀上人とは眞空上人のことである。弘長元年正月、觀音院道場に於て具支灌頂を中觀上人に受け、六月初旬醍醐寺に至り、三寶院流の正嫡、報恩院憲深僧正を禮して秘訣を受けて「野道鈔」を纂し七月には大疏指心鈔を起草し、九月には金剛界大法を受け、十月には胎藏界大法を相續した。二年春護摩の口訣を筆記して「野護摩鈔」を著し、憲深僧正の請に依りて釋摩訶衍論を報恩院に講じ、夏六月「薄草子口訣」三十卷を草し、冬に至りて木幡南院に寓して「大乘義章」及び「八識義鈔」を著作した。文永三年四十一歳にして大傳法院學頭職

弘法大師相承の秘密教と其傳通

に補し、その末寺たる丈六堂北僧坊に住し、傳法大會を勤めた。此れ仁治中、寺院争鬭の際傳法院は金剛峰寺の徒に焼却せられて再建の運に至らなかつたのである。四年醍醐山に寓し、六年高野に歸りて傳法大會の談義を勤め、「即身義愚草」を録し、八年傳法大會の間「十住心論愚草」一部三十八卷を著した。九年傳法院落成して之れに移り住んで中性院と號し、傳法會談義を勤め、因つて「菩提心論愚草」を筆記した。六年五月南都眞言院に寓して秘鈔を傳授し、六月に至つて終つた。建治元年五十歳にして醍醐中性院に寓し「大疏愚草」十八卷を潤色した。三年「秘鍵愚草」を鈔録し、弘安元年秋醍醐覺洞院實勝僧正に妙鈔等を稟け、翌二年四月十七日高野中性院道場に於て實勝僧正に傳法灌頂を受けて第二重の印可を蒙り、翌三年七月二十八日同道場にて第三重許可秘印を受けて中性院の一流を出した。此の間「聲字義開秘鈔」二卷、「卍字義愚草」等を作した。此の頃は丁度元寇ありて上下その方面に身も心も奪はれ、龜山上皇は伊勢大廟に祈請して戦勝を祈り、執權北條時宗は幾多の軍勢を發して西海の警備

を嚴し、眞に國一致、外敵の降伏に熱中した。然れば所々の神社佛閣に於ては調伏の新禱行はれたが、殊に眞言宗に在りては高野山の如きは、南院の波切不動を奉じて、賢隆、長任等の大徳筑紫に下つた。かくの如く上下一心協力して神佛に祈請せし甲斐ありて弘安四年七月二十九日には暴風俄かに吹き起りて、怒濤逆巻き船を覆し、流石の元の猛將勇卒共も生還せるは僅かに三萬であつたと云ふ。此の前、敵國降伏のため龜山上皇より高野天野社に神馬を進献せられたが、この神馬のことよりして、檢校靜辨と長者坂上盛澄との間に争論を生じ、それが轉々して亦々傳法院と金剛峰寺方の争の基となつた。此は仁和寺御室、關白鷹司兼平公、定濟座主等の扱ひに依りて納まりしが、弘安九年に至り傳法院に於て大湯屋を建設せんとするや、金剛峰寺方にては前例になきこととして、此れに故障を申し入れた。坂上盛澄對靜辨及び賢隆檢校の争以來一段納まつた炎もまた此處に燃え出でんとした。大湯屋建設に反對を申し入れた寺方の衆徒は七月二十四日蜂起して理不盡にも傳法院に押し寄せて院方の衆

徒と合戦に及んだ。八月に至りて時の檢校は兩徒合戦の責任者として檢校の職を改易して泰然が七十三世の檢校職に補せられ翌十年に至りても兩徒虎視眈々の有様であつたが賴瑜師は過去の寺方と院方との關係を考察し、到底一山に兩虎並び立たざるを知り、將來このまゝに經過する時は兩者共に滅亡せざる可らざるを考へて遂に本師東別所忠俊和尚と計りて正應元年三月に至り、自己が鑲上人の意を汲んで主張せる大日經教主加持身說法の新説は金剛峰寺方の本地身説と氷炭相容れざるものなるに依り新義の法幢を立つるにもたよりよからずと思ひ定め、時の大傳法院座主仁和寺勝寶院道耀大僧正の助力と仁和寺法親王の宮の威力とを藉りて傳法、密嚴の兩院を全く根來に遷して別立したのであつた。而して院宇の構營全らざるに依りて、神宮寺に寓し、傳法大會を圓明寺の堂上に行ひ、盛に新義の加持身說法の義を高唱し、その後著作する處頗る多く、一百餘種四百五十餘卷を算して居る。嘉元々年微病に染み、翌二年正月元旦世壽七十有九を以てその一生の終を告げた。

與教大師覺鑲上人は根來に一乘山圓明寺を建立して後に此處に入定せられて加持身教主の義を説かれしと雖、當時に在りては傳法院方と金剛峰寺方と未だ明かに學説上に其の別立を見る程には至らなかつたのである。然しながら形式上と精神上とは兩者相容るゝことの出来ない氣分を生じたのであつた。然るに賴瑜贈僧正に至つては形式に於ても、精神上に於ても全く金剛峰寺方と別立し、加ふるに教相の上にては、賴瑜師は與教大師の思想を更に布演して、寺方の本地身教主に對して加持身教主の新説を明瞭に主張した。此處に於て判然と兩者相分るゝに至つたのである。賴瑜師主張の加持身教主の義は大傳法院第十五世の學頭聖憲師に至つて大成せられたのである。聖憲師は賴瑜師入滅後四年目の後二條天皇の德治二年の生れである。聖憲師が大傳法院の學頭職に登る迄の間には瑜公の付法清淨金剛院良殿和尚、嘉元二年先師に繼いで學頭職に補して加持の教風を扇ぎ、更に修學院印俊、教王院玄雲、寶積院實算諸師相繼いで學頭職に登り、又迎攝院順繼和尚は賴瑜師の遺囑に依りて嘉元二年九月一勸劣向

勝不退門廣短冊」を著し、其他蓮華院頼豪和尚の如き博識廣才の徒多く輩出して一山の空氣は頗る緊張した氣分を示して南北朝時代に入つたのである。

第三章 事相諸名徳の輩出

院政時代に競ひ起つた事相は鎌倉時代に入つて教相の興起と共に更に更に非常なる分派を生じた。小野方に於ては三寶院定海の下が門流最も榮え、元海を経て一海は松橋流を興し、その下は静慶を経て叡尊は西大寺流を出し、一海と同門の實運の下、勝賢あり、勝賢の門に成賢出で、成賢の付法には憲深は報恩院流を深賢は地藏院流を、頼賢は意教流を光賢は光賢方を出し、憲深の門に定濟は寶心院流を、玄慶は岳西院流を、聖守は眞言院流を出し、定濟の下に定暎は妙法院流を興し、意教方よりは更に義能方證道方、願行方等生じ、頼瑜贈僧正も憲深の室に入つて中性院流を出した。金剛王

院流よりは泉海は泉海方を、雅西は東南院流を、雅西の付法實賢 下には三輪流實尋方、定清方、覺智方、加茂流、岩藏流等が出た。小野の三流よりは増俊より顯嚴を経て親嚴に至りて親嚴方を出し、宗意の下には念範方生じ、寛信の下には行海方、仁濟方等生じた。中院流よりは南院流、引接院流、正智院流等生じた。廣澤方は小野方に比して經軌爲本なるが故に比較的に事相上の分派少なく、安井門跡道尊の安井流、心覺阿闍梨の常喜院流等最も後世に傳はつたものである。此の内尤も著しい大徳の二三の傳記を語つて鎌倉時代の事相の名匠の代表としやう。

松橋流の祖一海の付法 圓行上人静慶の付法にして瀉瓶と受けたる叡尊は大和國添上郡箕田の人にして建仁元年五月の生れである。建保二年十四にして醍醐の安養院榮實の室に入り、二十四歳にして兩部の大行畢り、安貞二年傳法灌頂を本師に受けた。時に年二十八。當時戒律全く廢頽して三學備はらざるを慨して曰く「顯密二教以戒爲二根本、戒根不三清淨、不三定慧」と。去りて東大寺に赴き、戒如、圓晴等の講席

に侍し、既にして以爲へらく、比丘僧の具足戒は三師七證の諸縁を具せざるべからずと。密に師承なきを嘆せるが時に會々大悲菩薩覺盛に邂逅し、意氣相投合し、則ち約して自誓自受し又寛元三年泉州家原寺に肇めて別受作法を行した。教授は慶運、羯磨は覺盛である。斯の辰、通別受法具備し始めて法華寺の尼文蓮に沙彌戒を授け、建長中法華寺の道場を啓きて慈善に大比丘尼戒を授けた。此に至りて七衆皆満足した。後に靜慶師に松橋流の秘法を授かりて自ら西大寺流の祖となつた。かくて後嵯峨、後深草、龜山、後宇多、伏見五帝の戒師となり、布薩を行ふこと一萬七百十座、受戒の弟子一千三百餘人、密灌の弟子七十餘人に達した。伏見天皇の正應三年八月二十五日西大寺に於て遷化した。時に龜齡九十。

報恩院流開祖憲深僧正は侍従通成の子にして幼にして成賢僧正の室に入りて出家し、四度の大業訖つて建保二年十一月十日三寶院の灌頂壇に登り、成賢師に傳法灌頂を受け、建長三年六月七日綸命賜ふて醍醐山座主に補せられ、其の後も道氣撓ま

ず、師に就て精修研鑽し、遂に法身の心印を受傳し、一方の幢旗を樹て、報恩院と稱した。四年祭會に男舞の蹈歌を儲けて神樂を饗し、五年五月大魁するや勅に依つて清瀧權現に雨を祈つて効驗あり、七月座主職を大僧都實深に譲り、八年正月權僧正に叙せられ、その他修法の靈驗甚だ多く、又木筆を善くし、梵字にたくみであつた。龜山天皇の弘長三年九月六日七十二にして入滅した。付法十一人ありて實深を以て瀉瓶とし、中性院頼瑜師も亦その中の一人である。後世幸心方と稱して一般に本宗に廣まつた事相は實に憲深僧正の流である。

常喜院流祖心覺阿闍梨は廣澤の系統に出づる人であるが、本は從顯入密の人であつた。即ち三井常喜院の住持であつたが宮中の論戰に南都北嶺鋒を交へたる際、三論の學匠珍海の爲に敗伏せられ、茲より發憤して廣澤に遁れ、兼意の弟子となりて孜孜鐵錘仰し又醍醐山勝賢の面訣を受けて之れを録し、題して常喜鈔と稱した。大傳法院流傳授の際には忘る可らざる人である。

此の時代に傳法院流を傳へた大徳には眞光院二世禪助大僧正があつた。源通成の子にして眞光院開祖二位法印經瑜の付法であつて、又仁和寺法僧正の入室である。永仁元年大僧正に任じ、翌年二月東寺長者に任じ、寺務法務を管し、伏見天皇の護持僧に任せられ、徳治二年春石清水八幡に於て結縁灌頂を修し、以て恒式とし、伏見上皇法會に幸臨せられた。秋七月二十七日後宇多上皇師を禮して落飾して金剛性と號し、三年正月二十六日師に隨つて灌頂を受けさせられた。法皇歡喜し二十七日禪助に牛車の宣を賜ひ、二月三日廣澤の祖益信僧正に本覺大師の證號を宣下せられた。同年三月東寺の座主に任せられしが三月十六日寺務を辭した。花園天皇文保三年秋東寺長者寺務に再任し、後醍醐天皇元應元年七月孔雀經法を龜山院に修し、二年三月高野大塔の落慶供養の導師を勤め、七月諸職を辭して眞光院に退隱し、元徳二年二月十二日八十有四を以て遷化せられた。禪助師三度長者に任じ、伏見、花園二朝の護持僧となり、仁和寺傳法堂學頭及び高野山傳法院十一世の座主、神護寺主務を管し、

灌頂の弟子八十餘員、亦以て一世の大徳と推稱す可きである。

右に挙げた外、鎌倉僧都貞曉法印の如き、仁和寺准三后開田院法助の如き、性仁法親王の如き深性親王の如き、木食上人、行勝、或は法眼道勝等その他幾多の名徳は輩出した。悉しくは祐寶師の傳燈廣録に審かである。

第四節 鎌倉末期の朝幕關係と立川流大成者文觀上人

南北兩朝の對立は一は武臣の權謀あづかりて力ありしとは云へ、その源は遠く八十八代の後嵯峨天皇の時に發して居た。承久の亂後義時は後堀河天皇を擁立したが天皇は貞永元年に崩じて皇子四條天皇が位に即かせられ、仁治三年正月十日に崩じ給ふた。御年僅かに十二歳にして皇子おはさよりしに依り、泰時は土御門天皇の皇子邦仁王を立て奉つた。之れを後嵯峨天皇と申す。後嵯峨天皇は在位四年にして位を皇

太子に譲り給ふた。之れが後深草天皇にして上皇は院中に政を聽き給ふた。上皇は皇權振はざるを慨し、北條氏の專權を憤り給ひ、建長元年大宮院嬪子が恒仁親王を生むや上皇はその英邁を愛し、正嘉二年八月立て、皇太弟とし、また永くこの統をして皇位を承けしめんとした。翌正元元年十二月皇太弟即位した。之れ龜山天皇にして次で天皇後腹の世仁を皇太子となし給ふた。後嵯峨上皇は尙政を聽き給ひしが文永九年大宮院に遺詔して後深草上皇の御子孫には長講堂領百八十箇所、それに熱田社領、播磨の法金剛院領等を授けて皇位に對する希望を斷念せしめ、龜山天皇の御子孫には六勝寺、鳥羽院領等を授け、永く皇位を承く可きことを以てした。世に後深草上皇の後を持明院統と云ひ、龜山天皇の後を大覺寺統と稱した。文永十一年龜山天皇の皇子世仁位に即き給ふたのが後宇多天皇である。此の年は丁度文永の役のあつた際であつて、即ち同年十月五日元兵對馬に來り、繼で博多に上陸し、箱崎を焼けるが二十日に海上暴れて元の大艦巨舶悉く覆没し、殘兵逃れ去りしが後宇多

天皇弘安四年五月二十一日再び來寇し、壹岐に至り、六月筑前に迫り、志賀島に據つた。元軍三萬高麗軍一萬戰艦九百餘艘と注した。時の執權北條時宗は舉國の軍を發して西國に向はしめ、龜山上皇は伊勢の大廟に祈り、身を以て國難に代らんことを以てした。更に元將范文虎は江南軍十餘萬人、戰艦三千五百艘を以て來寇し敵艦の影は肥筑の海上を覆ふた。高野山南院の不動明王が筑紫に下向されたも此の際であつた。眞に舉國一致の秋にして日蓮上人が大獅子吼したのも此の時である。在々所々の寺々には敵國降伏の祈禱の鐘が鳴つたであらう。特に帝京の大寺や有名なる靈閣には勅使が參向して熱誠なる祈請が籠められたであらう。古來我が眞言密教は加持祈禱を以て本色として居るに依つて、朝廷や幕府の信頼も深かつたであらうと思ふ。此の舉國一致の熱誠が溢れて閏七月一日には大風吹き起つて賊船覆没破壊し、十有餘萬の賊兵も生還することを得たものは僅かに三萬に過ぎなかつた。後宇多天皇は其の後六年在位して御讓位のことあるや、時宗は于渉して持明院統の伏見天皇を立てたるに依りて、

龜山上皇は甚だ不平であつた。伏見天皇の後はその密謀に依りて時宗の子貞時は後伏見天皇を立てた。依つて後宇多上皇は之れを責めたるに依りて貞時は兩統十年交迭云ふ案を立てた。かくて兩統の嫉視は甚しくなり、且は幕府の處置に心平かならず御父龜山上皇は正應二年九月七日仁和寺大僧正了遍を禮して落飾し、後二條天皇の嘉元三年三月三日阿闍梨了遍に依つて灌頂を受けさせられた。後宇多上皇は後二條天皇の徳治二年七月二十六日仁和寺真光院大僧正禪助を戒師として落飾し、同三年正月二十六日禪助阿闍梨に隨つて傳法灌頂を受けさせられた。此れに依つて之れを考ふるに未曾有の國難に際し、眞言の功力に頼り、鎮護國家の實を擧げんと志し給へる半面の大御心も亦推察し奉る可きである。特に後宇多法皇は高祖大師の御傳記を手づから物せられ、其の他の行業に依つて見るも、我が秘教の奥旨を了解し、且つ其の御信念の強烈なりしことは寛平法皇と比す可きである。特に其の熱烈なる信念を拜察す可きは二十五條の御遺詔を遊ばされし其の第三條に

夫以我大日本國者法爾稱號秘教相應法身之土也。故繼三血脈之法資傳三天祚之君主可同盛衰可伴興替我法斷廢皇統共廢、吾寺興復者皇業安泰、努力背此意莫悔耳。

法皇の法を受けしものは皇子性圓法親王である。その崩御は後醍醐天皇の元享四年六月二十五日のことであつた。が此の間後二條天皇の嘉元二年には頼瑜師滅し、翌三年九月十五日には龜山法皇崩じ給ふた。後二條天皇の次には花園天皇位に即せられ、次が後醍醐天皇にして、鎌倉の北條氏は時宗の後、子貞時繼ぎて七代の執權職を襲ひ、貞時の後は時宗の甥師時繼ぎ、師時の後は貞時の子高時が相續したが時に幕府は弘安の變以後財政頗る窮乏し、高時は頑愚にして日夜酒宴に耽り、賢臣を遠け、衰頹の氣分が漲つて來た。然るに此の時の帝後醍醐天皇は後宇多法皇の第二子にして天資英明にして才氣に富ませられ、まことに稀代の名君であつた。御即位の後、勵精治を圖り、皇運の衰微を恢復し給はんと志した。かくて關東方と衝突を惹起したのが元弘の亂

であつたが、此の頃法勝寺の圓觀上人醍醐山座主兼天王寺別當僧正弘真、南都の智教、教圓、淨土寺の忠圓等元徳二年朝幕關係破裂に先立つて中宮産泰の祈に託し、宮中に五壇を立て、執權相摸入道高時を調伏せんと謀つた。大僧正弘真とは後の立川流大成者文觀上人である。此の禁裏に調伏の法の行はれし事關東に洩れ聞えたので相摸入道大に怒り、二階堂下野判官、長井遠江守を上洛せしめ、同年五月十一日の曉雜賀隼人佐を使として法勝寺の圓觀上人、醍醐寺座主弘真僧正、淨土寺の忠圓僧正を召捕り、又智教、教圓の二人も南都より召し出されて六波羅に捕へられた。かくて六月八日に二階堂下野判官、長井遠江守の二人は圓觀、弘真、忠圓の三人を伴ふて關東に下向した。忠圓僧正とは淨土寺慈勝僧正の門弟として十題判罰の登料、一山無雙の碩學である。弘真僧正は之れ又後に説く如く當時の傑物であつた。圓觀上人はもと山門の徒にして顯密兩宗に渡つての大才であつた。關東下向の際弘真、忠圓の二僧正には誰れ一人隨從のものなかりしが圓觀上人には宗印、圓照、道勝とて如影隨形

の弟子三人隨逐して輿の前後に供奉したのであつた。六月二十四日に鎌倉に到着し、圓觀上人は佐介越前守に、弘真僧正は佐介遠江守に、忠圓僧正は足利讚岐守に預けられ、兩使は歸參して彼等が修したる本尊の形像、爐壇の様等を委細圖に寫して注進した。俗人の知る可き處にあらざるに依つて佐々目の頼禪僧正を請じて是を見せしに疑もなき調伏の法であると云ふことが判然した。かくて三僧を噉問にかけ、水火の訶責に遇はしめて漸く實を得、同年七月十三日に罪科決定し、弘真僧正は硫黄ヶ島に、忠圓僧正は越後の國に、圓觀上人は遠流一等を宥めて結城上野入道に預けられた。然るに元弘三年に至り、新田義貞は義兵を上野に擧げ、長馳して武藏に入り、小手指原、分倍河原に戦ふて北條の軍を破り、戦勝の勢に乗じて三道より鎌倉に迫り、極樂寺攻の難戦を経て賊を追撃し、稻村ヶ崎より廻航して鎌倉に打ち入り、遂に高時の邸を圍んだので相摸入道は同年五月二十二日葛西谷、東勝寺に於て一族二百八十餘人と共に自殺して北條氏は此に滅亡した。頼朝が幕府を開いてより實に百四十二年であ

つた。かくて後醍醐天皇の理想たる中興の業なりしかば硫黄ヶ島に数年の憂き年月を
 鹽風にひせんで居た文觀上人弘真も歸赦の宣を賜ひ、入京して龍顔に謁し、天王寺
 の別當に復し、次で益守僧正の長者を止め、建武二年三月十五日東寺寺務を管掌せ
 しめ、更に法務に任じ、百十五世の長者、大僧正に補せられ、建武三年には後七日の
 御修法を十日迄三ヶ日修し、寵遇甚だ厚かつた。祐賢師は叙して曰く

賞賜ニ侍嬪一泊ノ旃士卒隨從之者千餘人女子華靡盡數往ニ千天王寺ニ兵具旌旗飾ニ金銀
 輦輿車乘儼ニ鋒刀ニ携ニ侍婦命婦ニ雖ニ京都諸門跡ニ怖ニ畏一朝權勢ニ稱ニ天子之婿ニ噤ノ口。
 其の權威以て知る可きである。抑も弘真僧正はもと台密の徒にして字は文觀、播州法
 華山に在り、中頃賀西の北條寺に移り。法華山、書寫山に遊びて台教を學び、吒枳尼
 天の法を修練し、呪術の奇効を成就した。又彼の北條寺は西大寺の末山なる故に南都
 に往きて律宗を受け、後小野の院家に住して報恩院大僧正道順に謁し、灌頂を受
 けて傳授を得た。其の後天王寺の別當真慶の邪正混雜の印信、書籍を寫し伊豆配流の

仁寛の秘訣印明を傳承したるがその頃武州立川に陰陽士ありて仁寛に歸して法を聞
 き、自己の呪術、算法、卜筮に合して秘密の眞法となし、多く陰陽交通の印信を造り、
 至極の立旨と爲し、以て諸人に授けた。其の弘通者に見蓮、覺印、覺明等があつた。文
 觀上人は即ち真慶と仁寛の附法たる陰陽士の邪説を自己の所得の眞言の法に合糅し、
 千餘卷の書を自撰し、之れに古徳の名を題し、深重の印信三千餘帖、秘訣の大事數通
 を展轉分布した。之れに依つて立川流は全く大成せられ、彼の名聲は雷の如く遠く響
 いて當時無比の高徳の如くに喧傳せられた。遂に後醍醐天皇に謁して秘密神通を説き、
 呪術の奇妙を彰して天皇の歸嚮を一身に聚めた。文觀依つて天皇に勸めて印可を授け
 奉り、初位の印信を獻じ、之れに天地和合不二所生世間三重の秘訣を副へた。帝之
 れを披攬し、斯の印信秘訣の第一義を問ひ給へるに、文觀奉答して曰く、我が秘密宗
 は不轉肉身證得無漏極大圓乘の故に理趣釋經には男女の二根交會して五塵大佛事を
 成すと説き、「姪欲則是道恙痴亦復然」と演べ、此の中に無量の佛道がある。天台には

「爲屈摩羅彌教彌慈祇陀未利唯酒唯戒和順密女姪而梵行提婆達多邪見是正」と談じ、華嚴には「真該妄末妄徹真源三毒而三圓」と釋し、是の如き本源を知らざるを凡夫と云ひ、能く此の理に通達するを大覺と號すと稱して次第に三十餘通の印璽、百餘の秘訣を献上した。其の印信は八葉中臺男女合體の像であつた。帝之れを妄信し給ひ、寵幸日に厚く、醍醐山六十四世の座主に補せられ、天王寺の別當となつたのであつた。之れ本宗の本有の宗義を曲解して邪路に迷へるものである。文觀上人は元弘の變後、京師に歸り、天寵益々加り、邪義を流布してその害毒甚しきを以て高野山の大家評議究決して、文觀上人の東寺の長者に補せられ、宗務を掌れるを停止せんこと請ふた。時の高野山檢校は弘算大和尚であつたが其の上表の文に曰く

金剛峰寺衆徒等誠惶誠恐謹言特蒙天裁請停止東寺勸進聖文觀法師猥補長者一忝掌宗務上表、謹考舊貫巨唐長安城之左街有伽藍隋文帝勅願號大興善寺本朝平安城之東京有精舍桓武敕創名教王護國寺彼不空三藏翻經之梵閣高授五智灌頂

三朝此弘法大師傳燈之道場親致三密加持於百王誠鎮國安民秘術一致令法久住勝計卓礫異朝者哉是以弘仁十四年十二月二日官符云東寺遷都之始爲鎮護國家柏原光朝所建而我朝以此寺爲最頂大師曰東寺是密教相應勝地馬臺鎮護眼目歸而敬者王化照明華夷太平息不崇者朝有妖害國發災亂料知吾朝安危專依此寺興廢也、伏惟我

君仁均上宮之憲政德超太宗之鴻業逆浪翻而四海澄潛亂撥而一天靜五畿七道悉誇周武一統之太平百寮兆民皆記漢高三章之制法然間元弘幸東寺一拜鸞王護國之尊容建武再臨密林遂雁塔供養之勅願叡信越他事一朝賞勝余宗自門光華煽干斯辰矣肆有相似苾芻其名文觀本是西大寺末寺播磨國北條寺律僧也、兼算道好卜筮專習呪術立修驗貪欲心溢僞慢思其迺入洛陽伺朝廷奉掠證道上人職乃詔賜爲東寺大勸進之聖渠以隱道懷色之身謬列綱位崇班之席外號知識聖人內稱醍醐座主偏繫名利之絆曾無慚愧之心未改蝙蝠似鳥之質忽迪

鳩鴿變鷹之情、利補一長者、恣令掌宗務、未曾有珍事、不可說次第也、雖憚懼皇
 憲、道俗側目、怖畏朝威、貴賤閉口、昔野干對喬尸迦、坐天衣、而說法、今文觀祭、
 枳尼、謁龍顏、而奏事、豈與彼別乎、縱雖好學、世間小術、爭令修無上大法、爲宗爲
 法、瑕瑾忽也、早擯出、宣停廢、自元非、大師門徒、又此他乘、律師蓋効、呪術、
 奇殊俗之業、哉、重檢舊記、云弘仁皇帝、給以東寺、不勝歡喜、成秘密道場、努力勿
 令他人雜住、非此狡心、謹真之謀也、雖圖如法、非五千分、雖廣東寺、非異類
 地、以何言之、弘仁十四年正月十九日、以東寺、永賜大師、勅使藤原良房也、勅書有別
 卽爲真言密教之庭、既了師々相傳、爲秘密佛場、者也、寧輒可、非門徒、者、
 爲我弟子、者、末世後生、內成、立僧綱、者、非求上下、膺次、以最初成立、可爲東寺長
 者、承和官符、云道是密教、莫令他宗僧雜住、云云、凡自東寺、一阿闍梨、實慧僧都、至益
 守僧正、一百十四代、長者、皆是密教棟梁、自門宗匠也、從承和明時、暨建武聖朝、五百載
 宗務未雜、勅進聖異門僧、嗟呼、選器用者、賢王善政、誰違、先王之德行、哉、制異類者、

吾師雅言、爭背大師遺誠、乎、情見文觀形儀、頗非直爾事、在律家、破戒無慙入、真言
 犯三昧耶、非正道、非遁世、既是一途、不攝之族也、好武勇、蓄兵具、如斯者、胡昇一
 阿闍梨、乎、天魔變滅佛法、歟、見神化惱僧寶、歟、爲法可、恐可、慎往古、南天有凶婆、
 破密華園、降彼修奧砂子平法、今日東寺有異類、顯宗務職、伏此、彼金剛峰寺、奏
 諺、雖憚、開口入災禍、先言、盡以理、紕非、誠、後昆、仍捧高祖之遺記、欲達末
 資之愁訴、伏望請、天裁、早被、停止、文觀東寺、一長者、並醍醐山座主職、者、佛法繁榮、遠
 添、龍華樹春色、王化昭明、遙續、星宿劫之曙光、矣、不、耐、懸、懸、之、宅、衆徒等、誠惶誠恐
 謹言

即ち其の理由とする處は、文觀は元來台徒にして律宗の出身なるが故に我が真言宗の門
 徒にあらず、然れば此れ朝廷より東寺を高祖に賜へる勅慮に反し、又高祖の末徒に對
 する御遺誠に背き、剩へ文觀の行業は律僧にして律に背きて破戒無慙、真言行者とし
 ては越三昧耶の罪を犯し、毫も一の長者として尊敬す可き價值なく、且は本有門を曲解

して邪義を構成し、邪説を流布するに於てをやと云ふにある。依つて後醍醐天皇も理の當然に止むことを得ずして建武三年九月十六日文觀が醍醐寺の座主職を削り、東寺一ノ長者の位より降して、遂に甲州に之れを配流し眞光院僧正 成助を長者法務に任せられた。後醍醐帝としては彼が兵杖を蓄へ、戰場に馳突し、奇計を弄して敵を苦しめ、一方の勇將たりしが故に頗る惜まれたであらう。其の後足利尊氏叛して京都を犯すや、脇屋義助と共に山崎に之れを拒ぎ、南朝北朝幾變遷の後、正平六年に至り、後村上帝の時一旦召されて眞言院に後七日御修法を勤仕したが、同年閏二月二十日南朝軍は北山に足利勢を破りて京都に入り、足利義詮は一反江州に退きしが、三月十五日大舉上洛し、吉野軍は京都を去り、それより後は持明院統の形勢日に旺なりし爲、文觀上人も亦意を得ること能はず、後諸所を遍歴して邪義を説き、正平十二年十月九日河内國大野金剛寺に年八十を以て化滅した。本有を認解して斯の如き邪路に陥れりと雖、また彼も一世の偉傑と稱すべきであらう。後東寺に泉實等の學匠出づるや仁和

寺、大覺寺等の綱位と計り、文觀の自撰せる手筆の聖教書籍千餘部、立川流の秘訣等を集めて嵯峨に於て悉く焼き棄て、その邪流の絶滅に苦心した。

因に立川流の鼻祖とも稱す可き伊豆配流の仁寛及び天王寺別當眞慶の事を附記せんに、仁寛は左大臣源俊房の子であつて、醍醐三寶院開山勝覺僧正の實弟にして、その付法である。康和三年二月十三日無量光院の灌頂壇に登つて職位を受けて崇徳帝の護持僧となつた。保元の亂に仁寛また公事に坐し、伊豆に配流せられ、名を蓮念と改稱し、又伊豆阿闍梨と號した。時に武州立川に陰陽士ありて仁寛に付て眞言の法を受けたるに、彼は自己が前に學べる處の神道及び易算の道に混合して極秘となし、師の名を賣つて邊鄙の者に授け、錢財を集めて婦兒を育し、遂に天下に邪法が流行するに至つた。仁寛阿闍梨は學識、德行共に高潔なりしも其の器にあらざるものに漫に法を授けて遂に邪義を構成せしめしは甚だ惜むべきである。眞慶は嚴覺僧都の資勸修寺蓮光坊阿闍梨良勝の弟子、勸修寺學講良弘の付法にして一に宰相僧都と稱した。諸師

の法脈を受けて天王寺の別當となつたが密語を僻解して大邪見を増長し、非法濫行にして妻妾を貯へ、多くの兒女を有した。初め小野に在るの日、廣澤理智院隆證、醍醐金剛王院の實賢等眞慶の門に詣つて法を受けたるに依り、その流は純淨でないと稱せられて居る。その資宰相阿闍梨増瑜は眞慶の實子にして子孫相繼で天王寺の坊官となつたと云ふ。文觀上人天王寺の別當となるや、大に此の法を依弘し、立川の陰陽士の邪道を合せ傳へて遂に邪流を大成したのであつた。眞慶と云ひ、文觀と云ふも共に當時の傑物たりしに相違なきも、そのこゝに至れるは全く本宗の本有の學派を曲解したので起因して居るのである。本宗に於ては本有、修生の二大學派があるが、今その大要を述べんに、本有學派に在りては宇宙間の萬有諸法を初め、吾人の一舉一動はその善惡無記の何たるを問ふことなく、本來淨菩提心所具の功德なりと云ふを根本として宗義を解釋するのである。此の派の學説は頗る崇高深遠であつて、本覺門の宗義を露骨に説明して毫も餘す處がない。即ち男女の交會も、貪瞋邪見も惣じて淨菩提心

の功德である。蓮花部心軌所説の大慾と、大樂不空身とは理趣會の法門であつて大慾は男女の交接を示したる印明、大樂不空身は交接の究竟を示した印明である。是れ則ち男女の交接が直ちに法身如來の三密の功德なる旨を開示したのである。此の理を尤も顯露に説示せるものは般若理趣經であるが、吾人は本來無始以來無明妄想の雲に覆障せられて、その本有の菩提心は三力具足するにあらざれば開顯することが出来ぬ。たゞ時機順熟し、三密の加持力に依つて無明の鐵鎖を捨斷したる處に初めて本有の徳相を顯現し、かくて男女赤白二滯も合して大佛事を成じ、貪瞋邪見も淨菩提心の功德となるので此に至つて初めて當相即道、即事而眞と稱すべきであつて、此の學派は本有を表面とすと雖、内面には嚴然と修生顯得の義を存置して居るのである。此の理を知らずして世間の當相を以て直ちに眞道なりとせば全く邪路に陥つて眞慶阿闍梨や、文觀上人の覆轍を踏まなければならぬことになる。また修生學派は森羅たる萬象より、吾人の舉手動足に至る迄凡て本有の功德たるには異論なしと雖、無始以來の

無明の雲、覆はれたる心月輪を開見する爲に轉迷開悟の行軌を實修して、本有の功德を速疾に顯現せしめんとするものであつて、本有學派の如き邪路に陥る患なしと雖、一步を誤らば顯教の三劫成佛の迷執に墮在するの恐れなしとせず。高祖大師が之を云はんか末徒曲解して大邪見を構成するの憂ひあり、之れを云はざらんか眞法亡びなんと、大に苦慮し給ひしも此の處にして、學密の徒、更に留心誠意して本有修生共に其の眞意を失はざらんことを心がくべきであらう。

第五章 南北朝及び室町時代

第一節 南北朝時代の概観

淡河原の一戦に忠誠楠正成敗へなく、七生報國の怨を留めて戦死し、賊軍足利尊氏の軍勢は捷に乗じて京都に亂入した。然れば後醍醐天皇は再び神器を擁して都を落ちさせ給ひ叡山に遷幸した。尊氏は入京して八月十五日後伏見天皇の皇子豊仁親王を擁立したが之れが光明院である。前に尊氏紮の森に北畠親房、顯家、新田義貞、楠正成等と戦ふて大敗し、九州に走れる際賊名を負はんことを恐れ、光嚴上皇の院宣を請へるが、之れを携へて備後に下り、尊氏に渡したのは三寶院賢俊であつた。賢俊は後に暦應三年東寺長者、康永二年には大僧正となつた。尊氏は光明院を擁立後使を叡山に遣し、誓書を上つて天皇の還幸を請へるに依り、天皇亦僞つて之れを許し、

延元元年十月京都に還幸した。然るに尊氏は天皇を花山院に幽閉し、新主に神器を傳へんことを迫れるに依り、天皇は偽器を授け給ふた。ときに北畠顯信は義兵を伊勢に起し、密使を花山院に遣した。十二月二十一日天皇は夜に乗じて密に逃れ出で吉野に遷幸し、吉水院を以て行宮に充てさせられた。

花に寝てよしや吉野の吉水の

まくらの下に石はしる音

の一首はその後の御製であらう。これより足利義満將軍の時に後龜山天皇が京都に還幸して大覺寺に入らせられ、父子の禮を以て、北朝方の後小松天皇に元中九年（北朝明徳三年）閏十月五日神器を傳へさせ給ふて南北此處に合一し、神器都を出で、より五十七年にして再び歸り來つたのであつた。

此の南北朝時代に於て我が眞言宗にて特記す可きは學說の大成であつた。前に野山には法性、道範等の大徳出で、本地身教主の義を説き、根來に於ては蓮華院先師等の

後を受けて一代の大學匠賴瑜師出で、加持身教主の義を成立した。本地身教主の說を繼げるものに此の時代に東寺に賴寶、杲寶、元寶の所謂三寶あり、更に野山に長覺宥快出で、應永年間に遂に此れが大成を見、根來に於ては賴瑜師滅後に聖憲師出で、加持身教主の義を潤色敷衍した。世に杲寶、宥快、賴瑜三師を稱して教相三傑と云ふて居る。法性、道範及び賴瑜師の傳記は前章鎌倉時代に詳述したるが故に本章に於ては杲寶、宥快二師の傳記と古義の學說並に聖憲師の傳と新義成立の學說を叙述するであらう。

第二節 杲寶、宥快二師と古義學說の大成

杲寶師は但馬の人、その俗姓は審かでない。教相三傑の一、又師賴寶、弟子元寶と共に東寺三寶の一人である。幼にして東寺に入り、寶嚴院賴寶法印の室に投じ、後小

野に至り、貞和二年勸修寺の榮海に謁して勸修寺流の傳法灌頂を受け、諸尊の印契儀軌を學び、又南都に去りて性相義學の奥底を探り、延文四年大僧都に任せられしが偶々後宇多法皇東寺再興に際して觀智院一世となり、南北朝の兵亂に會するも講學を怠らず、遂に本有方の諸説を大成した。時の人云て曰く「南山宥快頼瑜得ニ空海之皮肉東寺杲實得ニ其骨髓」と。師は名聞を求めて綱位に登らず、専ら著述を事とした。康安二年七月七日東山八坂の吉祥園院に於て五十七歳にして入寂した。其の著に大日經疏勘註二十七卷、釋摩訶衍論勘註二十四卷、二教論鈔十三卷、即身義東聞記、悉曇字義鈔各十卷、心經秘鍵鈔、菩提心論鈔各六卷、秘藏要門、玉印鈔各五卷、東實記、問心鈔各三卷、十住心論鈔、金剛頂經開題鈔、理趣經略鈔等凡て一百餘卷の多きに達して居る。

宥快師は字は性嚴、藤原實光の子にして後光嚴天皇その叡才を愛し、猶子となせしも、師は俗間に在るを欲せず、遂に高野山に登り、實性院信弘に頼りて薙髮し、孜々

として鑽仰し、應安七年師跡を董した。時に年三十、翌年寶鏡鈔を著して立川邪派を駁し永和三年安祥寺の興雅僧止の門を叩き研究日あり、遂に安流の秘訣を稟け、慧運相承の寶篋、宗意律師的傳の法脈を付囑せられ、興雅僧正寂するに及びて安祥寺に住した。後圓融院御製を賜ふて曰く、

祈る可き道にはしばし迷ふなよ

かくるみやまの花のしら雪

宥快師即ち返歌を奉りて曰く

迷はじな花のしら雪踏み分けて

道あるみよを祈ることろは

後悉曇學に付て丹生明神の示現に依りて疑を決し、野山の左學頭に登り、大に宗風を宣揚し、宗義に決擇を與へて從來諸傑の異議を和融して遂に一家をなし、所謂南山成立の義を大成した。此れ即ち應永年間のことなりしを以て、之れを「應永の大成」と

稱した。此の時野山無量壽院に長覺師ありて學一世に高く、時を同うして其の所説を出せるが故に寶門に對して此れを壽門と稱した。長覺阿闍梨は出羽の人にして若うして高野山に登り、事教の蘊奥を極め、中頃錫を飛して關東北越に留め、道俗を教化し、文中の始め山に歸り、法幢を樹て名聲益々揚り選述頗る多かつた。野山の研學此の時より盛なるはなく、其の後の野山の學は應永の大成を祖述するに過ぎず、實に宥快師の効偉大なりと云ふ可きである。後善集院に退き、應永二十三年七月十七日春秋七十有二を以て示寂した。長覺阿闍梨も此の年十一月十五日入滅した。宥快師の著す處大疏鈔及び奥鈔百十六卷、同決擇二十二卷、釋論鈔四十五卷、同決擇二十卷、秘藏記鈔二十卷、悉曇字義鈔六卷、同決擇五卷、其他快遍問答鈔、安祥寺由來記等五百餘卷あり。

今此に宥快上人が應永の大成の本地身説の大意を述べれば無畏三藏大日經疏に大日經の教主成就の薄伽梵の句を釋して即ち毘盧遮那本地法身と判じ、大師は二教論に於

て三身四身を分別して密教の教主を自性身と判じ、自受法樂各説三密と釋し給ふた。又毘盧遮那成佛の自證の極位に於て體相用の三大歴然として存在せざれば顯教の遮情無相の一片の空理に落在して遂に表徳の實義を亡了するであらう。故に自證の極位に於て六大體大、四曼相大、三密用大完具せなければならぬ。果して然らば用大中の語密即如義眞實語の説法と云はねばならぬ。又既に色身ありと許せば説法なき道理はない。若し極位に説法なければ三密不齊の難がある。但し本地極位の説法は自受法樂の故に機を爲に説くにあらずと雖、之れを聞いて發心修行することを得るを以て密教の機とする故に、此の本地自證の位に因人有りて之れを聞くことを得と立つるのである。その後幾多の學匠輩出せりと雖、屋上屋を架するの類にして到底快實二師の右に出づることとは出來ず、要するに二師の學説を祖述するに過ぎないのである。

第三節 聖憲和尚と新義學說の大成

我が真言宗の教相は鎌倉時代に入りて大に隆盛に趣きしが、その中心地は高野山上にして後南北朝時代に入り新義は根來に大成し、古義は宥快師に依つて野山に於て之れが集成を見た。此の時代に野山にては大日經の教主は本地身なるか、加持身なるかの二説ありて互に論究を重ねつゝありしが中性院頼瑜和尚出づるに及び興教大師の意を汲み大傳法院に在りて大に加持身教主の義を高唱した。而して宗祖興教大師の頃より、金剛峰寺方と傳法院方とは相容れざる關係ありしが、更に學說上にも明瞭なる相異を來したるに依り、遂に頼瑜師は高野山上の大傳法院、密嚴院の諸堂宇を根來に移轉して此に新義の學說を樹立した。頼瑜師の説を南北朝時代に入りて大成潤色したのは實に聖憲僧正である。

聖憲和尚、字は定林、泉州の人にして頼瑜師の入滅後四年にして後二條天皇の徳治二年に生れた。教相三傑の一人杲寶師は實にその前年の生誕である。幼にして彌勒院

實俊僧都に隨ひ、更に中性院増喜阿闍梨に就て法を受け、迎攝院順繼、蓮華院頼豪二師に依つて諸宗疏章を研覈した。増喜阿闍梨付囑するに中性院の院務を以てした。後衆に選まれて第十五代の學頭職に就いて門徒を提擲した。而して新義の論題なるものは瑜公の大疏及び釋論の愚草を始め諸開題及び十卷章等の諸疏に依りたるを以て其の數三千題以上に涉り、初學者望洋の嘆を發するもの多きを見て大疏百條の論草を撰定し、勅して十卷となし、題して「大疏百條第三重」と云ひ、尋で「自證說法十八段論草一卷」を記し、又釋論百條論草を口誦して二三子に筆記せしめ、十卷となして「釋論百條第三重」とした。時に年八十有一であつた。第三重なるものは頼瑜師の愚草を今一段敷衍潤色せしものにて、新義の學說は此處に全く大成せられたるものにして恰も古義に於ける宥快法印の應永の大成と其の軌を一にするものと稱す可きである。正平中病床に臥すや大徹禪師來りて疾を問ひ、且阿字觀の奥旨を匡した。依つて阿字觀一篇を著して與へた。明徳三年五月晦日禪定に入るが如くにして八十有六歳

の高齡を以て入寂した。

此處に賴瑜師に依りて主張せられ、聖憲師に依つて敷衍大成せられた新義成立の加持身教主の義を略述すれば密教の法門に於て大に分つて遮情、表徳の二重がある。其の表徳に於て不思議法師の大日經第七供養法疏の阿字三重の秘釋に准じて三重に分つに、第一に謂く「有相之有相」即ち具緣品所説の擇地造壇眞言手印等の法門にして有相劣慧の機に對する能被の教である。第二に謂く「無相之有相」即ち舉手動足皆成密印等の無相三密の法門にして無相勝慧の機に對する能被の教である。第三に謂く「無相之無相」即ち本地自證の極位である。此の位は冷煖自知にして他の機縁を絶離して機の領解の相なき故に無相と云ふ。又此の位には相用なきに非れども體に入りて法界寂然たるが故に疏に此の位を「說者無言觀者無見」と釋してある。乃ち本地極位には説法はないのである。又遮情も顯實の遮情にして表徳を離れざるが故に大に顯教の遺迷一片の遮情に異つて居る。然れども淺略なるを以て「有相之無相」と云ふのである。

之れを以て新義所立の四重の秘釋と稱して居る。大凡説法は其の本意は他の衆生を利益せんが爲である。然るに自證本地の位は唯獨自明了にして機根之れに及ばず。故に説法ありと雖、何等の効用なし。且つ本地極位に在りて本有の大悲と、因位の悲願力とに催され、本地自證の身を改めずして加持門の外朝に出居し、遠く未來機に對して之れを利益せんが爲に大日經を宣説し給ふ。敢て本地法身を改むるに非るが故に疏に本地法身と釋して居る。然れども遠く未來機に對するを以て自ら加持身となる。故に所住の土敢て本地の位を轉ずるには非れども自ら加持門となるのである。此の加持の身土は本地の身土に即する故に即質加持と云ふ。金剛頂瑜祇經には「我本無有言但爲利益説」とあり、又具緣品には「於當來世時、劣慧諸衆生、乃至、爲度彼等故、隨此説是法」と説いてある。又高祖大師は「五居足斷十慮手亡」と釋し給ふた。又般若寺觀賢僧正は大日經疏鈔に教主を釋して「加持身者曼荼羅中臺身也、此名三佛加持身也」と説き又「從三自性身一後起二加持身……意加持身者是曼荼羅中臺大日尊也」とあるは此

れ大日經能説の教主加持身なる適據となし、曼荼羅中臺説法の尊は加持身なりとし、自證極位は無説にして法身往昔の大悲願に催發せられて加持門に出で、説法し給ふと云ふのである。之れ新義成立加持身教主の大意にして悉しくは瑜公憲師の著作に就て研究す可きである。

第四節 宥快上人滅後の野山の學匠

根來聖憲師の入滅は南朝の後龜山天皇が吉野より還幸せられ、嵯峨大覺寺に入らせられて、北朝の後小松天皇に神器を御授與あらせられた明德三年のことにして宥快長覺二師が野山に滅を示したのはそれより遙か二十餘年を過ぎた應永二十三年のことであつた。太陽の前には月なく、月の前には星の光は認められないが如く偉人傑士の後にはそれを凌ぐ人は中々に出ないものである。傳教大師の後に之れを凌駕する人なく

弘法大師の後に大師以上の高德は出ない。野山に在りても法性、道範の後に宥快長覺師等出で、學説に應永の大成行はれ、その研學の盛、空前の盛況を呈したが此れ眞に絶後にして後は要するに應永に點せられたる學燈を維持せるに過ぎなかつた。且は後花園天皇の時には應仁の大亂ありて京都は兵亂の巷と化し、名ある寺院佛堂は多く兵火にかゝり、物資給せず、書物も散亡して研學の便を失し、各寺は又時流に應じて益々僧兵を蓄へ、學侶方と行人方と相分れ、行人方の勢力は遙かに學侶方を凌ぎ、後柏原、後奈良の二朝を経て正親町天皇の頃は全く室町幕府の權威地に落ちて、世は元龜天正の亂世となつた。故に此の時代には事教二相共に衰へて名ある大徳も出ることが出来なかつたのであるが左に宥快、長覺二師以後の野山の學匠數人の傳記を物語るであらう。

長譽阿闍梨は宥快、長覺二師の後を繼いで起てる學匠にして郷關は能登。應永十三年三月高野大明神託宣を垂れ給ひ、滿山の學侶懶惰にして事相、教相ともに衰へたれ

ば今は護山の要なし、依つて我は高天原に還る可しとありたる時、一山の人々今更に驚き、恐懼して山上の諸堂に大法會を行ひ、神法樂を勤修し、天を仰ぎ地に伏して死非後悔したりしかば神明その心根を憐れと思召し、重ねて託宣あり、五月三日毎に山王院にて大法會を執行せよ、その時少しにても雨降らばそれを以て護山の信とすべきなりとあつた。依つて明年五月三日山王院に於て堅義、精義の大會を執行した。この時の堅義は長譽阿闍梨にして精義は宥快法印、證義は快全阿闍梨であつた。去年五月南都興福寺に赴きて長譽、快全二阿闍梨の傳習し來りたる法華、維摩の二大會に倣ひて嚴重に法式を定め、恒例として毎年嚴修することゝした。長譽阿闍梨は常に無量壽院に居し、學徒を誘掖したが應永三十年七月十四日同院に示寂した。

宥快法印の學燈を挑げた者に成雄師がある。師は甲州の人。精神爽快にして氣志强利であつた。宥快師嘗て夢むらく、熊野明神來り告げて曰ふに、人師國寶汝が室に入る可しと。翌日成雄來り謁した。宥快師憶ふにこれ神勅の人ならんと。依つて師資と

なつてその提撕を受けた。初め成雄師は帝都に遊んで顯密二教を研め、傍ら性相義學を學んだ。宥快師に従ふや快師、實慧、慧運相承の寶篋、宗意、意教の傳燈法脈を授けて以て灌頂の教主とし、且寶性院を付囑した。安祥寺の法流、寶性院に相續したのはこれからである。後花園天皇の寶徳三年五月八日七十一歳にして入滅した。

成雄師の後に快尊が寶性院に住した。快尊は泉州の人、十一にして宥快師の室に入り、十六にして得度し、三密の業を修め、早く灌頂に浴して英敏秀發の譽があつた。快師滅後成雄に就いて學んだ。成雄臨滅して院席を補し、講席を張つて學人を策勵したが時に良雄師の辨論提婆の聲ありて虎鹿の歸する所たりしを以て寶性院を之に譲り、心王院に退隱し、後夢告に依つて天野社前に兒童堅義の問答講を興した。文正元年七月二十三日春秋七十有六にて入滅した。

良雄師に繼で寶性院に住し、學徳一世に高かつたのは行遍師である。師は年少にして諸方を巡遊し、二十四にして野山に登り、良雄師に寶性院に謁し、意教等の傳燈法

脈を授かり、次後の軌範師となつた。良雄師滅後寶性院に董し、門主の席に居した。時に年三十六。山家の耆宿皆推服せざるはなかつた。後柏原天皇の永正十三年五月十二日六十二にして遷化した。

仵遍師と同時代に印融師が高野に在つた。師は武州久保の人。郷里に名師なきを嘆じ、笈を負ふて高野山に登り、苦修練習、研學講論して後、無量光院に住し、著作に従事した。嘗て師は關東の佛法大に衰へたるを慨嘆し、晩年東行し、武州烏山三會寺に住して大に法幢を樹て、遠近を教化した。性讀書を好み、或は外に請せられて行くに必ず小牛に乗り、鞍に文卓を著け、行く／＼誦し、且吟じた。東關の緇徒その徳を崇び、その風に歸した。永正十六年八月中旬遷化した。時に年八十有五。關東八州の古義の談林六十有餘、皆印融師の小照を寫して以て忌辰に饗祭したと云ふ。その徳化の行き渡れるを知る可きである。その撰述する所に「仙保隱遁鈔」二十卷「釋論指南鈔」十卷「大日經指南鈔」九卷「釋論愚案鈔」七卷「古筆捨遺鈔」、「十住心論廣名

目」各六卷、「大日經愚案鈔」、「金胎曼荼羅鈔」各三卷、「大日經奧之疏證要鈔」、「諸真言句義」、「釋論名目」各二卷等數十卷あり。快師以後の學匠と稱す可きであるが野山に在りては同師の義は取らない處である。

第五節 聖憲僧正以後の根來の狀況

大傳法院の根來に移建後賴瑜師不世出の天才博識を以て加持身教主の義を成立し、其の後良殿、印俊、玄雲、實算、順繼、賴豪數師を経て中性院第四世聖憲和尚に依り全く新義の學説は潤色大成を見るに至りたるを以て、講學の徒四方より雲集して、空前の盛況を呈するに至つた。聖憲師の後に快深阿闍梨があつた。字は定俊、其の氏族は明かでない。少にして聖憲師に従ひて研磨し、頗る名聲舉れるも稟性朴實にして聞達を好まず、人事に關せず、中性院内に一小房を構へて終焉の計を爲せしも、求學

の徒風を慕ひ影附推重した。應安中嘗て聖憲師に隨つて釋論の微旨を稟け、聽に隨て筆し、輯して十卷とした。世に定俊鈔と稱して學者に重用せられて居る。其の次に顯名ありしは中性院六世の祖、空識房聖融和尚である。師は幼にして中性院聖壇の室に入り、資性英敏、慧辨卓絶した。衆推して學頭とした。此れより前、師聖増灌頂記五卷を撰し、後聖融師節して三卷とし、略して益々詳かであつた。其の頃眞憲房長盛なるものがあつた。智精院の開祖にして學德甚だ高く、講場重席の佳名があつた。學頭の職に依りて衆の爲に推服せられ、論草等數十卷を輯録した。長盛師の以前に在りては春秋二季の傳法大會を始めとして、鎮守講、八講等に出席するに、龍次の階級ありて次第昇進せざれば重要の大會には出席することが出来なかつたが長盛和尚一度學頭の位に就任するや舊來の陋習を破つて大會には龍位の次第に依らずして皆出席することの出来るやうに改正した。その後妙樂院琳識房融秀、總持院信聖房政憲、十輪院良順房融喜等の學者出で、相繼で學頭職に登り、四來の雲水の歸仰する處とな

つた。當時根來の學侶中には常住方と、客方とあり、常住方は多く大和、紀州邊の出身者にして、山に常住するものを云ひ、客方は多く關東の淨侶にして住不住一ならざるものを稱した。而して常住方は山に多く常住するが故に自然に客方よりも勢力があつた。而して此の兩者は論議及び聲明の博士に至る迄も相異の觀を呈して居た。然るに文明の頃客方に一人の偉傑が出た。それは十輪院道瑜師であつた。道瑜師は字は玄音、郷貫を審かにしない。少より慧解天啓、博聞宏達、令譽早く馳せ、法徒輻輳して咸その稟餐を樂しんだが、然も齒臘隆からざるが故に學頭の位に登ることが出来なかつた。是に於て關山輿議して曰く、道は先後なく、達者を上とす可きである。道瑜師の如きは實に達成の人にして尋常を以て論ず可きでない。故に臘次を以て律せず、一百二十人を擢んで、此れより精義の座に依り、扇を舞し、舌を鼓し、玄風を振起した。學徒欽重して以て能化と稱し、自ら所化と云ふた。此れより能化、所化の稱が生じた。時に常住方より出で、名ありしものに賴譽師があつた。賴譽師は字は定

嚴、其の姓氏郷貫共に不詳である。禁度閑雅倫に邁たる智ありて義學に明かに、兼て梵儀を習つた。嘗て行法要集、及び論議私記等若干部を撰し學者争つて此れを傳習した。故に満山敬崇して立て、化主と爲した。後師は妙音院を開いてその第一代となつたが院の側に小池ありしに依つて小池法印と號した。然るに道瑜師は客方より出でたるが故に論議に於ても因論、傍論、正論三義所雜なりしが賴譽法印以來正論一筋に歸した。此れを本として名目等道瑜師御談義は之れを用ゐずと稱して居る。其の後十輪院深音房聖譽、同院玄正房聖瑜、妙音院空深房玄性、同院堯運房玄譽、等並に義學秀拔にして相繼で化主と爲り海衆仰把し、玄化更に盛であつた。玄性師は論義私記二十卷を著した。次に出で、之れを襲ふたのは智積院玄紹房日秀師である。年少より刻苦勉強し、聽く所一鈔録して大疏釋論鈔記論草等積んで部帙をなした。四十にして南都に遊び、華嚴、三論、唯識等の奥旨を受學し、兼て因明に精通した。弘治元年未だその位に處せずと雖、學徒の請ふに任せて自證說法等の論草を記した。明年智積院に

住し、化主の任を受くるや六大法身の算題を行ふた。爾後智積、妙音兩院、凡て新命開法の日に必ず六大法身の講席を嚴るは日秀師から生じたのである。三年醍醐に赴き源雅大僧正に就て報恩院流を傳承してその奥底を探り、天正五年一月十二日八十三にして入滅した。日秀師に繼で能化職に登つたのは妙音院快傳房賴玄師である。師は能登の人。進具の後、笈を根嶺に擔ひ、妙音院玄譽法印に謁し、湯藥に侍し、顯密二教を研磨した。玄譽師その器量を愛し、授くるに瑜伽三密の蘊奥を以てした。後南都に遊び、性相義學の幽旨を究め、尤も因明に精しかつた。正親町天皇の永録十年玄譽師の付囑を得て妙音院の席を典し、六大法身の講筵を啓いた。時に年六十二。日秀師と同じく學徒を提擧した。天正十二年八月十七日享年七十有九を以て入滅した。法を以て專譽に付囑したが時に一山の淨侶、或は智積院玄宥に就くものあり、或は妙音院專譽に左擔するものあり、自ら分れて二派となり、智積、妙音兩院を以て兩化主席と爲した。而して賴玄師入滅の翌年即ち天正十三年二月二十九日には未曾有の法難に遭遇

して根嶺は根底より破滅の厄運に會したのである。

第六節 室町時代に於ける東寺の状態

南北朝合一當時に於ける足利將軍家は第三代の義満公の時にして、その頃は禪と淨土教の勢力の旺盛時代であつた。而して禪は堂上に榮え、淨土教は民間に深く流布したのである。然れば尊氏の夢窓國師を請じて天龍寺を建てたるに倣ひて義満も夢窓の法弟義堂に諮りて相國寺を建てた。淨土門に在りては前に蓮如上人ありて徳一世を風靡し、信長時代に入りては顯如上人ありて石山に多くの門徒を集めて流石の信長をして手を焼かしめた程の勢力であつた。此の當時の眞言宗諸大寺は昔ながらの權勢を保てるものはあらずして、到底大師時代、若しくは高德名僧輩出して野澤十二流の事相競ひ起りしが如き盛況は夢にも見る事が出來ず、南北朝時代には延元元年五月二十

九日足利尊氏大軍を率ゐて京に入り東寺に軍營を張り、その灌頂堂を以て御所となし住侶は皆遁れて高雄に蟄居すと云ふ状態であつた。弘仁十四年正月十九日嵯峨天皇が大師に勅賜せられ大師は之れを眞言宗の根本道場として教王護國寺と號してより六百年後の東寺の有様はかゝる淺間しき状態であつた。

後醍醐天皇の朝には非門徒にして邪流の大成者大僧正文觀が東寺長者となつたが爲にそれを非例として建武二年に野山衆徒の憤奏があつて、彼を甲州に配流したことがあつた。應永年間には義満公の猶子滿濟准后が百三十四代の長者法務に補せられ、更に百四十一代及び百六十一世の長者となつた。滿濟は二條相國の族にして永和四年の生誕であつて光嚴院の院宣を請ふて播磨に於て尊氏に渡した三寶院大僧正賢俊の入室である。其の入室の日には道路の行装牛車輦輿の公卿、騎馬跣行の戻衛千萬人、密門に於ける眞に空前の壯觀を呈した。應永二年庭儀の灌頂を賢俊大僧正に受けたが、時に年十八。其の年十二月二十九日詔して醍醐山七十四世の座主と爲つた。昔

定濟僧正、報恩院憲深僧正の法を受くると雖、密器、道具、聖教等付囑なかりしを以て、滿濟地藏院道快に對して慷慨して曰く「三寶院と稱するも一寶もなし、請ふ、我に受法せよ」と。道快その信根に感じ、便ち印可して醍醐の極圓法身の心府を傳受し、五百餘合の聖教秘軌、類本あるの書を分ちて之れに與へた。後義滿將軍の帷幕に參すること多年、獻策する所頗る多くその書き記し置かれし滿濟准后日記は當時の貴重史料である。永享七年六月十三日五十八にて法身院に寂した。應永三十三年十二月には長者前大僧正義賢に繼で眞光院僧正禪信が長者の任命を受けた。翌三十四年三月二十一日の恒例御影供養法の事定額の一醵を以て之れを勤めしめ、拜堂は延引ある可き由沙汰せられた。此れは眞光院財政困難にして拜堂出來難き故に寺務宣下の時に朝廷との間に拜堂延引の内諾を得て居たのであつた。此れに就て定額僧は評定を加へて先規更に之れ無き旨を眞光院に度々申入れたが猶延引とのみ申し越し、且未拜堂の者も寺内出入の先例があるに依つて差支へ無しと云ふ返事であつた。その先規

と云ふのは寛信及び信忠の長者拜任の際のことであつたが此れは大嘗會があつたが爲で以て後例とすることは出来ないものである。依つて定額僧は評定の結果寶嚴院寶清法印、寶泉院快壽律師兩名を使者として仙洞御所及び御室に參候して陳情する處ありしも兩御所の御返事は禪信僧正の挨拶と同様であつた。その勅書案に曰く

來二十一日東寺御影供寺務僧正參勤事、依て遂に拜堂二手代事仰に定額一申候之處及三異議一云先規之上者何申三子細一哉、嚴密加三下知、追念々可て遂に拜堂二之由可て被仰に含禪信僧正候也 謹言

三月八日

御判

御室御所の御返事に曰く

御影供事、自三仙洞一如此被三仰出候、此上者念々被仰三定額一可被三執行候也 謹言

三月八日

御判

仙洞及び御室に使僧を派すると同時に三寶院、大覺寺、金剛乘院、理性院等に狀を飛してその意見を徴した。その狀に曰く

東寺現住僧綱大法師等 謹言上

請殊欲蒙一宗諸門跡御意見當寺務依不被遂拜堂灌頂院御影供々養法被催寺家供僧一薦之間事

右謹考故實、去延喜年中觀賢僧正爲重尊師之儀致如在之禮自掬潢潦之水、手拾禪林之菓、於灌頂道場奠大師眞影已降事既成恒規、其儀于今新、依之一門僧經守薦次致執事役、一宗長者抽懇精勤供養法、長者若有公儀並病暇等故障之時、定額一薦致其沙汰事、古今之流例也、而今度當寺務眞光院稱窮困、依不被遂拜堂、被催寺家一薦之條、前代未聞之新儀也、若今度被募此儀者、後代無力之輩、雖居此職、引今之非儀爲例、豈可下被遂拜堂之節乎、若爾者職之零落、宗之陵遲、何事如干此乎、因茲寺僧等致訴訟之處、稱有寬

信法務並信忠僧正之例、雖爲未拜堂、出入寺中、可勤供養法云々、是亦以外之參差也、如彼兩例者依爲大禮、已前雖爲未拜堂被勤供養法、更非自由之義者也、以此旨重致愁訴之處無其理之餘、恣被奉掠天聽之條言語道斷之次第也、所詮一宗之大事不可過干此、何偏費定額等苦勞乎、偏欲蒙一門之御意見、若所申應其理者早於此連署之與、各可被加御署御署次者、第不同者也、然欲以一同之申狀奉仰上裁、理訴若達上聞者、裁訴何停滯乎、仍現住僧綱大法師等謹連署之狀如件

應永三十四年三月 日

右の狀に對して理性院宗觀等の連署があつた。

就東寺々務拜堂延引事、寺家被欺申之趣承候了、誠不違先規欺之由存候也、恐々謹言

三月二十日

僧正宗觀

弘法大師相承の秘密教と其傳通

東寺供僧御中

就三寺務拜堂延引、連署狀令披閱候了、可レ得ニ其意候也、恐々謹言

三月二十日

法印賢長

謹上 東寺供僧御中

就三寺務拜堂延引事、寺家申狀之旨、加ニ一見了、衆儀之趣可レ得ニ其意候也、恐々謹言

三月十八日

僧正隆寛

東寺供僧御中

かくて愈々將軍家へ直裁を乞へるに先規其の例なく仙洞並に御室の御沙汰は非例なりとし、禪信の長者を停めて大覺寺前大僧正義昭を三月二十日長者に還補して御影供養法を修し、執事は慈尊院僧正弘繼之れを勤仕して無事未拜堂者東寺出入の事件は落着した。永享三年理性院宗觀、太元法を修し、文安四年の頃よりは後七日御修

法と併せて太元法を修せしか康正二年よりは太元法のみを修し、大師以來恒例として東寺長者の修し來つた玉躰加持の後七日法はしばらく宮中にて廢止の姿となりしが、文明三年後には太元法も御所に於て修せず、翌三年隆濟僧正長者たりし時後七日法あり、此の年より觀賢僧正以來の東寺の恒例御影供養法も修せなくなつたやうである。此れ應仁及びその前後の騷亂の爲に京中廢類して流石の根本道場も荒れに荒れた結果であらう。文明九年七月二十八日の夜には寶藏に盜賊板敷を破りて忍び入り、寶物を盗み出したやうなこともあつた。かくて荒廢のまゝに先規の法要も行はれず、日月は流れて後奈良天皇の天文三年になつた。此の年は恰も高祖大師の七百年忌辰に相當したので朝廷よりは東寺長者權僧正義堯に左の御沙汰があつた。

今年弘法大師七百年忌、來二月於東寺、一日法會准御齋會、可レ被レ執三行之、豫相觸門徒中、都鄙諸寺、宣抽三隨分懇志、令レ致ニ無ニ之報恩、萬一於レ有ニ疎略之輩者、可レ及ニ放門之沙汰者、依ニ天氣ニ執啓如レ件

弘法大師相承の秘密教と其傳通

後正月十三日

謹上 長者權僧正御房 政所

根來大傳法院に對しても左の告達があつた。

今年弘法大師七百年忌、來三月於三東寺一日法會准三御齋會ニ可レ被レ執ニ行之、報恩謝德事、豫被レ仰ニ下都鄙門徒ニ畢、當寺衆徒門人等、別而令ニ勵力同心ニ者可レ爲ニ神妙ニ之由、天氣所候也、悉レ之以レ狀

後正月十三日

左 中 辨 列

かくて同年三月二十一日高祖七百年遠忌は宮中御齋會に准じて東寺西院に於て庭儀曼荼羅供が嚴修せられた。御導師は長者權僧正義堯、職衆三十四口着座し、宮中よりは正親町大納言、甘露寺中納言、飛鳥井右衛門督參列し、奉行は廣橋左中辨兼秀、御誦經使は四條中將隆重であつた。此れを室町時代の根本道場教王護國寺に於ける花々しい法要として間もなく正親町天皇の元龜天正の戰亂時代に推移したのである。

第六章 安土桃山時代

第一節 信長秀吉と佛教

稱して安土桃山時代と云ふ、此の期間は如何に確定すべきか。從來の叙述に於て平安朝と稱し、院政時代と云ひ、或は鎌倉時代乃至室町時代と云ふ稱呼を用ひ來りしも叙述す可き人物及び事件はその時代以前に渡り、その時代以後に延長したものが頗る多かつた。これ世間の歴史の時代と佛教興廢の時期の一致し難きより來る所以にして佛教史家は多く宗派そのものを中心として叙述して居る。即ち天台眞言宗隆盛時代、淨土日蓮宗興起時代と稱する如きである。かくの如き叙述は佛教の歴史をとり扱ふには最も都合の好き方法なりと雖、世間の歴史とその時代の宗派興亡の關係を普通に了知するには世俗の歴史の時代に順應して叙述したるが最も頭に入り易いことであらう

弘法大師相承の秘密教と其傳通

と考へる。依つて余は世俗の歴史の變遷に伴ふ本宗の消長を叙せんとしてかくの如き時代の稱呼を用ひ來りしが、然らば安土桃山時代とは如何と云ふに、史家の説は多く天正元年足利氏の滅亡の年より、慶長五年關ヶ原の戰迄を指して、織田豊臣二氏の時代、即ち安土桃山時代と稱して居るやうである。余も又此れに倣ひて此の間、約二十八年間の主なる本宗の出來事を叙述し考察せんと欲するのである。

信長及び秀吉の佛教に對する躰度を觀察するに兩者はやゝ反對の傾向を有して居た。戰國時代即ち足利末期の佛教に二種の勢力ありしが、そは一は當時競ひ起れる諸國の武人に結托して消長せる物質上の勢力にして、この代表は天台眞言の諸大寺である。その二は武人に壓迫せられて苦しんで居る士民百姓、さう云ふものに同情して團結して居る思想上の勢力にして、この代表は眞宗、日蓮宗等である。此の二種の勢力は國家社會上の一勢力にして當時國家社會を經綸せんとするには此の佛教の處置が一大問題であつた。此の大問題を解決せんとして着手したのは信長であつて、相當

にその効果を收めて居る。歴代の爲政者は此の佛教の勢力と、その處置に苦しんだ。自河法皇も三不如意の嘆を洩した。清盛の福原遷都、賴朝が京地に幕府を設けずして、鎌倉に開ける如き、皆その一面の反影と見る可きであらう。信長は我が國史上に通じて見るも一大改新を企圖して居る。佛教の處置に就ても比類なき實行を敢てした。即ち信長は此迄の爲政者が佛教の勢力の爲に苦しんで居た反對に、自己の勢力を以て此れ等佛教の勢力を屈從し、自己の意のままにせんと企てた。その爲には佛教の勢力破壊の爲にあらゆる殘虐な戰爭をした。即ち元龜二年九月十二日には慈悲大僧正以來蓄積し來つた當時の一大勢力たる叡山を攻撃して根本中堂、山王二十一社を初め靈佛、靈社、僧坊、經卷一字を残さず、焼き拂ひ、僧俗兒童、智者、上人、一々に頸切つて終つた。かくて傳教大師開山以來佛教の一大權威として存在した叡山は全滅し、その勢力は破壊せられたのであるが、次には天正二年六月より攻圍三ヶ月にして同年九月二十九日には長島の門徒一揆を全滅し、更に天正三年八月には越前の門徒を誅戮し、

天正八年八月には十一年の葛藤、五年の攻圍の後、石山城本願寺も開城せしめ、その前年天正七年五月二十七日には、安土宗論に於て散々に日蓮宗を苦しめて此れが亡滅を計り、武田氏滅亡の際には惠林寺を焼き、天正九年八月には安土の町外れと京都七條磧及び伊勢津河原に於て千三百八十三人の高野聖を殺し、同年十月高野山を包圍した。かくの如く信長は佛教の蓄積し來つた世間的勢力を破壊せんが爲にはあらゆる殘虐の行爲を敢てし、一方に於て南蠻寺を建て、切支丹宗を奨勵し、保護した。然し翌年六月本能寺の變ありて高野山は叡山の如き、焼打をまぬがれたが其の後を襲へる秀吉は根來寺を全滅せりと雖、佛教に對しては相當の好意を有し、天主教の流布を嚴禁して本願寺、叡山等の再興に心を用ひ、且興山上人との關係上高野山に對しては甚だ意を用ひ遊樂的氣分とは云へ醍醐寺の再興を計れる如きは其の適例であらう。佛教の世間的勢力は信長、秀吉の時代に全く全滅したが破壊されぬのは佛教の信仰であつた。

第二節 信長の高野山攻圍

叡山を滅し、長島を亡し、石山本願寺を破つた信長の魔手は此處に高野山に向つて延びて來た。元龜五年に信長が紀州雜賀に鈴木孫市等を攻めた時に、根來寺杉之坊から書狀を以て歸順を勧めたが高野では別に返事もしなかつた。その前に大和の坂部、二見に山徒が要塞を構へた時も信長は之れに付て早速破壊す可きやうに沙汰したが山徒は之れを承引しなかつた。さりとて元龜二年に足利義昭が遁れ來つて山徒に味方を依頼したが山徒は之れを助けなかつたが、蓮上院辨仙の父遊佐河内守義房の遁れ來るや之れを庇護してやつた。かくの如き對信長關係の内に天正八年三月荒木村重の臣池田三郎左衛門、中西小八郎、渡部八郎、伊丹新七、坂中主水の五人が主家没落の後高野山に登り西院谷池の坊に身を寄せた。其處で對信長關係は一層緊密になり、信長は

坂部、二見の塞を取り毀つ可く沙汰しけるも承引せず、雜賀攻めの時杉之坊より歸順を勧めしも返事さへなく、更に謀反人荒木の家臣をかまくまふ段用捨なり難しとて七月に至り前田又左衛門、不破河内守の兩人を登山せしめ、詮議したるも山徒は五人は既に山を遂電したりと許つて兩人を追ひかへした。然るに八月七日に堺奉行松井友閑は再び荒木浪士搜索の爲に羽柴筑前守の足輕小頭細川源五郎、同孫太郎、四村又右衛門の三人を嚮導として歩卒三十二人を登山せしめ、堂塔寺院を限なく搜索せしめしが、彼等は頗る亂暴狼籍を働いたが爲に今迄積極的に信長に對して別に反對の行動に出なかつた高野衆徒も大に憤り彼等歩卒を八月二十日寶幢院谷の芝坊に十二人、小田原圓満院小石藏坊に十人、西院秋川の彌勒坊に十人招待して充分に饗膳し夜陰に及び酒闌なる時相圖の洪鐘を鳴して遂に一人も残さず全部掩殺して信長に對し、敵對の意を表明した。松井友閑は大に驚き、同月二十二日安土に此の事を注進したるに依り信長大に怒りて諸國に徘徊せる高野聖を捕へて誅戮す可き由を命令した。山徒も大に驚

き、仁和寺守理法親王に依りて宥恕を乞はんとし法親王は鳴瀧法眼を遣して信長に諭さしめたが信長は承知しなかつた。更に御室より傳奏を経て勅使を安土に下したが矢張り承引しなかつた。而して翌九年八月晦日、宿假聖及び高野山より諸國に下れる僧千三百八十三人を安土町外れ、京都七條磧、勢州蛛津河原の三ヶ處に於て殺して終つた。かくて十月二日には高野攻の先陣堀久太郎秀政が出馬して根來寺邊に屯し、五日には後陣來攻して高野七口即ち麻生津口、學文路口、大和口、大峯口、熊野口、保田口、龍神口を杜塞し總大將織田三七信孝は背の山に陣し、名補台の付城には松山庄五郎、田中粉河の付城には堀久太郎、橋本の付城には岡田長門守、此の外川筋透間なく陣屋を張り、搦手大和口等には筒井順慶、同伊賀守之れを杜塞した。寄手の總勢十三萬七千二百二十余人と注せられ、背山附城の旗四本の内黃絹永樂紋三本、金色杵紋の旗一本、その他家々の旗纒紛と立摩した有様は物凄かつた。山徒は諸庄の兵士は勿論浪人等を狩り催して都合その勢三萬六千余人、而して七口の大將には兵士浪人の内器

量の物筋を撰んで差し向けた。即ち麻生津口、學文路口には衆徒の中に特に武勇の譽ある遊佐河内守の子息蓮上院辨仙、畠山山城守の息にして後に大和大納言秀長に仕へたる花王院快翁が之れを指揮して固め、此れに行人方の旗頭西方院、金光院を添へ、その外の五口にも諸兵を配して淺黄絹三幅に金剛峰寺と大書し、その下に猊虎を畫きたる旗を山風に靡して警護頗る嚴重であつた。十一月十六日には右大辨顯雅公及び御室御所の鳴瀧法眼より來書ありて「山徒起請文經ニ奏聞ニ而後以ニ叡慮ニ雖有レ尊ニ達安土ニ決不レ可レ解レ圍」と信長の決意を報じて來た。此に於て山中の學侶行人共に信長を法敵として誓心決定して高野の山と自己の運命を共にせんと一生の命を懸けて立ち向つたのである。高野春秋編年輯録に曰く

若大衆者競ニ赴攻口一老學者於ニ山王院一以ニ番々交替ニ懇ニ修五壇法一十穀斷木食朝意者於ニ小田原彌勒堂一丹ニ祈太元之大法一老行提ニ手鍵一爲ニ警固一若伴僧及レ眠レ呪者以ニ手鍵一摩ニ其鼻端一此外谷々院々護摩煙薰ニ山中一靈驗時々維新矣。

高野の衆徒も叡山の前鑑を知つて居る。長島の全滅、石山の没落も未だ新しい事實である。一朝にして敗れんか、彼等も此等の轍を踏まねばならぬ。彼等も全く必死の有様であつた。天正九年は睨み合に暮れて越えて翌十年二月十四日には大和口の大將二見密藏院及び西山喜右衛門兩、人筒井順慶の陣を襲ひて順慶の侍、大將三好三之允を打ち取つた。同月晦日の未明岡田長門守及び細川丹右衛門、嶋傳五郎、學文路口の西尾の山塞を抜かんとして襲撃したが抜くこと能はず、嶋、細川の兩人は討死し、山徒金光院も又戦死した。三月節句の夜には菖蒲谷に壘せる寄手の士卒の長々の滞陣に倦み勞れて油断せるを知り、風雨に乗じて専勝、專眞等究強の法師武者五人に勇卒五十余人を添へて夜討をかけて彼等を散々に惱ました。三月十日には寄手より寺尾の塞を襲ふたが撃退した。四月に至るや三七信孝は四國對治の大將を任命せられ更つて堀秀政が高野攻伐の總大將となつた。其處で残された侍、大將竹田藤、大木權大夫、近藤藏人、荒木藤藏等は秀政に先を越えられじと相約して一萬五千の兵士を駆催し、

弘法大師相承の秘密教ニ其傳通

飯盛城に攻め寄せた。城將 蓮上院辨仙 副將橋口隼人能く防戦し、又辻之坊、三喜坊、大河内彦六奮戦して寄手の四將を討取り、甲首百三十一級を擧げた。外には能く防ぎ、内には能く懇誠を抽んで、修法して怨敵退散を祈請した。高野春秋に引用した随聞野記に曰く

六月二日辰一點御社中壇天井生首二廻下廻上兩三度而即滅加ノ之後夜修法中不動尊所持劍流血淋漓而後燈明一同撥消了兩般之奇瑞一會皆驚ノ目及ニ已尅ニ葛木峰一片黒雲立來雲中在ニ奇光ニ大叫云信長已滅亡其大聲響ニ敵味方之陣中ニ焉

明智光秀が謀反して本能寺に夜討をかけたのは六月二日の未明のことであつた。信長はこの爲に四十九歳を一期として火中に自盡して果敢ない最後を遂げた。運命と云へば運命と云へやう。然も亦佛教を敵としてその勢力を外がらが爲にはあらゆる殘虐を盡した。長島の門徒の誅戮、叡山の焼打等は眞に悲惨事なものであつた。かう云ふ方面から佛者をして云はしむれば自ら招いた冥罰とも云へやう。而し彼も實に偉大なる

人傑には相違なかつた。從來の因襲を打破し、爲政者に對して今迄一大障礙をなしたる佛教の處分をつけやうとし、それが半以上成功したのは實に彼の如き忍人でなければ出來ないことであつた。この方面に就ては彼は全く適材であつた。又一面に考へて見ても叡山や一向門徒が彼に散々の目にあつたからとて、或は高野山や日蓮宗が遇はんとしたからとて彼を無下に悪く云ふことは出來ぬ。寺院が僧兵を蓄へ教權の外に立つて一勢力を形成して居たと云ふことはその時代として止むを得なかつたとは云へ、餘りに譽む可き事ではなかつた。高野山は信長の横死に依りて叡山の轍を踏むの災厄をまぬかれたが、若し本能寺の變なくして信長が思ふ通りに中國と四國とを平定して大擧して來らば如何に高野の衆徒強く、百の辨仙、千の金光院ありと雖、或は燒土と化し去つたかも知れなかつた。實に危険な次第であつた。此の觀察から云へば光秀は高野の救主であると云はねばならぬ。信長は中國の毛利氏と四國の長曾我部氏處分の爲に全く高野攻圍の際はその全力を傾注することが出來なかつた。然れば初の總大將

三七信孝は中途にして、天正十年四月四國討伐の督將に廻され、次に總大將を承つた堀秀政も五月には信長の命に依つて備中の秀吉の陣中に使したやうな有様であつた。然れば織田勢は固より高野に對して牽制的消極的であつて積極的の進攻は敢てせなかつた。而して此の際に本能寺の變生じて高野の攻圍の解けたのは高野一山許りでなく高祖大師入定留身の靈地の汚されなかつたのは眞言宗一般の幸であつたと云はねばならぬ。

第三節 秀吉の根來攻撃とその滅亡

根來山に在りては智積院日秀師の後に妙音院賴玄師能化の席に在つたが天正十二年八月十一日論議終つて後賴玄師衆に告げて曰く「年老い、身疲れて重任に堪へず、自後席を專譽に譲らん」と。闔席一人の異議者なく、專譽師は推されて能化の席に就い

た。時に玄宥和尚去る天正五年日秀師の遺囑を受けて智積院に住した。專譽師の能化の職に登るや心中甚だ平かならず、即日客方たる坂東衆等を尊勝院に會して十輪院道瑜師と、妙音院賴譽師の相並んで能化たりし先蹤にならひて能化職に登らんと企て、種々密議を凝せしも當日は相談一決せず、翌日に至りて議漸く纏りて玄宥師を能化に推し、此處に學徒を全く兩分した。專譽師は常住方に歸依せられ、玄宥師は客方の仰ぐ處となつた。將來智山と豊山と分派したのは此の時が根源である。宗祖與教大師以來大傳法院の法統を玄宥、專譽兩師迄圖示すれば左の如くにして、爾後は全く二つに分れて發達し、繼承せらるゝに至つた。

- 大傳法院開山 覺續坊 蓮花院 花遊院 華遊院 東別所 中性院 清淨金剛院 修學院 教王院 寶積院
- 與教大師 眞慧 俊晴 會慶 觀心 忠俊 賴瑜 良 殿 印俊 玄雲 實算
- 迎接院 蓮花院 中性院 定俊房 中性院 智積院 妙樂院 總持院 十輪院 十輪院 十輪院
- 順繼 賴豪 聖憲 快深 聖融 長盛 融秀 政憲 融喜 道瑜 聖譽 聖瑜
- 妙音院 妙音院 智積院 妙音院 (豊山長谷寺)
- 玄性 玄譽 日秀 賴玄 專譽
- 智積院(智山祖) 宥 譽
- 小池法印

弘法大師相承の秘密教と其傳通

專譽能化と立有能化とが對立して學侶を二分したのは天正十二年八月であつたが、越えて天正十三年は即ち根嶺破滅の年であつた。今其の次第を記さんに高野、根等には一山中に學侶と行人との二派が存在した。學侶は淨侶にして教相、事相を精修し行人は封祿、貢賦、出納等の雜事に關係し、漸次に勢威を蓄積し、亂世に及ぶや寺領の保護等の爲に彼等は刀杖を取つて立ち、次第にその數増加し來り、根來の行人は其の勢甚だ盛であつた。結網集中卷に曰く

學侶者山中清衆專勤學道修習定慧二者也行人者爲學侶一執役不與學道一偏檢寺封疆界一主貢賦稅歛一衛護學侶一者也然建武以來二百餘年世屬刀兵劫諸國未靜軍卒狼籍濫妨惟多矣、行人之徒爲禦外侮一持槍帶刀警護山寺一動及戰鬪一遂至奪二人之地一侵人之境一其魁三四人所謂專議、岩室、關伽井坊等輩號爲旗頭一各率二百千衆一威稜如將富比一萬鐘一人皆敬畏云云。

即ち彼等行人は初めは學侶の爲に雜事役を勤め、中頃必要に迫られて刀杖を取りて

寺領を守り、後には進出して人の境地を侵すに至つた。その尤も名あるものは專議坊岩室坊、關伽井坊等にして近鄰の粉河寺、貴志庄の蓮花八幡宮等を侵し、後には紀伊の境を越えて和泉路に出で岸和田方面にも手を延して侵略し、その所領は實に七十餘萬石の多きに達した。秀吉は山崎の一戰に光秀を敗り、次第に織田氏の舊臣を滅し、天下を一統せんとするや、此處に根來に向つてその巨大なる手は延びて來た。且前に天正十二年秀吉の織田信雄と小牧に戰ふや、根來の行人は太田雜賀の郷土と相謀りて和泉に入り、岸和田城を攻め、進んで大坂城を攻撃せんとして泉州堺に向ひたりしが偶々秀吉の家康及び信雄と和するに及んで行人等も亦根來に引退した。秀吉は大坂に歸るや天正十三年木食應其上人を使とし根來に遣し、衆徒に武力を以て侵略したる所領を召し上げ、その内貳萬石を根來寺に交附す可き由を告げて歸順を諭さしめた。衆徒中の旗頭岩室坊は歸順して之れを諾し、應其上人は此處に宿せしに所領を減ずるところを不満に思へる行人共は夜に乗じて岩室坊を襲ひ、鐵砲を發つて之れを打ち取らん

とした。應其上人は遁れ歸つて委細を報告した。依つて秀吉は武力を以て之れが解決を告げんと欲し、根來攻伐の命を下した。此れ實に天正十三年三月初めのことでありた。僧兵等は此れに對して守備を立て約二萬の兵を以て泉州に向ひ、愛染院の的一坊は二萬の兵を以て千國堀城を守り、太一坊は九千餘の兵を指揮して積善寺城に備へ、郷士島源四郎等は六千の兵を以て澤城を堅め、其の他佐野、麻生郷、信達等の拾ヶ所に要塞を構へ、根來の寺内には千識坊、多門坊、蓮華院、雲海坊、蓮華坊、玉泉院、龍燈院並に侍大將津田監物等が之れを守つた。天正十三年三月中旬十萬の猛將勇卒は秀吉に引卒せられて岸和田方面にひた／＼と押し寄せて來た。副將羽柴秀長、三好秀次の軍は千國堀城に、細川忠興、大谷吉隆、筒井順慶等の軍は積善寺城に、蒲生氏郷、中川清秀、高山友祥等の軍は澤城につめ寄せ、別に堀秀政、長谷川秀一等は一萬五千の兵を引卒して本據根來寺に向つて進んだ。山徒如何に勇なりと雖、當時破竹の勢の秀吉の軍勢を敵としては餘りに貧弱であつた。千國堀城、澤城、積善寺城等は

瞬く間に陥落し諸軍は一齊に根來に向つて集中した。然も尙衆徒は頑強に防戦したが時に鷲の森の殘黨に卜半なる僧ありて根來の地理を熟知し、秀吉の嚮導をなし、和泉の信達より山間を経て根來の百坂峠を下り、火を放ちて蓮花谷、菩提谷、大谷、小谷の大小の寺院並に圓明寺、密嚴院等二千七百餘宇の堂塔伽藍全部を焼き拂つて終ひ學侶、行人、浪士等散々に打ち散された。時に天正十三年三月二十一日のことであつた。行人衆の跋扈遂に此の不幸を招致したのは實に惜しみても餘りあることである。時に智積院玄宥、小池坊專譽の兩能化は各學徒數百人、士卒若干を具し、此に伏し彼に隠れ、この兵燹の中を脱し、二十二日辛じて高野山に遁れ、清淨心院谷に匿れ、士卒若干は細野の山中に隠匿した。後兩能化は野山に法幢を樹てんとするや、金剛峰寺より年預坊を以て固く禁制し、且秀吉の歸依僧帥法印勸仲に内達し、勸仲より天正十三年七月九日秀吉の存意を報じて曰く

新義之僧侶欲令再興自己之法門於高野一者如先規可被相拂之一也。

此に至り止むなく玄宥能化は醍醐に去りしに、醍醐に於ても之れを容れず、依つて止むを得ず、假屋を洛外北野に張つて法席を設け、專譽師は一反和泉に去り國分寺に匿れたが天正十五年大和納言秀長公の招に應じ、豊山長谷寺に主たるに至り、同年冬勅して僧正に任せられ、翌十六年二月には殿堂の頽廢せるを再興し、文祿四年九月二十一日には秀吉公より舊來の封戸を改めて新たに朱印を下附せられた。此の點に於ては專譽僧正は玄宥師よりは非常に幸福であつた。此れ即ち徳道上人開基の長谷寺に新義真言の法幢の翻つた最初であつた。

第四節 秀吉と高野山との關係

根來を一舉にして敗つた秀吉は翌二十二日軍を雜賀に進め、和佐城を陥れ太田城を水攻として城將次郎左衛門及び首魁百五十三人に腹切らせ、四月七日粉河に軍し、細

井新助を使として高野に遣し三箇條の案文を示し、嚴重に諾否を山徒に問ふた。依つて一山會議行れたが眼前に根來の没落を見たる衆徒は到底秀吉に敵す可らざるを知つて歸順の意を表する事となり、使者には木食應其上人と、南院宥全、遍照尊院快言の三人が秀吉の陣中に伺候、祈禱の卷數を捧げて其意を表した。秀吉三僧に對面して曰く山徒對三弱武士、雖張若遇三強將、一者應及三滅亡、不若過歸伏焉然秀吉爲二世之祈禱、立三置一山、永可令三馳走、也云云三僧拜謝去矣。

此の時の使僧の一人應其上人は高野山としては忘る可らざる恩人にして秀吉と高野山との間に立つて善後の處置を取られたのは更に上人の力にして、高野が叡山や、根來と同一轍を踏まざりしは全く應其上人の計であつた。應其は初の名は日齋、字は順良、近江の人にして佐々木氏の家臣なりしが、主家没落の後、大和高取城主越智氏に仕へたりしも、越智氏又没落しければ、深く無常を觀じて天正元年三月、三十七歳にして高野山に登り、十月五日自ら髪を剃りて山中の穀屋寺に籠居して居たのであ

つた。十六日には前檢校法印大和 尙良運、修驗道一薦法眼空雄並に應其上人秀吉の幕下に到りて細井新助の齎せる三箇條に對する御請狀及び神文を進上した。その請狀に曰く

大師御手印地之外押領地可差上之事武具鐵鉈已下不可用之、寺僧行人等向後可專佛事勤行一事戰天下成御敵惡逆人寺中不可抱置之、或喪親子或主之用不立失面目一剪鬚隱遁之族者非制限一事、各條條之嚴命永不違背、滿山之老若一同奉仰恩惠若至令失犯者雖被破滅不可有遺恨也。

秀吉は此れを受納し、應其を携へて大阪に歸り、一山初めて安堵した。六月十一日には寺領御寄附の繪旨を學侶に下賜せられた。即ち大師御手印地の外に和州宇智郡、紀州伊都郡内にて三千石を新たに寄附せられたのである。同年七月十六日には秀吉の母公春巖貞松准三后御勸發にて金堂再興の土木の大業を始營せしめられ、雜用物料として現米一萬石、黄金一千枚を應其上人に渡され、御朱印を以て來迎柱の檜、枅等二

十本を吉野山から切り出させた。此の工事は翌年八朔に至つて早くも竣工した。天正十六年八月の頃に至るや大和大納言との間に所領の田地のことに關して係争を惹起した。天正十年七月十九日には應其上人は滿山人法興盛の爲に野山法令十七箇條を學侶中に示諭した。應其上人は元來客僧なりしと雖、今は全く一山を司配する位置に立つたのである。天正十八年二月に至るや大和大納言と係争の爲山領の舊領新附の山地悉く沒收せられた。同年九月二十八日には應其上人開基の興山寺が落慶し、天正十九年正月二十三日には秀長薨じ、同年十一月二十二日には新たに一萬石を寄附せられ、その内一千石は木食上人應其の領する處であつた。文祿元年八月四日には天瑞寺殿贈准三后春巖貞松大禪尼公永世追福の爲に重て一萬石の朱印與へられ、及び剃髮寺造營料として現米一萬石、白銀三千枚を下賜せられた。文祿三年三月三日には秀吉高野に登山し自ら春巖貞松大禪尼の剃髮を佛前に納められ、義演准后の導師にて大法會を行ひ、四日には法問を聽聞した。論議題「直入中道」、問者は如意輪寺教音房宥

弘法大師相承の秘密教と其傳通

政、答者は寶性院政遍であつた。秀吉曰く「弘法定後已經七百餘歲星二故諸伽藍皆霧朽矣、今般吾登山之布施悉令三再興可進大師」と、即ち興山上人に命じて大塔、金堂以下統計二十五棟を造營せしめられた。五日には連歌を興行し、六日には御能興行ありて七日に大阪に還つた。文祿四年七月十日には關白秀次公秀吉の苛責に遭ひ、薙髮して山上に遁れ來り、興山上人を頼つた。十五日には池田伊豫守、福島左衛門、福原右馬之助各一千騎を率ゐて登山し、五奉行の印書を木食上人に呈し、秀次誅伏の旨を述べ、三千の兵士は上人の住院青巖寺を包圍した。木食上人血を以て靈地を汚すに忍びず種々に救解したが三將頑として應せず、その救ふ可らざるを知るや三將に説いて圍を解かしめ、後秀次に沐浴せしめ、心靜かに自裁せしめた。笹部淡路守之れを介錯し返す刀を以て殉死を遂げた。山本主殿、山田三十郎、不破伴作等各々秀次の後を追ふて自殺した。

かくて外には朝鮮役、内には北野の大茶湯、吉ヶ醍醐の花見の催し等ありしが、慶

長三年八月十八日秀吉伏見に世を去り、九月七日東阿彌陀峯に殞歿するや、應其上人は葬送始終の事業を監護し、慶長五年には關ヶ原の一戦に大阪方は脆くも徳川勢に敗れて終つた。此の時高野山と秀吉との間に立つて一山の興隆につくした興山上人應其は西軍に黨して伏見に在つたが、その敗るゝと聞くや野山に累を及さんことを慮り、遁れて江州甲賀郡北杣村飯道寺に入つた。上人は前に慶長四年相承の法流典籍及び青巖寺を文珠院勢譽に附し、その身は興山寺に移りたるも、飯道寺に通るゝに及びて更に興山寺をも勢譽に付囑した。上人は學徳共に高く、殊に外交術に勝れ、危き際に高野山を救ひ、更に一山を興隆し、「高野山の木食上人に非ずして、木食上人の高野山」云はれたる程なりしが、慶長十二年十月一日、壽七十二を以て飯道寺に示寂した。秀吉が高野山の爲に盡したのは大師の冥徳の然らしむる處とは云へ、應其上人がその中間に立たなかつたなら、これ程には行かなかつたであらう。

第五節 秀吉と義演准后との關係

高野山には木食應其上人があつて、興隆したが醍醐は義演准后あり、且秀吉晩年の遊樂的氣分の爲に大に輪奐の美を呈するに至つた。三寶院は元來醍醐寺の塔頭にして報恩院・理性院等と相並びて醍醐寺中の主なるものなりしが、賢俊・僧正の足利尊氏に信任せられてより、足利氏と特別の關係生じ、爾來醍醐寺を支配するに至り、遂に門跡號を許され、滿濟准后の如きは將軍義滿及び義持に信任せられて、黒衣の宰相と迄云はれし程なりしが、戰國時代に入りて漸時衰微し、その絶頂とも云ふ可き時に出でしが實に義演准后であつた。

義演准后は二條左大臣從一位前關白准三宮晴良公の息、母公は伏見宮二品親王の御女妙莊嚴院なるが、足利氏と三寶院との關係よりして將軍義昭の猶子となり、永祿七年七歳にして義堯僧正の門に入りしに、同年義堯僧正入滅あり、依りて更に行樹院深

應に就て學び、十八歳まで上醍醐の光壽院に住し、天正三年下山して金剛輪院の舊跡に小堂を建てしが、三寶院再興の基源である。義演准后は翌天正四年八月には我が新義の根本道場根來寺の座主となり、七年十二月には大僧都より、直に大僧正に任せられ十三年七月十二日には准三宮の勅許があつた。彼は貴族の出なりしが故に依つてのみ位置を得たるに非ずして内外の書籍事教二相に渡つて深く研究し、その手寫せる聖教類も頗る多く、秀吉薨去の後には徳川家康に信任せられ、眞言宗法度は實に彼の筆になつたものである。又久しく廢止せられし後七日御修法を再興し後水尾天皇の元和九年より承和以來の慣例に依り正月八日より十四日迄紫宸殿上に勤修するやうになつたのも義演准后の奏請であつた。秀吉は深く彼を信任し、京都大佛建立には彼と木食上人と、其の儀にあづかり、文祿三年三月三日秀吉の高野登山の際には彼も之れに従入て山上法事の導師を勤めた。當時の醍醐は荒廢その極に達し、村上天皇勅願の五重塔は僅に形を留むると云ふに過ぎず、金堂、講堂等は單に礎石を残して居る丈であつ

た。この際義演准后は再營に心を苦しめたが恰もよし、慶長二年三月八日秀吉は諸侯を従へて醍醐に遊び、馬場の花、南庭の櫻を賞し、五重の塔の痛く荒れたるを見て修繕料として千五百石の米を寄進せられた。翌三年二月九日再び三寶院に遊び、来る三月十五日醍醐に花見の催しある可き由を告げ、翌十六日に三度三寶院を訪ひて寢殿その他の造營を命じ、聚樂弟より藤戸石等の名石を引かしめて、庭園等を修築せしめ、同月二十三日に四度三寶院に來りて千石の領地を興へ、新たに六坊を再興し、各五十石宛をその内より分與し、残り七百石を三寶院に賜り、伽藍、山門の造營は木食應其命じ、寢殿の工營は増田長盛をその奉行たらしめた。依つて應其上人は大和、河内の諸寺を廻りて諸處より古寺の建造物を運搬し來り、寢殿の大工は孫右衛門と稱し、泉水の奉行は武田梅松、手傳は新庄越前平塚因幡の二人にして、その完成せるは五月十四日にして五重塔は花見の十日前即ち三月五日に修繕が完成したのであつた。かくて醍醐三寶院は秀吉の遊樂的氣分の爲に再興の運に向ひ、三月十五日には秀吉

は淀君、秀頼を従へ多くの美しく着飾つた上臈女房や、いかめしき軍卒に圍繞せられて醍醐に到着し、一番の茶屋より七番の茶屋迄にあらゆる趣向をこらして花見の歡樂氣分と、茶の湯の禪味とを味ひ連歌等を催し日暮に及んで伏見に還られた。翌日は秀頼より三寶院に銀子百枚を下され、北政所を始め、淀君其の他の女房達より多くの金銀小袖等を贈られた。秀吉は其の後四月十二日にまた三寶院を訪ひ、泉水や普請の模様等を檢分して伏見に還られしが、其の後二ヶ月餘にして病に侵され、六月二十七日には禁中に於て臨時神樂を内侍所に奏してその病氣平癒を祈る程となつた。かくて八月十八日には六十三歳を一期として秀頼公の將來と、異邦に在る十萬の貳貅の身上を心に案じつゝ伏見の城中に薨じた。三寶院が今日一方の本山としての權威を保有し、桃山時代の美術を有して天下に誇ることの出来るのは再興に苦心した義演准后の功と共に秀吉の遊樂的氣分に就ても大に考慮を廻らさねばならぬ。醍醐には義演大僧正の後に恭長權僧正大に事相を講究し、水天供、歡喜天供の修法に於て靈驗顯著で

あつた。此の兩者は事相の大家にして此の後は久しく事相の名匠を絶つに至つた。恭
畏權僧正著には「密宗血脈鈔」等世に行はれて居る。秀吉と三寶院との關係は安土桃
山時代史論中の黑板博士の論文を参照す可きである。

第七章 江戸時代

第一節 徳川氏の佛教に關する制度

前章に於て論述せる如く、織田氏は爲政家に一大障礙を與へて居つた佛教の勢力を
破壊して、此れを制御せんが爲に渾身の努力を以て、或は長島の一揆を滅し、或は叡
山を焼亡し、或は越前、加賀の門徒を征伐し、石山本願寺を開城せしめ、最後に高野
山を攻圍中に本能寺の事變に遭遇した。秀吉が此の後を繼承して同じく佛教の武力的
勢力を打破して此れを自己の力で制御せんとした。秀吉は信長に比して少なからず堂
塔伽藍の造營等に力を致した。家康が秀吉を繼承するや、彼は佛教を制御すると同時
に之れが保護奨勵を企て、居る。江戸に幕府を開くや、彼は諸大寺に向つて寺領を寄
附してその興隆に力を盡し、一面に於ては干渉の手を延べて諸大寺に法度を下して嚴

重に制裁を加へて居る。慶長十七年豊山第三世の能化有義法印駿府に於て家康に調するや、封戸三百石を賜ひ、且つ法度を下して曰く

小池坊法度

- 一、爲ニ學問ニ住山之所化不ニ滿ニ二十年ニ者不ニ可ニ執ニ法幢ニ事
- 一、坊舎并寺領爲ニ私不ニ可ニ有ニ賣買ニ事

- 一、所化衆不ニ用ニ能化之命ニ非法於ニ有ニ之可ニ追ニ放寺中ニ事

右堅可ニ守ニ此意ニ也

慶長十七年十月十四日

慶長十八年智山第三世能化日譽法印駿府に出向して家康に調するや封戸二百石を賜ひ、法度を下して曰く

智積院法度

- 一、爲ニ學問ニ住山之所化不ニ滿ニ廿年ニ者不ニ可ニ立ニ法幢ニ事

- 一、所化中不ニ聽ニ能化命ニ非法之儀於ニ有ニ之可ニ追ニ放寺中ニ事

- 一、所化中結ニ徒黨ニ企ニ公事ニ者棟梁人可ニ追ニ放之ニ若棟梁於ニ不ニ知上座一人可ニ擯

出ニ事

右堅可ニ相ニ守此旨ニ者也

慶長十八年四月十四日

其の前慶長十三年八月に比叡山に法度七ヶ條を下し、慶長十四年八月には高野山に向つても佛法紹隆の爲に衆徒中に黒印を下し、同年九月には永格七ヶ條を賜ふて居る。其の後必要に應じて類々諸大寺に法度を下して居るが元和元年に至り、諸大寺に各法度を下し、前數年以來下した法度を總合して居る。幕府の諸宗諸大寺に對する制度は全く完備したものと稱す可きである。此の年に下した公家法度の中に門跡の進退僧位僧官に關する事項を限定して此れに依つて公家の勢力を檢束せんとして居るが佛教もその中の一部份として取扱つて居る。即ち

一、僧正大正 門跡、院家、可守先例、至平民器用卓拔之仁希有雖任之可爲准僧正也、但國王之大臣師範者格別之事

一、門跡者僧都大正 法印、任叙之事、院家者僧都大正 律師、法師、法眼任先例任叙勿論也、但平人者本寺推舉之上猶以相撰器用可申沙汰事

一、紫衣寺者、住職規希有之事也、近年猥勅許之事且亂鵬次且汚官寺其不可然、於向後撰其器用戒鵬相積有智者之聞者入院之儀可有申沙汰事

一、上人號之事、碩學之輩者爲本寺撰正權之差別、於申立者、可被成勅許但其仁體佛法修行及二十箇年者可爲正、年序未滿者可爲權、猥競望之儀於有之者可被流罪事

右可被相守此旨者也

此の公家法度と同時に五山十刹に下した僧家法度は左の如くである。

僧家諸法度

一、東班西班牙轉位官資可爲如寺法事

一、康拂者叢林之典章、出世之初步也、近年猥依申下無拂之帖、康拂既欲及退轉、於向後者無拂之帖堅可停止事

一、南禪寺者深紫衣、天龍寺淺紫衣、其外京都鎌倉之五山黃衣、十刹諸山之出世入院開堂儀式等可相守先規事

一、南禪寺者龜山法皇改皇居爲禪刹、尊崇異也、勅書云、長老職之事選器量卓拔才智兼全而佛法爲重擔勤行爲志節之仁可補任也、僧者必以貴人爲尊、乃至雖吾子孫不可以勢住持云云、然近年乍在他山恣申下南禪之帖、紫衣僧員過本寺甚以無謂、向後本寺之外猥不可補任

但耆德碩學之仁、希有雖免之、稱准南禪位可爲本寺之次座事

一、新院建立之時申下給旨奉書塔頭披露先規也、然近年爲私稱寺號院號自由之至也、向後者令嚴制事

一、庄園方今差出之上、碩學料相定畢、選ニ其器用ニ一代先可ノ省ノ之事
 一、鹿苑蔭涼三官職者先代之規範也、當時不ノ足ニ叙用ニ毀ニ破之ニ畢、自今以後以ニ五山長老中歸依之僧一員ニ可ニ兼備、出世之資並入院出世之儀式等如ニ先規ニ可ニ重賞ニ事
 右條々爲守法相續學問昇進所ニ相定ニ如ノ件
 此の時高野山に下した法度は左記の通りである。

高野山衆徒法度

一、檢校職之事、自今以後碩學之仁者如ニ古來ニ可ノ爲ニ三箇年之住持、但學衆之仁者可ノ爲ニ一箇年住持ニ者也、其外老若之修學衣體禮之威儀可ノ守ニ先規ニ事
 一、仁和高雄東寺醍醐此五箇寺互致ニ交衆ニ可ノ勤ニ事教之修學、此旨弘法遺戒仁門徒之間修學最初成出可ニ長者ニ不ノ可ノ亂ニ臍次ニ云々然近年仁和寺高雄東寺醍醐爲ニ本寺ニ之由雖ノ被ノ慕ニ其旨ニ遺戒分明之上者法會出住之時門跡僧正之外任ニ戒臍ニ可ノ有ニ列座ニ事

一、寺號院號先規輒可ノ許事也、近年恣構ニ寺院ニ甚無ノ謂令ニ停止ニ之事
 一、灌頂授職之作法或云由緒末寺或云貧僧諸緣輒執行於ニ客坊奥院等之非衆非學之宿所ニ灌頂受供之上執行無ニ先規ニ之由堅令ニ停止ニ之事
 一、天野明神者高野鎮守也、祭禮神事惣神主社家供僧守ニ先規ニ不ノ可ノ企ニ新儀ニ事
 先年定ニ寺法ニ成ノ渡ニ黒印ニ上今度依ニ諸寺社之法度
 右五箇條重所ニ相定ニ如ノ件

元和元年乙卯七月日

此れ等の法度、大同小異のものが各諸大寺に向つて下されたのであつた。然して幕府は元和五年に京都の相國寺鹿苑院に在つた僧録司をば南禪寺の金地院に移し、崇傳をしてその事務を管掌せしめ、寛永十二年には寺社奉行を置きて佛教諸宗の宗務を總轄せしめ、其の下に諸宗に觸頭、輪番、役者等を置きてその事務を江戸に於て執り繼豊以來懸案の佛教は此處に完全に幕府の統轄に歸して所謂幕府佛教が成立し、幕府

の方針そのものに依つて興廢するやうになつたのである。而して此の法度を下した結果は如何と云ふに鷲尾順敬先生の説によるに、それは第一に秩序の保全と、第二に學問の奨励と云ふことになつた。秩序の保全に就ては寺そのものから云ふ時は先づ本寺末寺の關係を確定したことである。次には政治方面に寺院を利用して豊臣氏以來禁制した伴天連の剽滅の爲に寺請證文なるものを出さしめて根底より天主教を根絶したことである。所謂宗門改帖或は宗門人別帳と云ふものの調製であつたが、此れは天主教退治には非常に効果を挙げ社會上の秩序保全に大効を來した。即ち此處に本寺末寺・寺院と檀家と云ふ二段の關係が完全に成立したのである。次に學問の奨励であるが、此れは前に挙げた法度中に我が豊山に下した法度にも住山「不滿二十年一者不_レ可_レ執_二法幢_一」と云ひ、智山にも同様の制を下し、公家法度中にも「佛法修行及二十年一者可_レ爲_レ正年序未滿者可_レ爲_レ權」と定めて必ず或る期間學問修行をせざるに於ては法幢を取ることを禁せられたのである。而して家康は此の奨励の爲に諸大寺に學問

料、碩學料等を寄進して居る。而して家康は屢々諸宗の僧侶を御前に召して論議をなさしめて、此れを聽聞して居る。かくて元和偃武の後には諸宗共に次第に學問興隆し來り、我が眞言宗にありても事教二相に渡りて多くの名匠碩學が輩出した。

第二節 智豊兩山の開創と其の興隆

天正十三年三月二十一日の兵火に依つて全滅したる根來を遁れて玄宥、專譽の兩能化は學侶數百を引率して高野の清淨心院谷に匿れたが此處も新義の徒には永住の地ではなかつた。同年七月九日には高野を去りて玄宥能化は醍醐に赴きしも此にも入れられず、止むなく洛外北野に假屋を張つて法席を構へ、專譽能化は故郷和泉に退き、國分寺に隠れたが天正十五年大和納言秀長公の請に應じて豊山長谷寺に住したのであつた。

豊山長谷寺は又此れを神樂院と云ふ。その草創を考ふるに天武天皇の御願に依りて弘福寺の道明上人がこゝに精舎を建立したのがその根基であつた。之れ本長谷寺と稱する所以にして當寺所藏千佛多寶塔の銅盤は即ち天皇の奉爲に鑄造し、之れを堂に安置したのであつた。後聖武天皇の勅に依りて徳道上人更に諸人を勸進して一精舎を建立した。之れ所謂後長谷寺にして神龜四年に工を起し、天平七年五月十六日に上棟し、同十九年九月二十八日に落慶供養を行つた。勅使には中納言奈豆磨、導師は天竺菩提僧正、呪願師は行基大僧正にして職衆百口、頗る盛儀を極めた。本尊佛は十一面觀世音にして御長二丈六尺、佛工稽主勳、稽文會の彫刻し奉る處のものであつた。其の後春風秋雨數百歳、物變り、星移りて流石の梵刹も頗る衰へたるが豊臣秀長公大和を領するに及びてその頽廢を慨し、名徳を招じて以て復興を計らんとした。時に小堀正次專譽上人の和泉國分寺に在る由を告げ秀長公に推舉した。依つて秀長公は上人を招じたので上人は日譽、快盛等四十餘人を伴ひ來つて以て法幢を翻した。此れより新

義真言の教風を樹て豊山派の總本山となつたのである。

專譽師上人、字は宮賢、姓は石垣氏泉州大鳥郡の人にして享祿三年の生誕である。九歳にして根來山に登り、妙音院立譽師の室に投じ、十三歳にして雜染受戒し、此の年、師に随つて灌頂壇に登り、弘治の初め南都に遊んで多聞院英俊僧都に唯識を學び、華嚴を四聖房宗助法印に習ひ、元龜元年には三井、叡山に遊んで三諦圓融の妙理を究め、更に醍醐に往いて無量壽院僧正堯雅に諸尊の儀軌、印契、等を稟け、又聖空和尚に随つて中性院一流の奥底を極めた。時に賴玄能化師を推して脇能化とした。天正十二年八月十一日賴玄師の讓を受けて能化の職に就いたが、翌十三年三月の法難に高野に通れ、更に泉州に匿れ、同十五年に長谷寺を董したのであつた。同年中勅して僧正に任じ、學徳四集し來り、翌十六年秀長公の外護に依つて廢頽せる堂塔伽藍を修覆して九月に竣工した。永祿四年九月二十一日豊臣秀吉舊來の封戸を改めて印章を賜ひ、徳川氏に至るや家康尤も上人に歸依し、一度豊山に登らんと欲して旅舎を梅心院

に營構せしめしが遂に素志を達せず、其の後慶長五年軍卒濫放火伐木を制する印章を下して之れを保護した。慶長九年五月に至り微恙あり、五日の初更安然として睡るが如くにして遷化した。時に年七十有五であつた。

玄宥能化は不幸にして專譽能化の如くに大寺を董することが出来なかつたが、北野の假屋に法輪を轉ずるや學徒日に雲集し、頗る盛況を呈し、慶長元年二月僧正に任せられ、秀吉薨後豊國寺の淨宇八十餘宇の建立せらるゝや、家康は師の風猷を重じて豊國寺の境内三區を以て師に與へた。師は此の三區を分つて二となし、上寺、下寺と號し、上寺を以て居室となし、下寺を以て講堂に宛てた。此れ即ち現今の智山派の本山智積院の根源である。

玄宥能化、字は堯性、俗姓は膝付氏、下野國皆川邑の産である。七歳にして邑の持明院に入りて剃髮し、後根嶺に登りて修學怠らず、一反歸つて持明院に住した。更にまた根來に遊び、專譽師祐宜師等と南都に赴きて唯識、三論、華嚴等を學び、後三井

叡山に行きて研鑽した。天正五年日秀師の付囑に依りて智積院に住し、同十二年八月十一日賴玄能化は專譽師に能化職を讓るや、師もまた客方に推されて道瑜、賴譽二師の時の先蹤、習ひて自立して能化職に登り、學侶を二分するに至つた。天正十三年三月根嶺破滅するに至り、師また專譽上人と共に學侶を率ゐて高野に難を避け、同年七月醍醐に至り、移つて高雄山に隠れ、漸くにして洛外北野に法幢を樹つるに至つた。大佛境内に智積院を建つるに及び家康の尊崇益々加り學徒また四方より來集したるが慶長十年十月一日微疾に染み、四日に至つて行年七十七を以て溘然として入寂した。

豊山に在りては專譽僧正の寂後、盛和尚能化職を襲ひ、その次には宥義和尚が家康の歸依に依つて水戸寶鏡院より入つて能化職に登つた。智止に於ては玄宥上人入滅に先立ち遺命して瀧谷寺惠傳師を後繼者に擬したが、學侶の衆望宇都宮の祐宜法印に歸したるに依り兩派相争ひて遂に駿府に訴せしが、家康の計らひにて祐宜師を智山の第二世とし、惠傳師には山科の妙智院を與へて事件は落着した。慶長十七年十月豊山

能化宥義和尚駿府に家康に謁するや三百石の朱印と前節に出したる「小池坊法度」とを賜ふた。依つて宥義能化は智山の祐宜能化と相議して末徒に左の法度を發して了知せしむる處があつた。

一、御所様如三御朱印一本寺田舎都合二十年不遂學問於國本法談不可有免許二附如三例年一智積院小池坊兩院之内墨附申請下國可申事

一、企三非道之公事一人並最負之輩於有之同罪擯出可申事

一、智積院小池坊於三兩院一少違亂之所化衆互介抱不可有之事

右之條々御掟を申請相談を以堅法度申候也仍如件

慶長十七年十月二十七日

小池坊宥義

智積院祐宜

此れ即ち家康の下した法度を更に具體化したものであつて、此れは家康との對談の

意を以て記したものであらう。而して特に學問獎勵に意を用ゐたのは第一に學問研鑽のことを規定したので分明である。智山の祐宜能化、慶長十七年十一月十一日入寂するや日譽法印は家康の命に依りて第三世能化職に登り、翌十八年四月駿府に家康に謁して前節掲出の法度を下し、且二百石の朱印を賜ふた。日譽能化は其の後大阪陣中に家康に侍し、大に尊重せられ、元和元年には三百石に加増せられ、その他種々の恩典に浴する處があつた。根來の天正の破滅は一山二に分れて一は長谷に、一は智積に法幢を樹て、後、豊山は宥義能化に至りてその根底全く堅まり、智山は日譽法印に至つて基礎全く定まつたのであつた。

第三節 高野山上の紛争

第六章第三節に於て根來山の學侶、行人のことを述べて、行人跋扈の爲に遂に滅亡

の悲運に遇へることを記したが、高野山に於ても此の兩者の嫉視反目が常に行れて居た。後念佛修行の聖方が生ずるに及びて一層紛争が面倒になつて來、屢々幕府に直訴して裁斷を乞ふやうな有様であつた。

關ヶ原の役、西軍の敗に歸して應其上人飯道寺に通れ、興山寺はその付囑に依りて文殊院勢譽之れを繼ぐや慶長五年十一月三日彼は天津の陣に家康に謁して勝を賀し祈禱の卷數を獻じ、木食上人繼目の朱印を乞ふた。家康はその行爲を嘉し、直に之れを與へた。然るに學侶方にては勢譽の此の行爲に憤懣を抱き、一山會議を催し、翌慶長六年二月一日明王院快昌、善集院榮曼を使僧として上洛して此れが不法を訴へ出でしに依り、勢譽と對論せしめし結果、大津にて下した朱印を改めて學侶所領七千五百石、青巖寺領三千石の内千石を營繕料に除き、都合九千五百石の朱印を下した。慶長十一年八月には行人衆、聖方の大徳院を破壊した。元來、聖方には平安朝中葉以後厭世の徒隱遁して念佛を修行せるより起れるものにして、西谷聖、萱堂聖、千手

谷聖等の稱を生じ、千手谷聖は遊行上人他阿の高野に登りてより其の風を倣へるものにして其の數益々加はるに及びて、遂に大徳院を興して専ら時宗を唱へた。行人方は大徳院の屋形造なるを見て非例なりとして大衆之れに押し寄せ斧鉞を揮つて此れを破壊したるに依り、聖方は直に駿府に至つて家康に訴へた。依つて家康は行人方の頭目文珠院勢譽及び聖方の主なるものを召し下して對決し、自後聖方は屋形造にす可らざる事、且、高野山は弘法大師入定の靈地にして眞言の道場なれば此の内在りて念佛修行は宗旨混亂の憂あり、依つて眞言宗に改宗す可き由を聖方に命じ、元和元年更に蓮華三昧院に於て傳法灌頂を受く可き旨を嚴命した。之れより眞言聖と云ふやうになつた。此の蓮華三昧院にその頃頼慶阿闍梨と云ふが住して居た。頼慶は學識頗る深く、慶長六年には阿波に渡りて日蓮宗徒貞安と論戰して此れを拆伏し、慶長十三年學侶、行人の争ひ起るや四月七日京より登山して遍照光院に快正を訪ひ、雙方の間を圓滿に解決せんとせしに反つて快正に疑はれ、縛せられて獄に繋がれた。此の事家康の

知る處となりて兩人を駿府に招致し、對決して快正の不正を知り、之れを縛めて高野に送り、八月八日遂に蛇柳に誅戮し、遍照光院は賴慶に與へた。同年十一月十五日江戸城に於て淨土宗傳通院廊山と日蓮宗常樂院信經と宗論あるや推されて判者證義となつた。かくて賴慶は家康の信任を得、同十四年八月家康はその請に依りて東寺、醍醐寺に朱印を下して學問を奨勵し、尋で關東の諸寺に法度九條を下し、走湯山の快運を擧げて關東の碩學とし、同年九月賴慶の言に依りて高野山に永格七條を下し、同年十二月更に賴慶に勸學を命じ翌年二月家康より使者を仰せつけられたるに依り、賴慶は直に東寺、醍醐寺、神護寺、仁和寺、大覺寺、石山、内山、上乘院、桃尾山、釜口寺、菩提山、金剛山、天野山、觀心寺等に勸學の書札を達した。かくの如き有様にして賴慶の勢力は寶性院、無量光院の兩門主を凌駕して一山を號令する状態なりしに、且は賴慶は元來が客僧なりしに依りて一山の大衆その專横を鳴し、專斷事を行ふを忌みて官に訴へしかば、賴慶は遂に山を下りて走湯山に盤居し、元和元年十月十四日四十九

歳を一期として入寂した。賴慶も亦大樹風に當り易き例に洩れなかつたが此れより野山の學問頗る興隆した。

慶長十七年行人方の頭目文珠院勢譽寂し、門人應昌尋で興山寺第三世となつた。應昌は又家康の歸依頗る厚く、毎月三度御座之間に於て謁見を許され、土井大炊頭利勝をして應昌を本多佐渡守の猶子とし、上野介正純の弟たらしめたのであつた。元和六年十二月には遍明院覺雄と、蓮華三昧院光宥との間に門主争が生じ、翌年八月幕府に訴へたが光宥敗訴して遠流せられた。島原の一揆平定せる年の寛永十五年八月には學侶と行人との間に堂上の灌頂の儀に就て紛擾が生じた。此は行人方文珠院應昌明年春堂上灌頂を執行すると云ふ儀に就き、壽門主澄榮と應昌との間には意見の交換あり、了解を得たるものなるも、此れを傳へ聞きたる學侶方は此は元和元年七月に衆徒に下した御朱印に違背するものであるとして反對した。依つて翌十六年正月五日應昌は學侶方に堂上灌頂競望の手書を送りしに、學侶方は以後の例と致す可

らざる旨を附記して九日此れを許容した。然るに二十六日に至りて此れを取り消して
 元和元年の御朱印に違背すると云ふ理由を以てした。依つて應昌頗る怒り、その徒二
 千五百餘人に令して學侶方と義絶せしめたが、其の後大塔棟札の事に關して兩者相争
 ひ、遂に江戸に出訴し、その係争中の正保二年五月二十四日淺草在番所にて六十五を
 以て應昌は入寂し、後事を立證に遺囑した。幕府に於ても種々詮議の結果正保二年十
 月二日に至り、無門主澄榮、寶門主政算及び興山寺第四世文珠院立證に逼塞を仰せ付
 けられた。此の逼塞は中々に許されなかつたが、慶安二年九月十七日に至りて漸く許
 されて高野に歸ることが出来た。明暦二年十一月三日御社修理成りて遷宮の事より學
 侶、行人内陣扉開閉に就て争を生じ、學侶方は高祖院濟算、大樂院信龍を訴訟人と
 し、寶門主玄宥と共に江戸に下り、行人方よりは文珠院立證、蓮華定院、寶瓶院、蓮
 華上院等下向して雙方より訴へ出でた。その結果は翌年八月二十二日學侶行人の主な
 るもの八人の追放處分となつた。その翌年八月十二日文珠院立證は追放中に伊勢國朝

熊山の幽居に示寂し、雲堂上人立ちて興山寺第五世となつた。雲堂上人は博識宏才の
 大徳にして元祿元年二月二日江戸在番所に寶門主を訪ね、和解の儀を申入れ、十二箇
 條の覺書を提出した。學侶方は種々之れに依つて評議を重ね、雙方より屢々訴狀を幕
 府に出したが翌二年四月二十八日雲堂上人を東山に隱居せしめ、來迎院量與法印を興
 山寺第六世とし、二十一條の條目を山徒一同に下したが、此れが解釋に雙方異計を生
 じて、またく相争ふた。五年七月に至りて幕府は一大英斷を以て本多紀伊守、高木
 伊勢守、柴田七左衛門等を登山せしめ、行人衆五百二十人、非衆百七人を召し捕り、
 罪科の輕重に依りて五島、大隅、薩摩、隱岐、天草、壹岐の六箇所に配流し、行人寺
 二百八十箇寺を存置し、九百二箇寺を潰寺に處した。元祿七年十一月二日江戸在番所
 の學侶、行人を評定所に呼び出して、改めて再治條目三十三條を下して治山の法を
 立てられしが、其の後と雖、兩者一味乳水となることを得ず、何かにつけて反目嫉視
 の状態を繼續した。

第四節 隆光僧正と新義真言の極盛

天正十三年三月根來山没落後、その學侶の關東に來りて法幢を立つるもの次第に増加し、尋で徳川の幕府を江戸に開くや、筑波山光譽法印は命せられて知足院を江戸に移轉し、下總圓福寺俊賀法印もまた寺基を愛宕に移し、慶長十五年には既に知足院、圓福寺、彌勒寺、眞福寺を關東の觸頭と定められた。館林右馬頭入りて五代將軍となるに及び、上州八幡大聖護國寺の亮賢師は江戸に召されて高田藥園を施與せられ、護國寺が創立せらるゝに至つた。亮賢は上野の人にして卜筮をよくし、豊山に登りて尊慶能化に師事せしが、綱吉將軍の母公桂昌院未だ微賤の身にて京に在りける時、仁和寺に詣でしに亮賢また仁和に在りて之れを相し、他日の榮達を保證した。後江戸に召されて家光公の寵を得、懷妊しけるが當時亮賢は江戸知足院に住せしが、産泰の祈禱

に召され、此の兒男子にして後には將軍の位に登る可しと豫言せしに、その言適中して遂に綱吉は五代將軍の位に登りしに依り、桂昌院は一層尊信の度を加へて天和元年高田藥園に宏莊なる大悲閣を建立し、亮賢を住持とし、三百石の朱印を下賜せられた。時に豊山亮汰能化の下に隆光と云ふ一偉僧があつた。貞享三年卓立能化の推選に依りて筑波山知足院に住し、恒に江戸に在つて祈禱を修し、綱吉及び桂昌院の恩寵日に加り、九月には普門品及び呪明を命に依つて授け、十二月一日には先例を破つて權僧正に任命せられ、幕府登城の繁多なる爲に知足院を觸頭より除き、湯島根生院を以てその補足とした。元祿元年には綱吉將軍に請ふて知足院を神田橋外に移轉し、大久保佐渡守を奉行とし、佛閣、神祠、院宇を建立し、輪奐の美を極め、十月落成し、十一月四日之れに移り、命じて護持院と號し、十三日一晝夜を期し八千枚護摩を修し、同十八日將軍之れに臨御し、二十一日落慶供養を行ひ、庭儀密灌を修した。翌二年九月には桂昌院一位尼公初めて光臨し、翌年には封戸を倍して一千石を賜ふた。此れより

弘法大師相承の秘密教と其傳通

前護國寺亮賢師覺鑊上人に謚號宣下を乞はんとせしも意を果さず、更に隆光僧正に計り、桂昌院の盡力を得て隆光僧正は牧野備後守の賛同に依り、兩山能化に其の舉に出でんことを促して表文を草せしめ智山第八世信盛、豊山第十三世卓立兩能化の署名を以て上表奏請した。その表文に云く

臣僧信盛卓立等白、信盛卓立等聞崇賢旌善王化所先追遠賞勳禮秩所重、是知褒崇之令典者清世之規模也、我根來寺開山祖覺鑊上人者挺生于嘉保鳳曆之昔、利見乎天仁龍飛之間、學究密藏之盡奧、爲秘教中興之宗師、探小野三井之幽頤、關廣澤一流之靈源、永據根嶺、扇揚教風、至今挹根嶺之風、者若布星散蔓、衍率土、道價重、當時鶴聲聞于天、所以鳥羽太上天皇叙信尤篤寵遇日優、每有所奏對、莫不稱聖情、非有大因緣、安能至此哉、性厭世務、不廢綱官、遁影蒼嶺、行業維務、但有營構之夙誓、一奏則爲御願、創構大傳法院及圓明寺等巨藍、規制宏麗、實甲南紀、亦是繇帝寵殊渥也、至若太上皇數感白蓮華座之瑞夢、忠通公預識青龍和尚

之再生、稻神降言春祠應、請足觀、非所謂寡德適時之流、嘗自記曰吾得初位三昧、從此無礙、慧天啓於法、得自在矣、平常跏趺瑜伽道場、時窺者每見、舉體全成阿遮明王、而坐熾焰中、三密神用悉地妙相功適、道僊法師得火光三昧、或入水觀、唯見激水凝滄滿室、與月光童子之遐軌法進禪師之芳躅、可併按耳、異狀奇蹟多類、此、靜言思之、繪畫日月形、容天地、模擬有限、其德之美、詎能窮焉、然而入寂已降五百一十四一十餘年、于茲、未有所贈號、其流裔者靡不慨嗟矣、釋吾祖宗之先蹤、延喜聖朝追謚遍照金剛、號弘法大師、華園御宇、榮贈圓成僧正、爲本覺大師、古云其跡大名盛、則禮優謚崇、此之謂歟、伏以今上皇帝陛下、稟太極二儀之正、鍾三光五嶽之全、續紹洪祚、大庇含靈、繼絕脩廢、萬物得所、自非斯昌運、而清河何時也、伏乞天恩、曲垂標題沈璧、追贈徽號、然則神天隨喜、僧人欣戴、不任懇款之至、奉表陳請、以聞誠惶誠恐頓首謹言

元祿三年庚午十二月十日

權僧正法印大和尚位信盛

權僧正法印大和尚位卓玄等上表

此れ即ち東山天皇の御代にして上人滅後實に五百四十八年にして同年十二月二十六日興教大師と謚號御宣下の儀があつた。勅書に曰く

勅 古寺根來徒衆、敬崇靈驗、新義傳法莊麗跨越先規、贈法印大和尚位覺鑊、回仁和二而開密教之宗門、投三井二而探灌頂之秘奧、住火生三昧、勤修精敏愜心、入水輪一觀、天眼宿明通力、凡聖雖異豈恐慧果後身乎、恭敬惟同誠厥不動化現也、密嚴堪寄跡禁廷得達名、謚曰興教大師

元祿三年十二月二十六日

此れ覺鑊上人の偉大なる風格の然らしむる處なりとは云へ柳營に於ける隆光僧正の信任の厚かつたが爲と云はねばならぬ。元祿四年六月正僧正に轉じ、同年釋迦院大僧正有雅を屈請して重位許可を稟け、傳法灌頂を重受した。同年十二月興教大師

の忌辰に傳法大會を修行し、暨者は彌勒寺英岳、精義は自ら之れを勤めた。翌五年に至り、其の啓達に依りて和州招提寺修造料五十兩を賜ひ、六月には封戸院別に百石を彌勒寺、眞福寺に賜ひ、七月に南禪寺の末寺となりて今日に及べる乙訓寺を賜ひて豊山に列し、七年三月野山尊海和尚に隨つて中院一流及び瑜祇灌頂を受け、八年正月二十二日には台駕護持院に渡御して更に五百石の加増を得、翌月十八日に再び綱吉將軍渡御して大僧正に進叙し、且新義眞言の總録司に任命した。其の詞に曰く

知足院事就爲三祈願所、改三院家寺號護持院、補眞言新義之僧錄、訖、任三元和元年以來代々之先判之旨、彌可相守舊規也、色衣之儀向後從三當院、可爲沙汰之狀如件

元祿八年九月十八日

かくて隆光僧正の勢威日に盛にして今迄は智豊兩山能化の下したる學業成就の許狀に對して色衣免許の許狀を案出し隆光の手にて之れを下し、遂には兩能化に向つて

弘法大師相承の秘密教と其傳通

號令するやうな有様になつた。同年十一月に下した發令に曰く
相觸條々

- 一、元和元年以來御代々御條目の旨堅可ニ相守ニ事
- 一、今度色衣御免被ニ成下ニ之趣不レ爲ニ名聞利養ニ偏爲ニ修學増遠ニ也、彌事教之習學不レ可ニ疎略ニ事
- 一、任ニ密宗之宗規ニ爲レ報ニ國恩ニ天下泰平台樹永久之御祈禱不レ可ニ怠慢ニ事
- 一、不殺生者佛家之大宗にて其功德最廣大也、宜勸ニ諭檀門ニ令レ生ニ慈悲心ニ憐ニ愍群生ニ事
- 一、常法談勤來寺院は彌無ニ怠慢ニ夏冬之論議可レ勤レ之尤其會下之所化無ニ闕如ニ可レ令レ勤レ之也、以ニ論議餘暇ニ經論疏等講談之可レ教ニ誠學徒ニ並雖レ爲ニ所化ニ於ニ器量有レ之者致ニ講談ニ可レ誘ニ引同傍ニ事
- 一、諸寺院後住之儀不レ撰ニ其器量ニ任ニ由緒最負ニ不レ可レ讓ニ其寺不相應者ニ並於ニ宗

門ニ不レ有レ來異體異行不レ可レ作レ之事

- 一、兩山留學之僧或違ニ能化之命ニ背ニ上座之制ニ之輩隨ニ罪輕重ニ可レ治ニ罰之ニ宜捨ニ邪佞ニ蒙ニ提撕ニ之旨從ニ本寺ニ急度可ニ申渡ニ事
- 右之條々堅可ニ相守ニ候事

元祿八年十一月十二日

護持院僧錄司大僧正隆光

隆光僧正は新義殊に豊山方許りの興隆に力を注いだのみではなかつた。諸宗に向つても多少の恩惠は與へたのである。即ち天下寺社境内の御朱印地にあらざるものは課税せられて居たが隆光は綱吉に請ふて之れを免除せしめた如きはそれである。室生寺が護國寺の末に轉じたのも此の頃であつて他派から豊山方に轉派せしめられた寺院も少なからずあつた。今日豊山派が三千ヶ寺以上の大宗派たるを得るのは實に隆光僧正の力と云はねばならぬ。寶永二年には小池坊に二百石加増して乙訓寺に百石の朱印

弘法大師相承の秘密教と其傳通

を下した。然して隆光は日々登城しては將軍の左右に侍したがかの生類惑みの布告も隆光僧正の發意の如くに傳へられて居るが護國寺に現存して居る隆光日記に依るにその間の關係は明瞭になつて居らぬさうである。此の當時英岳能化は老を告げて江戸に退隱し、圓福寺には專戒法印あり、靈雲寺には淨嚴律師あり、豐藏坊は深川に大護院を建て、根生院には榮專法印、護國寺には快意大僧正、彌勒寺には亮眞法印等住して共に將軍綱吉、母公桂昌院その他柳營中の勢力あるものに尊信せられたが、此の時代が新義眞言の極盛時期と稱す可きである。寶永二年家宣入り綱吉の世子となり翌年桂昌院薨するや同四年二月隆光は成滿院に隱退し、護持院には護國寺第三世快意大僧正が晋んだ。現今の護國寺觀音堂は快意の時に桂昌院の本願に依りて建立せられたのであつた。然るに寶永六年に至りて隆光及び護持院、護國寺等に一大變革を來した。それは正月十日に將軍綱吉の死であつた。その後を家宣繼で將軍となり、爲に江戸の佛教界も一變し、隆光、快意等の柳營の御覺目出度からざるを知るや、今迄壓

迫せられて隆光、快意の下にあつた智山方は機逸す可らずとなし、總代を江戸に下して、新義の僧録は兩派に通ずるものなれば快意大僧正退隱の後には智山方に任命せられんやうにと老中年寄に向つて運動した。快意大僧正も退老の志ありし際として潔くその職を退いたに依つて智山方は目的を達して第十一代の能化覺眼僧正が第三世の護持院總録司となつた。快意大僧正の退職に依つて隆光僧正は居所がなくなつた。それは成滿院は護持院の隱居所なるが故である。依つて隆光は兼ての念願に依つて諸國の神社佛閣を巡拜せんことを願ひ出でたが諸所を徘徊す可らずとの嚴命に接し止むなく洲崎の増福院に遷り、後、故郷の超昇寺に退いた。超昇寺は嵯峨天皇の廢太子高岳親王即ち眞如法親王の開創せられたものである。昨の飛ぶ鳥を落す許りの榮華に引きかへて今の落魄、盛者必衰の世とは云へ、實に一掬の涙なきを得ない。彼が一世の勢威を極めた護持院も享保二年の振袖火事に依つて類焼の厄に遇ひて後は、護國寺に合併せられ、遂に新義眞言僧録の職は廢止せられた。當時護國寺にはその法資隆慶第四世たり

しが、その報に接した隆光の心中は實に斷腸の思に堪へなかつたであらう。大和に退隱してより聖無動經慈怒鈔二卷、理趣經解嘲二卷、筑波山縁起二卷等を著し、享保六年六月七日七十六歳を以て超昇寺に示寂した。毀譽褒貶、見る人に依りて異り、棺を蓋ふて後既に二百年の今日、その眞價の定まらぬ彼は眞に蓋世の怪傑と稱す可きであらう。

第五節 慶長以降享保時代迄の學匠

徳川幕府の佛教に對する制度の眼目は秩序の保全と、學問の奨勵にあつたことは既に本章第一節に於て論述した。此れに依つて元祿前後より教相諸山大に振興して古義新義共に多くの學匠獅虎輩出して著作の數も頗る多く世に行るゝに至つた。本節に於ては此れ等學匠、名徳の中にて慶長より享保頃迄に輩出した左記十四人の小傳を記述するであらう。

日譽法印は智山第三世の能化にして字は正純、又四祐と稱し、武州の名族の出である。幼にして百間の西光院日雄の下に落髮し、根來に登りて日秀、頼玄の兩虎に付て研鑽すること年あり、後還て西光院に住し、次で專譽僧正に豊山に親炙し、更に玄宥能化の門に膝を屈し、請せられて江州總持寺を董し、家康の命に依りて智山に入り、祐宜能化の後を襲ひて能化職に登り、慶長十八年、駿府に家康に謁して智積院法度と二百石の朱印とを賜ひ、智山の基礎を強固にした。其の著に根嶺破滅記あり、寛永十七年十一月二十日大報恩寺に入寂した。

元壽僧正は智山第四世、字は存良、下野薬師寺邑の出生にして州の元翁の下に剃髮し、後初瀬に登りて專譽能化に學び、更に智山に遊びて玄宥、祐宜兩能化に親炙し還つて常陸結城の釋迦堂に住し、家康の歸依を受け、松井田の秀算、圓福寺の俊賀と俱に關東三傑と稱せられた。寛永八年日譽法印の後を襲ひて智山能化となり、職に在る

こと十八年、慶安元年閏正月十三日龜齡七十有四を以て入寂した。其の著に秘識義章一卷がある。

亮典師は字は文性、姓は倉恒氏、伊勢宇治郡の人にして初め建國寺に入つて憲式、空鏡の二師に學び、十七歳にして高野山に登り、後、智山の日譽、元壽に隨つて研究し、更に諸州を歴遊し、後宮崎に匿れ、又岩井田神路山下を卜して自ら耕し、眞常院を建立し、茲に講説し、地藏院流の極秘を密乘院の宥雄に傳へ、廣澤の法流を心蓮院の宥崑に傳へ、承應元年八月十三日四十六歳にして密乘院に入滅した。其の法資に亮汰、亮元ありて亮汰の學派は豊山の興學となり、亮元の學派は地藏院流の事相と共に五智山曇寂に至つて尤も發達した。其の著書には住心品疏科文、大疏鈔五十卷、起信論專釋鈔五卷等がある。住心品科文は新義派依用のものにして此れを六卷疏と稱して居る。

榮譽師は江戸根生院の開山にして字は文秀、土佐國幡多郡の人、幼にして州の石見

寺榮雅に從つて剃髮し、後豊山に笈を負ひて研鑽した。江戸知足院の榮増は榮雅の法資にして將軍家光に寵遇せられ、且春日局の歸依を受けて居た。師春日局の招に依りて江戸に來り局に會見するや麻衣緇服、虱襟に滿つと云ふ有様であつた。幾何もなく局の推舉に依りて家光の護持僧となり、寛永十三年榮増より報恩院流を受け、春日局の建つる所の根生院に住した。延寶六年師疾に侵さるゝや家光特に使を遣して慰問せしめた。同年二月十日七十有六にして示寂した。

顯證師は仁和寺の高徳にして姓は木村氏、慶長二年攝津の生魂に生れた。十一歳にして高野山に登り、釋迦文院宥盛に隨つて出家し、華藏院流を傳へ、十八歳にして笈を仁和寺に負ひ、心蓮院に寓し、梅尾菊淵阿闍梨に傳法院流を傳へ、又法輪寺恭長權僧正に地藏院流を承け、仁和寺、高山寺の書籍數千卷を修補し、寛永中家光將軍の仁和寺を造營するや主として工事監督の任に當り、竣成の後、法性庵に退き、延寶六年二月十三日壽八十三にして入寂した。同師は傳流を傳ふる人の忘る可らざる一人で

ある。

隆長師は字は圓精、俗姓は柳氏、越後の八彦邑の人である。天正十四年十一月二十三日に生れた。幼にして國主上杉氏の崇奉せる旗寺に入りて出家し、九歳の時、安養院憲英和尚に謁してその道器を認められて提撕を受け、漸く長じて金剛頂瑜伽大悲胎藏及び五部灌頂を授かつた。二十五歳にして武州明星院祐長の門を叩き、その上足となり、更に智積院日譽に招かれてその左右に侍し、寛永五年水戸光明院に住し祐長師没後その付囑に依つてこれを兼帯し、居ること三年、去つて京に登り、元壽僧正の教席に列り、江戸彌勒寺宥寂するや、遺囑に依りて此れに住すること三年、辭して洛東に隠れ、後元壽僧正に隨つて中性院一流を受けた。慶安元年春、元壽僧正寂するや幕命に依りて智山能化に登り、四年僧正に任じ、明暦二年九月微疾を示し、城北大報恩寺に移り、冬十月九日溘然として示寂した。師博學多識、その在る處學徒雲集し、その論筵に臨むや辯舌湧くが如く、詞義簡要にして好學者之れを聞くを樂ん

だと云ふ。

亮汰師、字は俊彦、後改めて淨泉と稱した。姓は鶴氏、薩州田布施高橋の人である。年甫めて九歳にして平井寺に入つて盛印の弟子となり、剃髮した。盛印或る時試に般若理趣經を教へしに僅かに半日にして之れを覺えたと云ふ。嘗て藥師經を科し、その幽旨を釣り獨り言ふて曰く設ひ大藏經を分科すと雖、我之れを能くせんと。此れより稱して科釣り俊彦と云つた。十八にして京に出で、後伊勢の亮典師に従ひて學び、承應元年良譽和尚の援助に依りて長谷に登り策勵した。寛文元年江州總持寺を董し同十二年之れを頼重に譲りて洛西般若寺に匿れしが後孝源大僧正師を請じて仁和寺華嚴院に寄宿せしめ、總法務性承法親王師を招いで秘密の奥旨を講せしめた。延寶八年五月綱吉將軍の命に依りて豊山能化の職に登り、勅して僧正に任じ、同年十一月十日五十有九にして入寂した。著す所、理趣經純秘鈔三卷、住心品科注三卷、起信論講義四卷、千手經乳記四卷等あり、その他經軌に注するもの百餘部あり、般若理趣經を

弘法大師相承の秘密教と其傳通

講ずる事實に前後三十七遍であつたと云ふ。

運徹師、字は元春、別に泊如と號した。姓は藤原にして大坂の人である。始め神泉寺に入りて剃髮し、尋で安樂院の頼運師に隨つて瑜伽唯識を學び、後、智積院第三世日譽能化に師附して、提撕を蒙つた。是より講席に登りて千里駒の稱あり、研究晝夜博く内典外典に涉つた。遂に頼運より佛性戒及び傳法灌頂を受け、頼運の遷化後、元壽僧正に宗門の秘訣を、醍醐寛濟僧正に諸尊の密軌を受け、慶安二年尾張長久寺に住し、承應二年智積院隆長僧正召して一薦席に着かじめ、衆請に依りて性靈集を講じ、明曆元年江戸圓福寺を董し、寛文元年祐貞僧正の後を襲ふて智山第七世の能化職に補せられた。五年將軍家綱に謁して智積の食邑を加賜せられ、六年八月後陽成天皇の國忌に太上天皇、大覺寺法親王に宣し、運徹師に勅して法筵を掖庭に開き、三密俱缺の教義を論じ、義虎十員をして互に問難せしめしが師輒く之を破つて終つた。師前後印可を授くる者四千五百餘人、天和二年老を以て瑞應山に退隱し、専ら著作に

從事し、元祿六年九月五日壽八十を以て滅を示した。其の著書には大疏啓蒙五十九卷、釋論啓蒙四十一卷、付法傳纂解五卷、性靈集便蒙十卷、谷響集二十卷、結網集三卷等、皆學界の燈明にして元祿三年十二月の宗祖大師證號奏記の表文は實に師の筆になるものにして智山の末徒は師の學徳を尊崇して近代師と稱して居る。

秀翁師、高野山檢校にして字は慶深、伊勢安濃津の人である。幼にして智恩寺慶秀の下に出家し、十二歳にして亮典に就て學び、十六歳の時高野山に登りて蓮華三昧院に入りて研修し、學解益々進境あり。後奈良に趣きて法相、因明等を學び、四十二歳の時頼仙の讓を受けて蓮華三昧院に住し、碩學に、元祿十二年檢校に任せられた。幾くもなくして十二月十五日入寂した。高野山近世の性相學者と稱せられ、その著に住心論科註二十卷、俱舍論圖記四卷、俱舍世間品科註五卷、夏中間答四卷、法語後訓一卷等がある。

契冲阿闍梨は眞言宗の僧侶としてよりも國學者として多く聞えて居る。字は空心、

本姓は木下氏、寛永十七年攝津尼ヶ崎に生れた。年甫めて五歳、母間氏百人一首を口誦せしに日ならずして之れを暗誦した。十一歳の時、妙心寺に入りて丰定密師に従つて剃染し、十三歳にして高野山に登り、東室院左學頭快賢に謁し、賢意を加へて之れに誨へ、以て法器となし、灌頂、兩部大阿闍梨の職位を授けた。寛文二年壇越の乞に依りて攝州生玉曼茶羅院に住せしが其の潰闇に近きを厭ひ、和歌二首を壁間に題してその意を寓し、一笠一鉢意に隨ふて天下を周遊し後和泉久井里に掛錫し、山水の幽奇を愛し、留ること數歳に及んだ。契冲三藏に該く、悉曇に通じ、旁ら諸宗章疏を窺ひ十三經史及び文選白氏文集に涉りて涉獵せざることなく、名跡や、著れ、従ひて學ぶもの日に多きを加へた。茲に於て池田川の側に庵室を營み、日本紀以下の國史舊記を讀み、専ら和歌を好みて博く諸書を探り、延寶八年丰定寂するや遺命して後事を付囑せられしに依り、好む所にあらざるも老母今郷里に在るを以て已むを得ずして此れに住し、寺側に一室を工營して母を移して孝養した。時に水戸光圀萬葉集の善註なき

を嘆じ、遙かに契冲の名聲を聞き、召してその事を托せんとせしも固辭して受けざりしが、密に侯の志を感じ、萬葉代匠記二十卷、總釋二卷を作つて之れを献つた。光圀深くその卓見を嘉賞し、白金一千兩、絹三十匹を賜ふた。尋で古今集餘材鈔の著あり。光圀また之れを見て一度來り見えんことを望みしも辭して從はず、既にして母歿するに及び、院を退いて難波の東高津に卜居し、室を圓珠庵と名け、俗客を謝して清修自適した。光圀活資を送つて音問すること絶えなかつた。元祿十四年正月二十五日年六十二にして入寂した。著作には前記二書の外に厚顔鈔、百人一首、改觀鈔、勝地吐懷編、勢語臆斷、源注拾遺、漫吟集、和字正濫鈔等がある。

卓玄師、字は淳亮、俗姓は兒玉氏、薩州鹿兒島の人である。十五にして海藏寺覺有和尚に従ひ、十九にして薙髮受戒し、三密の妙行を修し、又安養院秀瑜阿闍梨に隨つて兩部の灌頂を受けた。明暦元年豊山に登りて良譽和尚の室に投じて始めて席に列し、また淨泉和尚に従つて密乘を學び、兩部大法諸尊の儀軌經疏及び秘訣を傳へ

無量壽院一流の奥底を究めた。寛文九年喜多坊に住し、釋摩阿衍論を講じ、延寶元年歸國して母を省し、翌年山に歸りて賴重和尚の禪を受けて同年七月江州總持寺に住し尾張大納言光友の請に依りて長久寺に轉じ、貞享元年三月幕命を以て豊山第十三世の能化職に登り、八月僧正に任ぜられた。貞享四年春仁和寺に赴き、大僧正孝源に謁して傳流許可重書秘訣を稟けた。此れ鑲上人の傳法院流が豊山に傳つた第二傳である。元祿三年十二月隆光僧正、智山信盛能化等と胥議して上人の諡號を奏請して同月二十六日興教大師と追諡せられ、元祿四年七月五日江戸城に於て講筵を開き、智山信盛能化は大日經疏を講じ、卓玄能化は即身義を講じ、將軍綱吉及び母公桂昌院の歸仰甚だ深厚であつた。能化の職にあること十二年にして退き、閑居して風月を樂しむこと十歳、寶永元年正月二十五日七十有三にして示寂した。

英岳師、字は宜春、父は宇都宮氏、母は多田氏、伊勢上野の人にして寛永十七年の生誕である。年十四歳にして豊山に登り、良譽和尚の室に投じて剃髮し、十八にして

肥前の覺因阿闍梨に隨つて兩洲の大法を傳へた。恒に亮汰和尚に従つてその提撕を受け、後南都に往いて華嚴唯識を學び、三井に遊んで法華、俱舍を聽き、復醍醐に往いて有雅大僧正に親炙すること數年、兩部大法、諸尊印契を授かり、寛文元年豊山に歸り、學侶を指揮すること十一年、其の後諸所に法輪を轉じ、尾州長久寺に住すること八年、元祿四年大樹公綱吉の命に依りて江戸彌勒寺に住し、十一月牧野備後守成貞の宅に台駕渡御の際、御前に佛法の二字を講じて大に聲譽を博し、彌勒寺に封戸百石を寄せられた。元祿八年七月豊山能化職に登り、僧正に任じ、一位尼公の尊信に依りて豊山の寺坊を建立造營する處多く、元祿十六年老を以て退職し、台命を以て江戸に來り、進休庵を建て住した。寶永四年冬大僧正に任じ、綱吉公屢々進休庵に渡御してその法談を聞くを樂んだ。寶永六年綱吉公薨するや與喜山に退き、止觀雙修四年、密嚴の阿字義を仰で註訓一卷を著し、又雜章問答三軸を記して遺弟に與へ、正徳二年十一月朔七十有四を以て與喜寺に入寂した。

亮貞師、字は自春、俗姓は松岡氏、伊勢渡會郡宇治郷の人にして慶安元年八月の生誕である。十一歳にして叔父菩提山光算の室に入り教春と稱せしも、光算寂せるに依り、十四歳の時、微雲院兼意阿闍梨を屈して得度受戒した。後亮典の資にして亮汰僧正と同門の眞常院亮元に師事し寛文九年二月豊山に登り、金蓮院一典の法華を講ずるを聞き、五月頼意僧正に見えて交衆の誼を結び、名を改めて亮貞、字を自春と稱した。此れより研學倦まず、人皆稱して隆光と師とを豊山の龍虎に擬した。延寶三年春初めて明眼論を松寮に講じ、同六年春座階を進められて菩提院結衆となつた。貞享四年春卓立僧正に随つて仁和寺に赴き傳法院一流を大僧正孝源に傳へた。此の時の筆記を俗に亮貞記と稱し、原本は豊山に藏して居る。元祿三年濟信法親王の請に依りて勸修寺に三教指揮、性靈集を講じ、元祿八年綱吉公の命にて江戸彌勒寺に住し、翌年護國寺に於て綱吉公の御前に即身義を講じ、同十六年四月第十五世の能化職に登り、六月幕府の執奏を以て權僧正に任じ、更に正に轉じた。寶永二年八月二十八日師大僧

正隆光と共に登城し、柳澤美濃守吉保、台命を傳へ、更に豊山の封戸を増し、五百石に加増せられた。依つて隆光英岳二僧正と議し、加増地を菅明、法起、良興、菩提四院に寄せた。寶永四年二月命に依つて江戸に出府するや官命と稱して護國寺に董せしめんとした。師再三固辭せしも許されず、即ち入つて之れに住し、勅して大僧正に任じた。同年八月病を以て職を辭せんとせしが、翌年正月に至りて漸く許されて三月二日江戸を發し、洛西乙訓寺に寓し、享保四年九月十七日壽七十二にして示寂した。その著に理趣經存公記四卷、自證說私記一卷等がある。

覺眼師は智山第十一世の能化にして薩州の人、鹿兒島大乘院の出である。寶永二年圓福寺より入りて専戒僧正の後を襲ふて能化職に就いた。寶永六年正月、綱吉將軍薨じて江戸に新義の僧録司を占め、權勢を張つた豊山方の隆光、快意等威望漸く衰へ來るや智山方は僧録司は敢て豊山に限るにわらず、智山にも通ずるものなるにより護持院第二世快意大僧正退隱の後には智山方より第三世を出さしめられたしと有司に上願